

た。

○吉田委員長 この際、お諮りいたします。

本案審査のため、本日、政府参考人として内閣府政策統括官原田保夫君、金融庁総務企画局参事官遠藤俊英君、文部科学省高等教育局長磯田文雄君、文部科学省科学技術・学術政策局次長渡辺格君、厚生労働省労働基準局安衛生部長平野良雄君、農林水産省大臣官房技術総括審議官小栗邦夫君、農林水産省大臣官房参事官藤本一郎君、林野庁次長沼田正俊君、水産庁増殖推進部長成子隆英君、経済産業省大臣官房審議官中西宏典君、経済産業省大臣官房審議官長尾正彦君、経済産業省貿易経済協力局長厚木進君、国土交通省自動車交通局長中田徹君、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長伊藤哲夫君及び環境省水・大気環境局长鷲坂長美君の出席を求め、説明を聴取いたしました。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。高橋昭一君。

○吉田委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

○吉田委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。高橋昭一君。

○高橋(昭)委員 おはようございます。高橋昭一でございます。

発災後、初めて質問に立たせていただきま

す。

三月十一日の十四時四十六分であります。私は、四十六分という数字をもう一つ忘れることが

できず、忘れてはならない数字だと思っておりま

すが、一月十七日午前五時四十六分であります。

阪神・淡路大震災の発災当時、私は被災地にあつ

て、被災地を運ばせていただくところから始まつた。松本大臣も、当時、現場の本部の方でももしつかりと活動いただきまして、本当に感謝を申し上げたい思いであります。

実際に、私が今思い起こすに、阪神・淡路大震災の現場を踏んでまいりましたので、今回、三月

十一日の発災当時、私自身が、阪神大震災の経験が今回絶対に生きるんだという思いで活動を開始しました。

しかしながら、私の中で一番大きかったのは、阪神・淡路大震災と今回の東日本大震災では大きく違うところがあるということでありました。

直下型の地震で都市が一つ壊滅した阪神・淡路大震災と今回の津波の災害というのが全く違うん

だということに関しては、当時、阪神大震災のときは、私は被災地におりましたので、東京はるか

なりということで、思ひが届かないという方の被災地におりました。今回、発災当時、私は東京にいまして、被災地を実際に俯瞰することができた

と思いますので、その意味において、被災地の中での活動と東京での活動、二つわかりました。な

ので、阪神大震災当時、私自身は、東京はなぜ動いてくれないんだろうと思つておったんですが、

私は今、そのときのことに関する考え方一つ改

まつたことがあつて、俯瞰で見ることの意義とい

うのも今回非常に感じました。

俯瞰で見たところは、阪神大震災と全く違うのは津波であります。阪神大震災の直下型の場合は七十二時間で救援が可能なんだ。し

た皆様に、復興に向けて全力で努力を続けてまいりたい、活動を続けていくとお誓いを申し上げまして、質問に入らせていただきたいと存じま

す。

発災後、初めて質問に立たせていただきま

す。

三月十一日の十四時四十六分であります。私は、四十六分という数字をもう一つ忘れることが

できず、忘れてはならない数字だと思っておりま

すが、一月十七日午前五時四十六分であります。

阪神・淡路大震災の発災当時、私は被災地にあつ

て、被災地を運ばせていただくところから始まつた。松本大臣も、当時、現場の本部の方でももしつかりと活動いただきまして、本当に感謝を申し上げたい思いであります。

実際に、私が今思い起こすに、阪神・淡路大震

災の現場を踏んでまいりましたので、今回、三月

十一日の発災当時、私自身が、阪神大震災の経験が今回絶対に生きるんだという思いで活動を開始しました。

しかしながら、私の中で一番大きかったのは、阪神・淡路大震災と今回の東日本大震災では大きく違うところがあるということでありました。

直下型の地震で都市が一つ壊滅した阪神・淡路大震災と今回の津波の災害というのが全く違うん

だということに関しては、当時、阪神大震災のとき

は大き

き

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

被災者の生活を考えまして、私が進捗の間隔をどう見ておられますと、阪神・淡路大震災の速度より何倍も遅いというイメージを持っております。避難所で置かれている状況も、阪神大震災から一ヵ月半とかいうことになりますと、例えば食料の安定的な供給が、当然今もかなりなされているんでしょうが、私が思うには、当時から比べると、まだ充実していないような認識があります。被災者の生活が立ち上がりっていくことが必要になつていくときの、そのための支援も充実していかなくてはいけないと思います。

もう一つ私がお伺いしたかったのは、被災者生活再建支援法のことであります。

今回もこのゴールデンウイーク中に、地域の情報をフィードバックするために入っていたいと思いますが、地域ではなかなか情報が届かない

まつていて、私が指摘を受けたのは、財源の問題を考えて、被災者生活再建支援法の満額支給というができるんだろうかとか、余りにも規模が大きいので、実際に計画どおりに進んでいくんだろかというふうな不安がありました。

これに関しても御質問したいと思いますが、被災者全員に行き渡るんだろうかという不安が私のところにも聞こえてまいりますので、そのあたりについて、政府としてお答えをいただきたいと思います。

○原田政府参考人 お答えを申し上げます。
被災者生活再建支援金につきましては、今回の第一次補正予算で五百二十億円を計上したところでございます。この五百二十億円と都道府県が既に拠出しております基金からの支出と合わせまして一千億程度の資金を確保しております。基礎支援金につきまして、十万世帯への支払いを見込んでいるということになつてございます。

支援金を払うということで予算措置をしておりま
すので、住宅被害の全容が明らかになれば追加の
措置が必要となるということもあるかと思いま
す。その場合、予備費あるいは補正予算によつ
て、きつちりと措置をしていくという考え方でござ
ります。

あともう一点、基礎支援金のお話を申し上げます。したけれども、もう一つ、住宅再建の方法に応じて支払われる加算支援金がございます。

今回、被害の状況を見ますと、当面、住宅の再建方法まで決まっているという方はそう多くないということをございまして、十万世帯のうち一万世帯分の加算支援金しか積算として見ておりませんけれども、当然、これから住宅再建方法が決まらなければ、加算支援金の申請もございます。そういう申請があれば、必要な予算措置を今後行つて、これについても全額をきつちりと支給するようやつていきたいというふうに思つております。

○高橋(昭)委員 ありがとうございます。

しましたけれども、被災地の中では情報過疎のよ
うな状態になつてしまつてはいるところもあるうか
と思います。今まで、ボランティアの場合、支援
物資を持つていつたり、マンパワーを持つていく
わけであります。これから一番必要になつてく
るのは、やはり情報をお持ちすることではないだ
ろうか。

今、政府は壁新聞を発行いただいておりますし、もちろん届いているところもあります。しかし、避難所に来ていない方々のところや、さまざまなもので情報が届いていない。やはり広報の

活動というのは、私は、災害と広報というこの二つが自分の専門だと思ってきたんですが、この二つが極めてリンクしていることを今回しみじみと思っています。

地の方々が不安にならないような情報交流をしていかなくてはいけないんだと、ということを思います。

員は、この問題に対する取り組みを、より積極的かつ効果的なものとすべきである。そのためには、まず、現行の規制措置を改め、より柔軟な運用を実現するための議論が求められる。また、規制措置の実効性を高めるためには、監視体制の強化や透明度の向上なども重要な要素となる。さらに、規制措置の実効性を評価するための指標の確立も必要である。

○高橋昭委員 ありがとうございました。
大臣一人に負担をかけるのではなくて、我々
は、もちろん超党派でありますし、すべての国会
議員も現地を回り、そしてまた、そこからの情報
をしつかりとフィードバックし、政府の活動に役
立てるように頑張りたいと思います。
きようはありがとうございました。質問を終わ

○吉田委員長 次に、長島忠美君。
○長島(忠)委員 おはようございます。自由民主
党の長島忠美でございます。

法案に対する質疑をさせていただきたいと思いますが、冒頭、あしたから五月でございます。もう初夏の季節を迎えて、被災をした人たちにどう

やつて少しずつ少しずつ希望を伝えていくかとい
う時期に来ているんだろう、そんなふうに思いな
がら質問をさせていただきたいと思います。

きのう予算委員会で我が党の谷議員から質問があつたように、できるだけ早く防災大臣専任ということで、この一次補正予算が通ることを受け

て、この予算の執行とさらなる対策に取り組んでほしい。私からも心からお願ひをさせていただきたいな、そんなふうに思うところでござります。

この補正予算について若干質問をさせていただきますが、また、気づいたことをお聞かせをいただきたいたい、私なりに心配していることもございま

すのでお聞かせをいただきたいという思いで質問しますので、どうぞよろしくお願ひをしたいと思
います。

確かに、この補正予算の中で市町村に対する財政措置、かさ上げ措置がなされるということについては、市町村にとつては随分ありがたいことだし、また、裏負担も含めて限りなく十分の十にして

ていただけたということでしょうから、その部分は安心をしているんですが、一点、例えば、市町村が独自に現地において臨時雇用をふやしていくつたり、軽微な災害について、市町村が独自にみずから財政をもつて簡単に災害復旧することによつて農地だつたら早く作付ができるといふことに対する配慮が少し感じられないようなんですが、その辺はこの補正予算の中でどの辺で読み取つたらいのか、大臣から少しお聞かせをいただきたいと思います。

○長島(志)委員 具体的に少しお聞かせをいたただきたいんですけど、例えば、今回の災害を受けると、多分消防団員というのはもう出動しつ放しの状況だと思うんです。通常でいつたら、消防団員の出動手当というのは多分二千円から二千六百円ぐらいの間で、ばらつきがあるんでしようけれども市町村によつて設定をしていると思うんです。

私は、すべてお金が解決をするということではなくて、消防団員の精神はやはりみずから地域をみずから手で守るという崇高な精神ですかね、市町村によつて設定をしていると思うんです。

ら、そのことを踏まえて感謝を申し上げたいと申

復旧を待つているとやはり一年二年かかつてしまふ。だとしたら、重機の借り上げ等によつて軽いものに災害復旧をできる手だて、本当は市町村がそのノウハウを使つてゐるんですけども、お金がかかるために多分できないでいるんだろうと思うんでした。

そういつたところに対する配慮の予算というのはこの中でどう読み取つたらいいのかなとうがしたので、ないんだとしたらやはり早急にそろそろいう配慮をしていただきたいなと思うんですが、どんなふうにお考えになりますでしょうか。

どうかわかりませんけれども、多分、仮設住宅移った段階で、今まであった企業がどうやつくり事を再生していくかということがやはり大きな問題になってくると思うんですね。

そのときに、今、金融、いわゆるゼロ金利だから金融ジヤンプとかいう法案で対処をしてもらっているんですが、どうしてもそれだけではクリアできない問題が実はあつて、再開をするところが今までのところに再開ができない。仮にどこかに借りて、雇用を守るために企業を守るたまに、災害から立ち上がり、とりあえず営業を開いて

冒頭に、いろいろお話をしたいという話 本当にそのお気持ちはありがたく受けとめたいというふうに思います。

中越地震、中越沖地震等々の教訓を私も学びたいたいと思いますし、今までにない未曾有の災害でござりますので、自民党の皆さん、公明党の皆さん

す。うんですけれども、それにしても、これだけ長時間にわたると、二千円から二千六百円の出動手当で連日出動してくれというのも本当に適切なのかどうかということを考えたら、雇用調整助成金では多分これはクリアできない問題だと思うんですね。

○ 松本(國務大臣) 今、消防団員の手当といふことがありました。私も、発災から、午後三時前後に機関管理センターに入りましたけれども、自衛隊、警察、消防、海上保安庁それぞれに力をされ、警察、消防それに、仲間が亡くなつておられる中で、黙つて涙をこらえて捜索案

お、力、前、方、南、治、
をしなければいけないというところに対しても、やはり金融支援だけではどうしても足りない部分が出てくると思うんですね。復興基金のところが、多分議論になつてくるのかどうかわかりませんけれども、その辺の考え方について、おありでしょ、ら少しお聞かせください。

敬意を表したいと思います。

被災した地域は、それぞれの歴史や文化があり、産業があり、そして、先ほどの発言にもありましたように、今度の被災の仕方がそれぞれ違います。北の方から南の方まで、私も十数カ所、十数市町村を見てまいりましたけれども、本当にこれから町の復興のありようが、これから町の人たちの思いやそういうものがそんたくをされて復興に至らなければならぬという意味で、権限やさまざまなものが移譲されなければならないといふことは承知をしているところであります。

国としては、災害復旧事業等の国庫負担や、地方財政措置において被災自治体への財政的な支援を行つております。また、被災自治体等の復旧復興の妨げとなるないよう各種の弾力的運用や規制緩和措置を行つており、おつしやいましたように、国、県、市町村の適切な役割分担のもと、被災地の復旧復興に今後とも取り組んでまいりたいというふうに思つております。

例えば、時間もないのに端的に言うと、私のところは、雪が降って、全村、空になつていました。雪が降ります。全村、空の状況で、雪が降りました。傷んだ家に雪が積もるものですから、倒壊の危険性が増してまいります。そのときに、それぞれ自分の家を守れという観点だとなかなか通えない人も出てくるということで、消防団員を中心にしていわゆる雪おろし隊というのを結成して、雪おろし隊に対するお金を払えるような制度を実はつくらせていただいたんです。

だから、市町村によつて、例えば、今回の被災地は見回り隊でもいいですから、そういう形で、やはり消防団員に対して、職も失い、家族も失いながら頑張っていることを見ると、お金がすべてではないと思いますけれども、そういうた醜慮ができるような予算立てというのは私は必要だと思うんです。

もう一点、今回、津波災害、非常に深刻で、すべてをなくしてしまったということと、津波には遭わないけれども、地震によつて農地において軽微な災害を受けたところがあつて、そこはいち早く災害復旧をしたい。だが、国の災害査定や災害

消防団は本当に地域のかなめで、恐らく二千中から二千五、六百円と、私のところも今、消防団員が少なくて苦労しております。そして、地域で避難をさせる中で消防団の方が命を落とされたことがあります。

今お話をいただきました、そういうところで自回り隊というところの話もしつかり受けとめながら、個別の話でありますのでこれから検討していくべきだと思いますし、地震の住居の借り上げ等々の話がありましたけれども、これも、今度は仮設住宅に入るまでなかなか時間がかかるところで、厚生労働省等々も借り上げの問題等々踏み込んで今議論しておるところでございます。

さまざまなお知恵や御議論をいただきながら、私も少しつかりそしゃくをしてまいりたいというふうに思っております。

○長島(忠)委員 後で議論になってくることなかまわかりませんけれども、きょう経済産業省から来てもらつていまして、これは原発被災地といふことで来てもらつてるのでお答えができるか

に、国、県、市町村の適切な役割分担のもと、被災地の復旧復興に今後とも取り組んでまいりたい」というふうに思つております。

遭わないけれども、地震によって農地において軽微な災害を受けたところがあつて、そこはいち早く災害復旧をしたい。だが、国の災害査定や災害

かもわかりませんけれども、きょう経済産業省から来てもらつてまして、これは原発被災地ということです。お答えができるか

もゼロ金利でやりますから、五年間は本当に安めにして商売に専念できるというようなことをとりまして、今委員の御指摘のとおり、しっかりとし

バックアップをしていきたいと思つております。

ここで何かあつたら言つてください。

○松本(龍)国務大臣 今答えた仮店舗、仮工場でありますけれども、これもやはり委員御指摘のとおり周知がまだできていない。これは三週間前に中小企業庁が汗をかいてスキームをつくったわけですけれども、陸前高田では横に仮店舗ができておりました。床屋さんがあるとか、マーケットがあるとか、八百屋さんがあるとか、そういう町をやはりつくつていかなければならぬ。

私どもも周知に向けて努力をしますけれども、皆さん方も、よろしくその周知に向けていろいろ宣伝をしていただきたい。これは無償でありますから。

○長島(忠)委員 大臣にぜひお願ひをしたいのは、今避難所に届いている情報というのは、やはり政府が仕切つたものしか情報として届いていないんですよ。

この先、例えば復興基金を計画して、それはも

ちろん政府が使い方を制限するわけではありませんから、県が市町村と相談をしながら、被災者と

相談をしながら使っていくことになるんだと思う

んですけれども、そんなことのメニューの中に、

例えば町を再生する、コミュニティを再生する

ときには必要なもの、それは今おつしやったクリー

ニング屋さんであつたり、床屋さんであつたり、ガソリンスタンドであつたり、そういうたのも

含めて、やはり再生のために復興基金というところ

で議論をしていく準備もありますよみたいなこ

とを情報として伝えることは、被災地にとつて一

つ安心につながるんじゃないかなと思うんです。

さつき高橋委員からもありましたけれども、情

報は一方向だけだと安心できないんですよ。やは

り情報というのは双方向で共有をしていかないと

なかなか安心できないんだろうと思うので、ぜひ

大臣から そんなことを含めてお取り組みをいた

だきたいなと思うんです。

原発の被災地のことが心配になつておりますの

いと思うんです。

経済産業省さんにお聞きしたいんですけど、何でこれだけ数値が日々目まぐるしく変わつて、そのことによつて被災地は混乱をしなきゃいけないんですか。どこかでやはり、エリアで仕切れないんだつたら、数値できちんと、日々変わるようなこ

とがあるから信頼性を失つていくんだと思うんで

すが、その辺の見解を経済産業省は持つていらっ

しゃるんでしょうか。

○中山大臣政務官 これは二つのことがあります

て、一つは、プラントに何かあつたとき、どうし

ても二十キロの距離で逃げる、避難が必要なので二十キロの円周を描いたので、これは実は余り線量に関係ないんです。二十キロないと、いざとい

うときに逃げられない。その間のところ、二十キ

ロを超えたところで、線量が少し薄い、南相馬な

んかはそこにもう住居がありますから、そこに生

活が始まつて。意外にそこは低い。しかし、そ

うように逃げられない。その間に生き残る

ことは、本当に今委員の言われたとおり、私も

現場でやつたときには、常に官邸に電話して、官

邸から先に意見を言つちやだめだよ、絶対官邸か

らメッセージは出してもらつちや困る。地元と話

を必ず合わせて、地元がまとまつた時点でやつて

くれということは常に、私は連絡役をやつていた

ところなんですが、どうしても、個々にマスコミ

に流れでみたり、おかしなことがあつたことは事

実です。

ですからも、本当にその管理はしっかりと

ありますけれども、本当にそのとおりで、やはり情報が変わ

るということは常に、私は連絡役をやつていた

ところなんですが、どうしても、個々にマスコミ

に流れでみたり、おかしなことがあつたことは事

実です。

ですからも、本当にそのとおりで、やはり情報が変わ

るということは常に、私は連絡役をやつていた

ところなんですが、どうしても、個々にマスコミ

に流れでみたり、おかしなことがあつたことは事

実です。

○長島(忠)委員 専門家の意見を受けた上で、数

ね。それは、多少風の向きで範囲が広がることにつけでは了解いただけるかわからないけれども、数値が二十とか百とかひとり歩きすることによつて、かなり不安をあおるんだと思うんです。その

ことによって被災地は混乱をしなきゃいけないんですか。どこかでやはり、エリアで仕切れないん

だつたら、数値できちんと、日々変わるようなこ

とがあるから信頼性を失つていくんだと思うんで

すが、その辺の見解を経済産業省は持つていらっ

しゃるんでしょうか。

○中山大臣政務官 これは二つのことがあります

て、一つは、プラントに何かあつたとき、どうし

ても二十キロの距離で逃げる、避難が必要なので二十キロの円周を描いたので、これは実は余り線

量に関係ないんです。二十キロないと、いざとい

うときに逃げられない。その間のところ、二十キ

ロを超えたところで、線量が少し薄い、南相馬な

んかはそこにもう住居がありますから、そこに生

活が始まつて。意外にそこは低い。しかし、そ

うように逃げられない。その間に生き残る

ことは、本当に今委員の言われたとおり、私も

現場でやつたときには、常に官邸に電話して、官

邸から先に意見を言つちやだめだよ、絶対官邸か

らメッセージは出してもらつちや困る。地元と話

を必ず合わせて、地元がまとまつた時点でやつて

くれということは常に、私は連絡役をやつていた

ところなんですが、どうしても、個々にマスコミ

に流れでみたり、おかしなことがあつたことは事

実です。

ですからも、本当にそのとおりで、やはり情報が変わ

るということは常に、私は連絡役をやつていた

ところなんですが、どうしても、個々にマスコミ

に流れでみたり、おかしなことがあつたことは事

実です。

ですからも、本当にそのとおりで、やはり情報が変わ

るということは常に、私は連絡役をやつていた

ところなんですが、どうしても、個々にマスコミ

で、若干おくれているのかもしれません。それ

は、相談をしたりいろいろ配慮をしているところでおくれているということで御理解をいただきたい

というふうに思います。

○長島(忠)委員 このの避難所とか避難対策はどうですか。どこかでやはり、エリアで仕切れないん

で仕切るようになりますか。ちょっとお聞かせください。

それで、新聞報道ですから一〇〇%本当かどうか

かわかりません、飯館が計画的避難区域に指定をされ、早いところは連休から避難が始まるとい

うような記事が実は出ておりました。ただし、そ

の時点での、まだ半数の受け入れ先が見つからない

という話、新聞報道ですよ。

だから、この前、内閣委員会で枝野官房長官に

お聞きをしたとき、政府がきちんと原発の避難に

ついては責任を持つてやるんだ、避難地について

もきちんと示してやつていくんだということを言

われたんですねけれども、その残りをきちんと誘導

する準備はもうできているんでしょうか。

そして、何か報道によると、一、二年避難をす

ることになるかもわからないみたいな話をしてい

るんですが、それはどういう情報として、どれぐ

らいの期間ということは政府から実際には伝わつ

ているんですか。

○中山大臣政務官 まず、モニタリングの件につ

いては本当にそのとおりで、やはり情報が変わ

るということは常に、私は連絡役をやつていた

ところなんですが、どうしても、個々にマスコミ

に流れでみたり、おかしなことがあつたことは事

実です。

ですからも、本当にそのとおりで、やはり情報が変わ

るということは常に、私は連絡役をやつていた

ところなんですが、どうしても、個々にマスコミ

に流れでみたり、おかしなことがあつたことは事

実です。

○長島(忠)委員 この前、内閣委員会で質問した

ときと答えが違うんですよ。自然災害のものは市

町村、県が避難所を開設して、一義的には市町村

がやつしていくということなんですねけれども、原発

の避難者については政府が一〇〇%責任を持つて

いるというのが枝野官房長官の回答なんですよ。

だから、どこでやつていいんですかと聞いてい

るんですよ。

○岡本大臣政務官 今御指摘ありました避難所、

それから避難される方もいろいろおみえだと思います

ます。課題を抱えてみえる方、例えば医療や福祉サービスが必要な方などの避難については厚生労働省の方で見ますが、先ほど経済産業省から御答弁ありましたように、原子力災害対策本部というのが一義的に今回の事態についての責任と権限を持つて取り組んでいる、こういうことであります。

多分市町村でも一〇〇%把握できていないと思うんです。そこが抜け落ちているんだと思うんですね。

○田名部大臣政務官 二十キロ圏内につきましては、人も出入りができないという状況の中で、そ
で農水省から来もらつたのは、私、知らないで教えてもらいたいんです。二十キロ圏内の牛や豚は何で出せないのか。何で避難をさせられないのか。ちょっと、私、わからないので教えてもらいたいんです。

大丈夫かというこ
ですよ」と呼ぶ)
ですか、牛

とですか。（長島（忠）委員）そう
曰体の前に、牛を連れ出すため
（長島（忠）委員）それはいいんで
は外へ出しても大丈夫なのかど
うです」と呼ぶ
務官、ちゃんと質問を聞いてく

○松本(龍)国務大臣 発災から一週間で南相馬に参りました。自主的な避難があつて、長岡に行かれたり、燕三条に行かれたり、山形県の長井市に行かれたり、本当にさまざまな状況がありまし
た。

○長島(忠)委員 理由はそれですか。被曝をして危険だから出せないとかいう理由じゃなくて、人が入れないから出せないという理由ですか、確認します。

○田名部大臣政務官 当然、二十キロ圏内は大変

とですか。（長島（忠）委員「違います」と呼ぶ）ごめんなさい、もう一回お願ひします。

私は、原子力災害の方は切り分けて、地震、津波の被災者支援ということで分けておりましたけれども、私どもも、総務省を初めとして、双葉のコールセンターというものを立ち上げて、福島県を通じて、今離れている方が、私は双葉町のどこから来ましたということをその市町村で言つていただければつながる。今、大変重要な御質問

原発の近くでありまして、放射性物質を受ける量も高いわけですけれども、まずは、二十キロ圏内については人が入ることができないという危険な区域として指定をされておりますので、その中に立ち入りつて動物を連れ出すことができないということであります。

なるんですかということです。
○中山大臣政務官 ヘットとか、それから車なんかもあるんですね。もし出るときには、それはやはり検査をしてみないとわからないということも随分あると思うんです。可能性としては被曝をしていますよね。
ですから、当然、今は人が入れませんから、い

指摘なのは、今度の災害は緊急な避難ということことで、つながりやきずながどんどん離れていくことによるものと御指摘だと思います。これは、政府においても大きな責任がございますので、いろいろな手立てを講じて、このつながりやきずなを結びつけるような作業を、これからも原子力災害対策チームもこつきり技術つながりをやっていきたい」と述べました。

とではないんですか。牛を外に出しても大丈夫なんですね、出せれば。
○田名部大臣政務官 牛を連れ出すためには、人が入らなければ……(長島忠)委員「いやいや、牛を外に出しても人に危害とか何かはないんですね」と呼ぶ)

いろいろそういうことは、お世話はできない。だけれども、出るときには、当然スクーリーニングをしない限りは出られないですね。だから、車もそう。そうでしょう。だつて、車もそう、ペットだつてそつしてあげないと。

○長島(忠)委員 丈夫なんですか。

では、スクリーニングしたら大

○長島（忠・委員） 指摘だけさせてもらいますね。遠距離避難に行くと、福島県の原子力当該地域から来た人と、別なところから津波災害で避難された人と、一緒の避難所にいることが多いんですね。だから、そのところを多分把握していくつうふうに思つております。

○吉田委員長　政務官、ちょっととどめてください。
い。
もう一度質問をお願いします。
(忠)委員「いや、それじゃなくて」と呼ぶ牛がどうかというよりも……。
に、人が中に入らなければなりません。(長島)

○**中山大臣政務官** 結果が、放射線が高ければ当然、これはどうするかというのは、そのときにまたいろいろな話になる。特にペットだつて、ペットの場合は特に、人間がそれを食料とするわけじやありませんので、スクリーニングしてきれいになれば当然大丈夫です。車だつて同じと思いま

しやらないんじゃないかなと思います。その辺をもう一度
やはりきつと把握する必要があるんだろうと想
うので、ぜひ、ここから先はきめ細やかにやつてある
いかないと大変なことになるんだろうと思うんで
す。

○長島(志)委員 いいですか、放射性物質の強いところにいた牛を外に出すことによって、その生は何らかの影響があつて危険なんですかということを聞いているんです。

ただ、食用というのはいろいろな影響があるの
で、その科学的な見地はそのときにもう一度判断
しなきやならないというふうに、どのくらい被曝
しているかもわからないんです。

第二類第一号 災害対策特別委員会議録第十一〇長島(忠)委員 では、そのことはされたんですね。か。被曝量がどれぐらいだかというのを、どこかの部署で、文科省がやつたのか経産省がやつたのか農水省がやつたのか知らないけれども、それはやつたんですか。

弓 平成二十三年四月三十日

もいるわけで、なかなか避難所に連れていくといふのも難しいところがあります。

八
題だということを先ほどお話をしているだけで、
政府としてダメだと言つてはいるわけでもありません
んし、それぞれのコミュニティーで決めていくて
いただくということだと思います。
○長島(忠)委員 私は、できたら避難所とか仮設

○岡本大臣政務官 人への影響という観点でいよいよ
ますと、人も生物も同じですけれども、結局、内
部被曝して、先ほどちょっと中山政務官からの話
もありましたけれども、外へ出る放射能だけでは
なくて、排せつ物にどのぐらい放射線が含まれて
いるかとか、もちろん、それが何らかの食用に供
される場合には当然、乳とか肉とかというのはま
た調べなきやいけませんが、先ほど田名部政務官
からの御答弁もありましたけれども、現実的に今
出るという状況になつていませんから、スクリー
ニングもさせていませんし、出るという段になつ
たら、当然そういういたさざまな外部への影響と
いうのは評価をしなければいけない。
要するに、委員が御指摘のように、勝手に牛が
歩いて出てきてしまつたらどうなのかとか、野生

○田名部大臣政務官 飯館村、あそこの牛と馬はどうするんですか。
おり、私たちも、何とか助けられないだろうかと
いうことが大前提でさまざまな議論をしてきました。
そして、各市町村また県ともいろいろな打ち
合わせをしてまいりました。
そういう中で、飯館村については、計画的避
難区域でありまして、計画的と緊急時の区域に関
しては福島県の方で何とか移動、出荷をしたいと
いう方針を出しておられますので、私たちといった
しましても、そのマッチングであるとか、今の段
階で全国で二十三県受け入れの施設があるという
ことですけれども、受け入れ先に移動するときの
検査であるとか除染、こういったことの体制を
しっかりと整備をして、県ともよく話をしながら

思うんですね。したがつて、一概にはなかなか言ふまいづらいというところがありますけれども、それぞれそのコミュニティの中での取り扱いといふことにならうかと思います。例えば、小さなペット、本当に自宅の中で飼えるようなカメみたいなものであれば、これは自宅で飼えるんでしょうけれども、それがだんだん大きくなつてくるとなつてくるかということには、それぞれのケースでちょっと想定が変わつくると思います。

住宅は性善説に立つていただきたいんです。それは、認めるといっても、それぞれ飼う人が、うちの犬は音がうるさいからといえば、ちゃんと親戚に預けたりしますよ。うちの猫はよそに入る癖があるからとしたら、それはモラルの問題で、できるだけ人に迷惑をかけないように被災者だつてありますよ。そこをだめだと言つたら希望がつながらなくなってしまうんじやないかと私は言つてゐるのです。

生物が出てきてしまつたらどうなのかといふようなことまで言われれば、そこまではスクリーニングできませんけれども、実際人為的に出すといふのであれば、当然その時点で調べるということになります。

ら、できるだけそういった地域の家畜が受け入れていただけるように努力をしてまいりたいと考えています。

思うんですね。したがつて、一概にはなかなか言いつづらいというところがありますけれども、それぞれそのコミュニティの中での取り扱いということにならうかと思います。例えば、小さなペットト、本当に自宅の中で飼えるようなカメみたいなものであれば、これは自宅で飼るんでしょうけれども、それがだんだん大きくなつてくるとどうなつてくるかということには、それぞれのケースでちよつと想定が変わつてくると思ひます。

○長島(忠)委員 震災から七週間。七週間たつて、避難所と仮設住宅のペツトの状況が決まらないというのはどういうことですか。もともと住んでいた人というのは、コミュニティの中で犬や猫をお互いに飼つて、お互いに認め合つていたんですよ。そのコミュニティを取り戻してあげれば、お互に犬や猫を飼うのなんか認め合うやないですか。そういう発想ぢやないですか。

だから、新たにいろいろな人をごちゃまぜにして、アレルギーがあるとかじやなくて、もとあつたコミュニティを仮設住宅で取り戻してあげれ

住宅は性善説に立つていただきたいんです。それは、認めるといっても、それぞれ飼う人が、うちの犬は音がうるさいからといえば、ちゃんと親戚に預けたりしますよ。うちの猫はよそに入る癖があるからといつたら、それはモラルの問題で、できるだけ人に迷惑をかけないように被災者だつてありますよ。そこをだめだと言つたら希望がつながらなくなってしまうんじやないかと私は言つているのです。

被災者にとって一番大切なのは自立をさせることでしよう。政府の最終的な災害復旧復興の姿というものは自立をさせることじゃないんですか。自立を目指すんだとしたら、自立ができるだけの要素を、モラルハザードを起こさないようにしてあげるのが政府の仕事じゃないかと私は思うんですよ。その辺、大臣、どうですか。

○松本(龍)国務大臣 大変重要な御指摘だとうふうに思います。

そして、この間も長島委員が言われましたように、避難所は解消するのが目的なんだということ

○長島(志)委員 私は、最初の災害特か何かで、やはり牛や馬の命を助けなきやいけないだろう、それを家族だと思っている人たちが暮らしているよ、だつて、家族の命を守れないほどつらいことはないですよという話をしたんですよ。

てビデオ撮影したのをどこか報道で流したじゃないですか。ああいう問題意識を持つたときに、入ってちゃんと、おたくの政党の議員だつて撮っているじゃないですか。やろうと思えばできるんじやなかつたんですか。

ば、もともと犬や猫を飼っていたわけじやないですか。だつて、七週間たつて、そのことすら議論していなかつたんだつたら問題じやないです。

○岡本大臣政務官 もとあつた町、同じものができればいいんですか、仮設住宅は、御存じのよう

に、一千一千疊ばかり、つけて、からめて、

もやはり自立を促せるその一步だろうというふうに思いますけれども、何しろ、この災害、私も、発災から一週間ぐらいで二次避難で、公営住宅、国の施設等々で最初四万人分集めました。そして、今では十数万人分の二次避難場所を用意してあります。

家族の命を奪わぬいた人の名前をなくしました。二度と牛や豚を飼う氣にならない、だから、聞いたんですよ。そのことを最善の努力をして、それでも危険だからだめだというんだつたら、それはあきらめがつくけれども、いや、それは人間が入るから、危険だから、いや、出す段階にならなければ検査しないから、本当にこれでいいんですか。私はそう思いますよ。

○岡本大臣政務官 はペットをどうしますか。

馬生少佐候省いお聞きしたいんですが、
まずその前に、避難所においてのペットですけれども、明示的に禁止をしてい
るわけではないんですが、現実的にたくさん的人
が集まっていると、先ほどの家畜も同じだと思いま
すけれども、委員御指摘のように家畜を家族だ
と思ってみえる方もいれば、必ずしもそういう、
アレルギー等があつて一緒に暮らせないという方

一車一車陰が辺りわけです。ありていにいふ
えば壁も薄いわけでありまして、隣で犬が鳴いて
いるのがすぐ聞こえるわけです。飯館と同じ町が
同じものでできれば、当然、そこはペットが住め
る、畜生が飼えるわけでありますけれども、そ
うじゃないということはもう御承知おきのとおりで
あります。そこにおいてペットをどうするかと
いうのは、我々が禁止するとかではなくて、まさ
にそのコミュニティーで決めていくただく間

そういう意味では、そういうフエーズをずっと
つくりましたけれども、まだ行方不明者が一万人
以上おられるという中でなかなか避難所から動か
れない人たちも多いという中で、そのところも
長島委員とこれからいろいろなところで御相談
をいただきたいけれども、やはり自立ということ
ろに至る、この法案はそこに至るまでの一つの大
きな財政措置ということありますから、これか

らどんどん、今おつしやったようなことも含めて、私自身は、阪神・淡路のときは、仮設住宅は二ヵ月でできましたけれども、仮設住宅から子供たちを早く出してやるというのが最後までのモチベーションがありました。そういう意味で、同様に努力していきたいと思います。

○長島(忠)委員 ゼひ、しばらくは、八月、お盆までですか、仮設住宅が完成するまで、避難所に対する、被災者に対する対策というのがやはり一番地域の希望をつなぐ上で大切なことなんだろう。もちろん、将来に向かつた希望を伝えることでも大事だと思うんです。

だから、後手後手ではなくて、先々で打つ対策が必要だと思うんです。もう今の時点で、避難所の暑さ対策をどうするのか、避難所にずっと八月まで置いておけないと私は思うんですよ。だから、その間、仮設住宅の見込みを立て、少しフレッシュに行つてもらおう。うちは沖縄から招待してもらって、沖縄に行つたことも実はあるんですけど、後手後手ではなくて、先々で打つ対策が必要だと思います。

避難所で、私は、今、被災者の皆さんというのは、家族を亡くし、地域をなくしながらも、とても踏ん張つていらっしゃると思うんです。頑張っていらっしゃると思うんです。その気持ちは私はとても大切だと思うんです。だから、そこをめげさせないようにしてあげのも我々の務めだ、そう思っています。

避難所、暗くなる。うちには、うちの例ばかり言つて申しわけないんだけど、お母さん方に口紅を塗つてくれと言つたんですよ。口紅をお母さん方に引いてもらつただけで避難所の雰囲気といふのはがらつと変わるんですよ。それぐらい微妙なんですよ。

それを、皆さんのが最前線に立つわけにいかないから市町村が立つ、市町村の職員や役割を担う人たちはきつちりできるような体制を支援してやつてほしいなと。だから、お金もそうです、そうしてやってほしいなと思うんです。

○松本(龍)国務大臣 私も発災から避難所の生活

改善ということですと、復興とかいろいろ言われますけれども、そこだけを取り組んでおりません。悉皆調査もしていきながら、劣悪なところは改善をするようにということだけをずっと言い続けております。

行き届かない点は多々あると思いますけれども、そこの避難所におられる方々の医療や福祉、あるいはさまざまな問題に対する対応、そして、私も発災の日から言いましたけれども、破傷風とか感染症とか伝染病が津波由来では非常に多いとかいうことで、その日に厚生労働省に言いましたけれども、そういうことも含めて厚くしていかなければならぬ。夏は雨、そして暑さがありますから、そこに向かっても努力をしていただきたいというふうに思つております。

○長島(忠)委員 時間がなくなってきたので、最後にお願いだけしておきます。

本日、東日本大震災並びに法案について質問をさせていただきます。

○吉田(康)委員長 次に、江田康幸でございます。

たいと思います。
ありがとうございます。

○江田(康)委員 公明党の江田康幸でございます。

本日、東日本大震災並びに法案について質問をさせていただきます。

質問に入ります前に、このたびの大震災によつて亡くなられた多くの方々に哀悼の意を心から表しますとともに、また、今なお避難生活をなされている多くの方々、被災された方々にお見舞いを申し上げるものでございます。

それでは、質問に早速入らせていただきます。早急に取り組むべき問題に焦点を当てて質問をさせていただきます。

まず、災害廃棄物処理についてお伺いをさせていただきます。

○長島(忠)委員 時間がなくなってきたので、最後にお願いだけしておきます。

○江田(康)委員 公明党の江田康幸でございます。

本日、東日本大震災並びに法案について質問をさせていただきます。

○吉田(康)委員長 次に、江田康幸でございま

す。

○江田(康)委員 公明党の江田康幸でございま

す。

○吉田(康)委員長 次に、江田康幸でございま

す。

○江田(康)委員 公明党の

ねでございます。

自動車を失われました被災者の方々が一刻も早く新たな車の取得を容易にされたい、これを支援するために、今回、被災地復興のための税制措置の中でも、まず、被災した自動車に関する自動車重量税の還付の措置がございます。それからもう一つは、被災自動車にかわるものとして新たに取得する自動車に関して、自動車取得税を非課税とする、あるいは自動車重量税につきまして、最初の車検のときに入税とするなどの車体課税の免稅措置を講じることいたしております。

こうした税制措置を講じることによりまして、自動車を取得しやすい環境を整えまして、生活の利便性の回復を支援してまいりたいと思っております。

○江田(康)委員 撤去自動車についてお伺いいたしましたけれども、遅いです。遺失物法の問題がある、そういうのは全部わかっています。しかし、今一番復旧の妨げになつてるのは自動車ですよ。政府がこれを一元化して決めていかなければ、市町村は復旧に向けて取り組めない。

これがあるわけですから、三ヶ月をめどにその検討に入つたということをお聞きしておりますけれども、いつこの指針を出されていくんですか。大臣、どうですか。

○松本(龍)国務大臣 追つて指針を示すということとが、三月二十五日の損壊家屋等の撤去に関する指針で示しております。今、遅いという御指摘でありますので、チーム初め、また関係省庁としきり連絡をとり合いながら、早急に進めるよう督励をしてまいりたいというふうに思つております。

○江田(康)委員 続けて、学校の瓦れき処理についてお聞きいたします。

阪神・淡路大震災のときは、私立学校の瓦れき処理というのは対象外だったわけですね。今は、公立も私立もすき間なく補助の対象にするということを決めたわけでございますが、そのことを市町村に周知徹底していただきたい。

さらに、放射能が検出される地域においては、子供の健康被害への対応が課題になつております。

これに対する政府の対応について、見解をお聞きしたいと思います。

○橋高大臣政務官 お答えさせていただきたいと思ひます。

まず、前段のことについて私の方からお答えさせますけれども、今回、私自身も現地調査を八回行つて、現地のニーズあるいは状況をリアルタイムで的確に把握を行つてきたところでありますけれども、先生御認識のとおり、本当に大量の瓦れき、災害廃棄物が発生をしておりまして、これを円滑かつ迅速に処理するということが最も重要な課題であろう。そして、被災地の生活を一刻も早く取り戻すということで取り組ませていただいているところでございます。

私立学校などのように災害復旧制度を有している法人につきましては、瓦れきの撤去と施設の建てかえを一体で、一緒に行なうことが可能なものにつきましては、その災害復旧制度によることが適当であると考えるところでございます。

しかしながら、私立学校の敷地内の災害廃棄物につきましても、市町村が特に必要と認め、処理を行う場合につきましては、災害廃棄物処理事業で対処することも可能であると考えております。

○笠大臣政務官 今委員の方から御指摘がありましたが、児童生徒が安心して学校教育を受けられるように十分に対応していきたいというふうに考えております。

○江田(康)委員 しっかりと対応していただきたいと申し上げておきます。

次に、放射性廃棄物の処理について、松本大臣にお伺いをいたします。

福島原発から二十キロ圏内の避難区域、また今新たに設定される計画的避難区域、さらには緊急時避難準備区域、これらにおいては、放射性物質による汚染が想定されたために、廃棄物対策処理事業の外とのことで、全く手がついていないという状況であると思つております。

早急に対応をしていかなくてはならない問題ですが、今後の復興や帰宅に向けて、いつから対応していくのか。それには、恐らく一般廃棄物と放射性廃棄物をどのような基準で分けるのかといふことがございます。これらの基準を早急に示す。

○江田(康)委員 続けて、学校の瓦れき処理についてお聞きいたします。

阪神・淡路大震災のときは、私立学校の瓦れき処理というのは対象外だったわけですね。今は、公立も私立もすき間なく補助の対象にするということを決めたわけでございますが、そのことを市町村に周知徹底していただきたい。

また、学校における子供たちの安全を守つてい

くために、御案内とのおり、四月十九日に、原子力安全委員会の助言を踏まえた原子力災害対策本部の見解を受けまして、今、学校施設等の利用判断に関する暫定的な考え方を示しております。具

体的には、安全の目安である毎時三・八マイクロシーベルトの空間線量率を示し、校庭の空間線量率がこれ以上の場合には屋外での活動を控える等の措置をとったところでございます。

四月十四日に文部科学省が行つた調査では、この毎時三・八マイクロシーベルトを上回る学校等が十三校ございました。そして、二十二日の調査では、四校減りまして九校になつております。そしてさらに、四月二十八日の調査では、七校減つて二校になつております。昨日二十九日の調査結果が二十四日の調査結果で同様の数値が確認された場合もなくまとまるところでございますけれども、二十四日の調査結果で同様の数値が確認された場合には、校庭使用の制限は二校を除き解除される見通しとなつております。

引き続き、モニタリング等々をしつかりと継続的に行なう中で、児童生徒が安心して学校教育を受けるように十分に対応していきたいというふうに考えております。

○江田(康)委員 しっかりと対応していただきたいと申し上げます。

福島県内の災害廃棄物の当面の取り扱いにつきましては、放射性物質による汚染のおそれを考慮に入れながら、政府部内において整理を行つております。福島県に対して、早急にその内容について説明をいたしたい旨を申し入れをしているところであります。

政府部内での主な内容等を申し上げますと、避難区域及び計画的避難区域の災害廃棄物について

は、当面の間、移動及び処分は行わない、それ以外の地域の災害廃棄物については、必要性が認められる地域において、当面の間、仮置き場周辺でのモニタリング結果を踏まえて処分方法を検討するという内容でございます。

○江田(康)委員 しっかりとリーダーシップを發揮していただきたいと思います。

時間が大変なくなつてしまつましたので、用意した質問を省かせていただきますけれども、原子力損害の賠償に関連して、今回、第一次指針が発表されましたので、これについてお伺いをさせていただきます。

公明党は、原子力損害の賠償については、仮払も含めた迅速で幅広い救済ということを主張してきたわけあります。今回、原子力損害賠償紛争審査会が第一次指針を示されました。この損害

ですか。

また、これらの処理は国による一〇〇%負担と

いうことでしなければならないと思つております

が、これらについて、大臣のお考えをお聞きした

と思います。

○松本(龍)国務大臣 御懸念の点はよく理解をで

きます。

福島県内の災害廃棄物の当面の取り扱いにつき

ましては、放射性物質による汚染のおそれを考慮

に入れながら、政府部内において整理を行つてお

ります。福島県に対して、早急にその内容につい

て説明をいたしたい旨を申し入れをしているとこ

ろであります。

政府部内での主な内容等を申し上げますと、避

難区域及び計画的避難区域の災害廃棄物につい

ては、当面の間、移動及び処分は行わない、それ以

て説明をいたしたい旨を申し入れをしているとこ

ろであります。

難区域及び計画的避難区域の災害廃棄物につい

ては、当面の間、移動及び処分は行わない、それ以外の地域の災害廃棄物については、必要性が認められる地域において、当面の間、仮置き場周辺でのモニタリング結果を踏まえて処分方法を検討するという内容でございます。

○江田(康)委員 しっかりとリーダーシップを発揮していただきたいと思います。

時間が大変なくなつてしまつましたので、これについてお伺いをさせていただきます。

公明党は、原子力損害の賠償については、仮払も含めた迅速で幅広い救済ということを主張してきたわけあります。今回、原子力損害賠償紛争審査会が第一次指針を示されました。この損害

います。

以上でございます。

○吉田委員長 次に、高橋千鶴子君。

日本共産党的高橋千鶴子です。

今議題となつてある東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律案、いわゆる財特法ですが、一つ一つが重要な項目であり、何が足りないかを大いに吟味していく必要がある。本當はあると思うんですけれども、急がれる課題でもあるということ、非常に短い審議ではあります。

そこで、最初に中山政務官に伺うわけですね。

ども、時間の関係で二つの問い合わせを一つにしますので、答弁も簡潔にお願いいたしたいと思います。

財特法第百三十条、中小企業基盤整備機構の行う工場整備事業等について、これが先ほど来も話題になつてある貸し工場、貸し店舗などを無償提供する、こういう制度になるかと思うんですけれども、その具体的な内容を伺いたいと思うんで

○高橋(千)委員 今、大変前向きな答弁をされた

かと思うんですね。町には業種というのがたくさんいろいろな種類があつて、それがみんな並び立つてこそ本当の町である、生活者であるという

で、柔軟に対応したいという決意は大変多

とし

たいたいと思います。

ただ、実際には、十億円の枠でございますの

で、工場で三千万、そして店舗で

ますと五百万と聞いております。

これを、五百萬

だけにしても二百戸、そして三千万の工場だと三

十戸プラスちょっとと

いこと、なかなかイ

メージしているものとは、苦しむことになるので

はないか、つまり一生懸命周知をすればするほ

ど、しかし枠は少ないよということになりかねな

いわけです。

そうすると、柔軟の意味なんですよ。さつき議論があつたように、もう既に仮店舗をつくつちゃつた大臣もおつしやつてしましましたよね。大臣

は、そういう中で無償というスキームが出てき

た、だけれども一方では、残りの店舗については

送つて仮店舗のことを行つたときに、漁業へ行きましたら、皆さん漁業の方が集まつて、組合をきたいというふうに思います。

それから、今までの工場とか中小企業が持つてゐるいろいろな店舗なんかも、始動する際にはちゃんと予算をつけてございますので、みんなで、生活から今度は仕事をして収入を得るという段階になつたときに有効に働いてくると思いますし、個々にいろいろな御相談があれば受けたいと思つております。

思つております。各商工会議所も、全部相談室を、四十人ばかり送りましてやつておりますので、ぜひ御相談をいただきたいというふうに思つています。

かと思うんですね。町には業種というのがたくさんいろいろな種類があつて、それがみんな並び立つてこそ本当の町である、生活者であるとい

うで、柔軟に対応したいという決意は大変多

とし

たいたいと思います。

ただ、実際には、十億円の枠でございますの

で、工場で三千万、そして店舗で

ますと五百万と聞いております。

これを、五百萬

だけにしても二百戸、そして三千万の工場だと三

十戸プラスちょっとと

いこと、なかなかイ

メージしているものとは、苦しむことになるので

はないか、つまり一生懸命周知をすればするほ

ど、しかし枠は少ないよということになりかねな

いわけです。

そうすると、柔軟の意味なんですよ。さつき議論があつたように、もう既に仮店舗をつくつちゃつた大臣もおつしやつてしましましたよね。大臣

は、そういう中で無償というスキームが出てき

た、だけれども一方では、残りの店舗については

だつていいじゃないか、あるいは工場を修理され

ばできる、そういうところをやつて初めて、全体

の、何種類もある生活者を支えるということにつ

ながつていくと思いますが、いかがですか。

それから、これについて保証協会の保証とか、

これも大事なことで、商売を始めるに当たりまし

そこで、きのうの質問の続きです。

松本大臣、仮設住宅がいずれ撤去されて本物の

住宅が再建されるときに、商店だけはやはり建た

ないのかということになつちやうわけですよ。

一緒にやりたいと。つまり、今まで個人でやつ

ていたものが、大規模になつて会社でやるとい

う発想まで生まれてきているわけですね。

ですから、本当に今回の場合は柔軟性が必要

で、融資も、先ほどから言つてゐるように、担保

を立てたものが今度は四億になつて、こ

れは大きいです。八千万円の保証が別枠でさら

に八千万円になる。これはすごく大きいことで、こ

ういうことを組み合わせてやつていかないとい、仮

店舗だけのことやつているとなかなかちつちや

いような感じがしますが、そういうものを組み合

わせてやつていただきたい。

それと、工場なんかも、復旧してスタートする

ために百五十億ぐらいの予算も組んでございま

す。新たに町工場や何かがさらには復活する場合に

もちろん助成をしていきたいと思つていています

ので、こういうものを全部組み合わせて、何でも御

相談できるというようなナビダイヤルなんかもつ

くりましたので、ぜひ頑張つてやつていただきたい。

我々も、これは本当に命をかけてやつていただきま

す。

で、こういうものを全部組み合わせて、何でも御

相談できるというようなナビダイヤルなんかもつ

くりましたので、ぜひ頑張つてやつていただきたい。

我々も、これは本当に命をかけてやつていただきま

す。

したがつて、仮店舗、仮工場ということを先ほ

ど中山大臣政務官が言われましたけれども、そ

ういう手だてもありますし、足りなくなつたらどん

どん私はハッパをかけていきますので、そういう

ところでしつかりフォローしていきたい。しかし

ながら、残念ながら、事業用資産を被災者生活再

建支援制度の支給対象とすることは、今の制度

中では困難であるということになります。

したがつて、仮店舗、仮工場ということを先ほ

ど中山大臣政務官が言われましたけれども、そ

ういう手だてもありますし、足りなくなつたらどん

どん私はハッパをかけていきますので、そういう

ところでしつかりフォローしていきたい。しかし

ながら、残念ながら、事業用資産を被災者生活再

建支援制度の支給対象とすることは、今の制度

中では困難であるということになります。

○高橋(千)委員 それを乗り越える必要があるのだとということなんです。

貸し店舗までは建つ、仮設住宅と貸し店舗が並び立つ、なのに、再建のときになるとそこができる

ことがあります。

今度の補正では基礎支援金百万円で打ちどめに

なるのではないか、そういうことをきのうの予算

委員会の質疑で非常に不安を持つたわけでありま

す。しかし、今度の財特法も、阪神・淡路大震災

と同じ、あるいはそれを乗り越えた支援をやろう

ということ、阪神のときは百二十一項目の特例

が、それが倍近い二百三十六項目に拡充しているわけなんです。それなのに、支援法だけがまだ百円でとまっているんですよ。

そういうことを考へると、やはりここでこそ乗り越えるべきなんだ。公的なものはいいんだけれども、個人保障というのは全く後退してしまう。乗り越えてきたものが後退してしまうということがあつてはならないのだ。実は、それが阪神大震災の最大の教訓であるということを指摘したいと思います。

きょうは次の質問をしたいので、ここは指摘にとどめて、また引き続いて大臣にお願いをしたいと思います。

きょうは国土交通省にお願いをしておるんだけれども、被災地は、もともと地域的に、車がなければ仕事も買い物も行けない地域であります。津波で、三県だけで二十七万台の車が流失して、生活の足が奪われました。当面、路線バスやディマンドタクシーなどのコミュニティーバスが重要な役割を果たすと思ひますけれども、その認識、また国土交通省として、被災状況、復旧をどのように把握しているのか伺います。

○中田政府参考人 今回の震災では、バスでも甚大な被害が発生してござります。

東北三県の事業者の被災状況について見ますと、死亡、行方不明になつた方が七名、営業所、車庫等の社屋につきましても、三県で計三十三棟が損壊をいたしました。それから、車両につきましても、路線バスにつきまして、この三県で計五十両の車両が滅失または行方不明になつておるというように、非常に大きな被害を受けた状況でございます。

一方、バス路線の復旧の状況でございますが、関係者の御努力によりまして順次かなり復旧をしておりますけれども、太平洋沿岸部ではまだ完全復旧に至つてございません。岩手県沿岸四月二十八日現在でござりますが、岩手県では三十二路線中二十六路線、福島県では百八十三路線

中百三十五路線ということで路線バスが再開しております、約七、八割の再開の状況でございますが、まだ完全には復旧してございません。

さらに、コミュニティーバスでございますが、これにつきましては、市町村独自で運行される関係で、私ども、まだ完全に把握できておりませんが、宮城県の七ヶ浜町の六路線、山元町での二路線等、順次運行が再開されているというふうに聞いてござります。

○高橋(千)委員 ありがとうございました。

実は、詳細な資料をいただきましたので、皆さんにも配付をさせていただきました。被災の状況、復旧の状況、また鉄道との関係、今の中で生かすということでの補助をぜひ検討されたいと存じますが、いかがでしょうか。

○中田政府参考人 今、先生御指摘いただきまして、被災地域の移動手段として、バスあるいはコミュニティーバスが果たす役割というのは非常に重要だというふうに私どもも考えてござります。

今回、私がこのことを取り上げる動機は、今年度、国土交通省が新規にコミュニティーバスに対する事業を立ち上げてくれた。これは本当に運動の反映であり、歓迎したいと思うんですね。各地の我が党議員団も積極的に提唱して、住民運動に取り組んでまいりました。

た路線バスとかローカル線の代替措置として始めた高齢化や乗客の減少によつて廃止に追い込まれる車両につきましては、幹線だけだったのを、今までの我が党議員団も積極的に提唱して、住民運動に取り組んでまいりました。

東北三県の事業者の被災状況について見ますと、死亡、行方不明になつた方が七名、営業所、車庫等の社屋につきましても、三県で計三十三棟が損壊をいたしました。それから、車両につきましても、路線バスにつきまして、この三県で計五十両の車両が滅失または行方不明になつておるというように、非常に大きな被害を受けた状況でございます。

一方、バス路線の復旧の状況でございますが、関係者の御努力によりまして順次かなり復旧をしておりますけれども、太平洋沿岸部ではまだ完全復旧に至つてございません。岩手県沿岸四月二十八日現在でござりますが、岩手県では三十二路線中二十六路線、福島県では百八十三路線

の関係で、線路をどこに敷くかということなんかもやこしくなってきます。だけれども、バスというのは瓦礫の中も走れます。避難所と避難所、仮設住宅をつなぐこともできるんです。だから、これを一気に走らせるということはすごく大事なんですね。

それで、この補助事業は、計画を市町村がつくらなくちゃいけない。そうすると、今、三年を見越した計画をつくるのはとてもできません。ですから、それは今後に置いておいて、当面被災地の中で生かすということでの補助をぜひ検討されたいと存じますが、いかがでしょうか。

○中田政府参考人 今、先生御指摘いただきまして、被災地域の移動手段として、バスあるいはコミュニティーバスが果たす役割というものは非常に重要だというふうに私どもも考えてござります。

先生御指摘のよう、今年度から私どもは、地域の生活交通を国が支援する制度として、地域公共交通確保維持改善事業というものを行ってございました。

この反映であり、歓迎したいと思うんですね。各地の我が党議員団も積極的に提唱して、住民運動に取り組んでまいりました。

た路線バスとかローカル線の代替措置として始めた高齢化や乗客の減少によつて廃止に追い込まれる車両につきましては、幹線だけだったのを、今までの我が党議員団も積極的に提唱して、住民運動に取り組んでまいりました。

東北三県の事業者の被災状況について見ますと、死亡、行方不明になつた方が七名、営業所、車庫等の社屋につきましても、三県で計三十三棟が損壊をいたしました。それから、車両につきましても、路線バスにつきまして、この三県で計五十両の車両が滅失または行方不明になつておるというように、非常に大きな被害を受けた状況でございます。

一方、バス路線の復旧の状況でございますが、関係者の御努力によりまして順次かなり復旧をしておりますけれども、太平洋沿岸部ではまだ完全復旧に至つてございません。岩手県沿岸四月二十八日現在でござりますが、岩手県では三十二路線中二十六路線、福島県では百八十三路線

して、関係当局とも調整して検討してまいりたいということを考えてございます。

○吉田委員長 終わります。よろしくお願ひいたします。

○高橋(千)委員 終わります。よろしくお願ひいたします。

○服部委員 社会民主党の服部良一です。

質問時間が十分ということですので、放射能に汚染をされた瓦礫及び土壤の処理について絞つて御質問をさせていただきたいと思います。

きのうの予算委員会でも、松本大臣、この処理についてスピードアップするという答弁をされていましたが、防災大臣は環境大臣でもあるわけですが、この放射能に汚染された瓦礫の処理のいわゆる責任所管省といいますか、これは環境省ということでいいんでしょうか。

○松本(龍)国務大臣 環境省、いわゆる廃棄物処理法上、放射性物質及びこれに汚染された廃棄物は法律の対象から除外をされておりますけれども、環境省が中心となつてこの問題に当たる必要があります。

○服部委員 そうしますと、根拠法はいろいろあります。

これは法の空白にあるというふうにちょっとと指摘されておりまして、原子炉等規制法においては、これは発電所の中の処理だと。それから、廃棄物の処理法については、放射性物質については除外されている、こういうことになつているんですけれども、そのほか、原子力災害対策特措法、トワークを確保するためには、こういう枠組みが重要であるということで設けられた要件でござりますが、今御指摘のように、被災地におきましては、被災自治体、事務処理が非常に困難である、あるいは応急的な対応が必要である、そういう事情が生じていることも十分理解できるところでございます。

そこで、私が大事だと思うのは、被災地は今まさに足が必要なわけです。仕事に行くにも、あるいは仮設避難所から自分のうちへ行くにも、ありとあらゆる形で足が必要なわけです。しかし、さつき言つたように、車がなくなつて、鐵道はそう簡単に復旧できない。それは、都市計画と

もまだ決められていないということで、現在、関係府省間で、どうやって処理していくか、ということについて検討しているところでございます。

○服部委員 だから、法の空白にあるというのも理解しているので、具体的にどういう検討の状況ですかということをお聞きしているんですよ。

検討している、検討しているといつたって、スピード感からいつて、もう五十日たっているわけ

で、その辺どうなんですか。

○伊藤政府参考人 これは環境省が中心になりますして、先ほど大臣からの答弁にもございましたけれども、福島県内における災害廃棄物の処理の方

向については、放射性物質により汚染されている可能性があるということを考慮に入れた上で、当面の方針につきまして政府部内で取りまとめまして、今、福島県に対して、説明をしたい。というこ

とで申し入れているところでございます。

○服部委員 福島県に説明したいといつても、ど

ういうふうに方向づけをして説明されるというこ

となのかがさっぱりわかりません。

では、もう一つ、一緒に答えてほしいんですけども、土壤については土壤汚染対策法というの

があつて、これからも放射能の汚染の処理は除かれているわけですね。これも同様の検討が必要だ

と思うんですねけれども、検討しているのはわかっているので、その方向がどうなっているのか、それをお答えいただけませんか。

○伊藤政府参考人 まず、廃棄物の方でございま

すが、福島県内においての処理の進め方については、これは先ほど大臣からも答弁されましたけれども、避難区域及び計画的避難区域の災害廃棄物について、当面の間、移動及び処分は行わないと

いう方向でございます。

○服部委員 郡山市長が、小学校で集めた土壤を

東京電力に引き取れと言っているわけですよ。

ですから、瓦れきについても、津波についても

もう理解しているので、具体的にどういう検討の

状況ですかということをお聞きしているんですよ。

○服部委員 だから、法の空白にあるというの

も理解しているので、具体的にどういう検討の

状況ですかということをお聞きしているんですよ。

○伊藤政府参考人 これは環境省が中心になりますして、先ほど大臣からの答弁にもございましたけれども、福島県内における災害廃棄物の処理の方

向については、放射性物質により汚染されている可能性があるということを考慮に入れた上で、当面の方針につきまして政府部内で取りまとめまして、今、福島県に対して、説明をしたい。というこ

とで申し入れているところでございます。

○服部委員 福島県に説明したいといつても、ど

ういうふうに方向づけをして説明されるというこ

となのかがさっぱりわかりません。

では、もう一つ、一緒に答えてほしいんですけども、土壤については土壤汚染対策法というの

があつて、これからも放射能の汚染の処理は除かれているわけですね。これも同様の検討が必要だ

と思うんですねけれども、検討しているのはわかっているので、その方向がどうなっているのか、それをお答えいただけませんか。

○伊藤政府参考人 まず、廃棄物の方でございま

すが、福島県内においての処理の進め方については、これは先ほど大臣からも答弁されましたけれども、避難区域及び計画的避難区域の災害廃棄物について、当面の間、移動及び処分は行わないと

いう方向でございます。

○服部委員 郡山市長が、小学校で集めた土壤を

いうふうに思いますけれども、もちろん、外に漏れないような格好で、非常に厳重な処分場の中に漏れるとかそういう方法もあり得るというふうには考

えております。

確かに、いわゆる一般廃棄物とすれば国と自治体

が負担をして、今回は国が持つよ、こうなつて

る。そこに放射能がかぶっているわけですね。そ

うすると、東京電力はどういう責任を持つんだ、

あるいは原発法でどうするんだということが当然

議論されているわけでしょ。

私が、あした、この前ちょっと御一緒させていた

だきましたけれども、南相馬の市長とか飯館の村

長にもお会いするわけですね。これはいつまでに

方向づけされるんですか。

○伊藤政府参考人 放射性物質に汚染された廃棄

物の処理の当面のあり方について、まずはどうい

うふうに処理するのかとということを決めた上で、

それを担保していくにはどうしていいらしい

か、こういった手順を踏んでいくんだろうと思いま

す。

○服部委員 私どもとして、まずは当面どうしていくのかと

いうふうに方針をきちんと出していただきたいとい

うふうに考えておられる次第でございます。

○伊藤政府参考人 ちょっとと全然、お答えがなかなかない

ただけないんですが、汚染した瓦れきを燃やした

らどういう問題が発生しますか。

○服部委員 放射性物質によって汚染され

た可能性のある廃棄物、いろいろなレベルがある

と思いますけれども、通常の廃棄物と同じよう

に運ぶということが可能なものであっても、仮に放

射性物質により何らかの汚染があるとすると、燃

やした場合に、煙の中に放射性物質が入つて拡散

するとか、あるいは逆に焼却灰の中に入つて濃縮する

んじゃないかな、こういった可能性があるというふう

に考えております。

○服部委員 そうしますと、もし、燃やすことに

よつて拡散あるいは濃縮するということでなかなか

か処分が難しいということになれば、それ以外に

はどういう方法があるんですか。

○伊藤政府参考人 これは、いろいろ専門家の

方々の意見を十分聞いていかなければならぬこと

になりますと、そこらに置いておくと、いうわ

けにいかぬですから、それは当然、地元住民

東京電力に引取れと言っているわけですよ。

ですから、瓦れきについても、津波についても

もう理解しているので、具体的にどういう検討の

状況ですかということをお聞きしているんですよ。

○服部委員 だから、法の空白にあるというの

も理解しているので、具体的にどういう検討の

状況ですかということをお聞きしているんですよ。

○伊藤政府参考人 これは環境省が中心になりますして、先ほど大臣からの答弁にもございましたけれども、福島県内における災害廃棄物の処理の方

向については、放射性物質により汚染されている可能性があるということを考慮に入れた上で、当面の方針につきまして政府部内で取りまとめまして、今、福島県に対して、説明をしたい。というこ

とで申し入れているところでございます。

○服部委員 福島県に説明したいといつても、ど

ういうふうに方向づけをして説明されるというこ

となのかがさっぱりわかりません。

では、もう一つ、一緒に答えてほしいんですけども、土壤については土壤汚染対策法というの

があつて、これからも放射能の汚染の処理は除かれているわけですね。これも同様の検討が必要だ

と思うんですねけれども、検討しているのはわかっているので、その方向がどうなっているのか、それをお答えいただけませんか。

○伊藤政府参考人 まず、廃棄物の方でございま

すが、福島県内においての処理の進め方については、これは先ほど大臣からも答弁されましたけれども、避難区域及び計画的避難区域の災害廃棄物について、当面の間、移動及び処分は行わないと

いう方向でございます。

○服部委員 郡山市長が、小学校で集めた土壤を

いうふうに思いますけれども、もちろん、外に漏れないような格好で、非常に厳重な処分場の中に漏れるとかそういう方法もあり得るというふうには考

えております。

確かに、いわゆる一般廃棄物とすれば国と自治体

が負担をして、今回は国が持つよ、こうなつて

る。そこに放射能がかぶっているわけですね。そ

うすると、東京電力はどういう責任を持つんだ、

あるいは原発法でどうするんだということが当然

議論されているわけでしょ。

私が、あした、この前ちょっと御一緒させていた

だきましたけれども、南相馬の市長とか飯館の村

長にもお会いするわけですね。これはいつまでに

方向づけされるんですか。

○伊藤政府参考人 放射性物質に汚染された廃棄

物の処理の当面のあり方について、まずはどうい

うふうに処理するのかとということを決めた上で、

それを担保していくにはどうしていいらしい

か、こういった手順を踏んでいくんだろうと思いま

す。

○服部委員 私どもとして、まずは当面どうしていくのかと

いうふうに方針をきちんと出していただきたいとい

うふうに考えておられる次第でございます。

○伊藤政府参考人 ちょっとと全然、お答えがなかなかない

ただけないんですが、汚染した瓦れきを燃やした

らどういう問題が発生しますか。

○服部委員 放射性物質によって汚染され

た可能性のある廃棄物、いろいろなレベルがある

と思いますけれども、通常の廃棄物と同じよう

に運ぶということが可能なものであっても、仮に放

射性物質により何らかの汚染があるとすると、燃

やした場合に、煙の中に放射性物質が入つて拡散

するとか、あるいは逆に焼却灰の中に入つて濃縮する

んじゃないかな、こういった可能性があるというふう

に考えております。

○服部委員 そうしますと、もし、燃やすことに

よつて拡散あるいは濃縮するということでなかな

か処分が難しいということになれば、それ以外に

はどういう方法があるんですか。

○伊藤政府参考人 これは、いろいろ専門家の

方々の意見を十分聞いていかなければならぬこと

になりますと、そこらに置いておくと、いうわ

けにいかぬですから、それは当然、地元住民

にしてみたら、そんなもの東京電力の敷地内に置

いておけ、こう言いたくなる気持ちもわかるわけ

ですね。

それで、国会として立法措置をしないといけな

いのかどうか。これは国会で議論をしないといけ

ないわけで、最後に、大臣、このことについて、

環境省が責任を持つのかどうかよくわからない

ですね。それで、国会として立法措置をしないといけな

いのかどうか。これは国会で議論をしないといけ

ないわけで、最後に、大臣、このことについて、

環境省が責任を持つのかどうかよくわからない

ですね。

○伊藤政府参考人 まだ、十分専門家と議論を詰めた段階ではございませんので、断定的なことは言えませんけれども、もちろん、そういった方法も当然あり得るだろなということは想定しております。

○服部委員 瓦れきを保管するといいますか、な

いしは埋めるとか、そういった処分場をつくらな

うするといいます。

○伊藤政府参考人 放射性物質に汚染された廃棄

物の処理の当面のあり方について、まずはどうい

うふうに処理するのかとということを決めた上で、

それを担保していくにはどうしていいらしい

か、こういった手順を踏んでいくんだろうと思いま

す。

○服部委員 私どもとして、まずは当面どういく

うふうに方針をきちんと出していただきたいとい

うふうに考えておられる次第でございます。

○伊藤政府参考人 ちょっとと全然、お答えがなかなかない

ただけないんですが、汚染した瓦れきを燃やした

らどういう問題が発生しますか。

○服部委員 放射性物質によって汚染され

た可能性のある廃棄物、いろいろなレベルがある

と思いますけれども、通常の廃棄物と同じよう

に運ぶということが可能なものであっても、仮に放

射性物質により何らかの汚染があるとすると、燃

やした場合に、煙の中に放射性物質が入つて拡散

するとか、あるいは逆に焼却灰の中に入つて濃縮する

んじゃないかな、こういった可能性があるというふう

に考えております。

○服部委員 そうしますと、もし、燃やすことに

よつて拡散あるいは濃縮するということでなかな

か処分が難しいということになれば、それ以外に

はどういう方法があるんですか。

○伊藤政府参考人 これは、いろいろ専門家の

方々の意見を十分聞いていかなければならぬこと

になりますと、そこらに置いておくと、いうわ

けにいかぬですから、それは当然、地元住民

にしてみたら、そんなもの東京電力の敷地内に置

いておけ、こう言いたくなる気持ちもわかるわけ

ですね。

それで、国会として立法措置をしないといけな

いのかどうか。これは国会で議論をしないといけ

ないわけで、最後に、大臣、このことについて、

環境省が責任を持つのかどうかよくわからない

ですね。

○伊藤政府参考人 まだ、十分専門家と議論を詰め

たおそれのある廃棄物につきましては、当面の措

置としましては、通常の一時保管場所、ここにま

ねばならないというふうに思つております。

○伊藤政府参考人 放射性物質によって汚染され

たおそれのある廃棄物につきましては、当面の措

置としましては、通常の一時保管場所、ここにま

ねばならないというふうに思つております。

○伊藤政府参考人 どうもありがとうございました。質

問を終わります。

○吉田委員長 これにて本案に対する質疑は終局

いたしました。

○服部委員 どうもありがとうございました。質

問を終わります。

○吉田委員長 これにて本案に対する質疑は終局

いたしました。

○吉田委員長 これより討論に入るのであります

が、討論の申し出がありませんので、直ちに採決

に入ります。

内閣提出、東日本大震災に対処するための特別

の財政援助及び助成に関する法律案について採決

いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

（第五十条に規定する厚生労働大臣が定める日の翌日以降に受けた食事療養又は生活療養については、地共済法第五十七条の第三第二項又は第五十七条の四第二項の金額の算定）の例によ
る。ただし、その額は、現に療養に要した費用
の額を超えることができない。

(地共済法の家族療養費の額の特例)

第二十一条 地共済組合が特例対象期間に被災地共済扶養者(地共済組合の組合員であつて、東日本大震災による被害を受けたことにより地共済法第五十九条第一項又は第六十一条第一項の規定による家族療養費の支給について地共済法第五十九条の二第一項の措置が採られるべきものの被扶養者及び地共済法第六十一条第二項の規定の適用を受ける者であつて、東日本大震災による被害を受けたことにより同項の規定による家族療養費の支給について地共済法第五十九条の二第一項の措置が採られるべきもの)が受けた療養(食事療養が含まれている療養に限る)について算定した費用の額に相当する金額の合算額とする。

二 地共済組合が、特例対象期間に被災地共済被扶養者が受けた療養(生活療養が含まれている療養に限る)について地共済法第五十九条第一項の規定により当該被災地共済被扶養者に係る地共済組合の組合員(地共済法第六十一条第二項の規定にかかわらず、当該療養(食事療養を除く)について算定した費用の額に相当する金額及び当該食事療養について算定した費用の額に相当する金額の合算額とする。

第二十二条 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害により行方不明となつた者の生死が三月間分からない場合又はその者の死亡が三月以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期が分からない場合には、地元共済法の死亡に係る給付の支給に関する規定の適用については、同日に、その者は、死亡したものと推定する。

(地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する規定の適用の特例)

第二十二条 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害により行方不明となつた者の生死が三月間分からない場合又はその者の死亡が三月以内に明らかとなり、か

4 前条の規定は、地共済法第五十九条第七項において準用する地共済法第五十八条第一項及び第二項の規定により被災地共済扶養者に係る家族療養費を支給する場合について準用する。この場合において、地共済法第五十九条第八項の規定は、適用しない。
（地共済法の死亡に係る給付の支給に関する規定の適用の特例）

要する費用の額の算定、保険医療機関等から譲り受けた場合は地共済法第五十七条第六項の療養にあつては地共済法第五十七条の療養にあつては地共済法第五十七条の五第二項第一号の費用の額の算定、第一項に規定する食事療養についての費用の額の算定に関しては第十六条の費用の額の算定、前項に規定する生活療養についての費用の額の算定に関しては第十七条の費用の額の算定の例による。

つ、その死亡の時期が分からぬ場合には、地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(昭和三十七年法律第百五十三号)の死亡に係る給付の支給に関する規定の適用については、同日に、その者は、死亡したものと推定する。

(地方公務員災害補償法の死亡に係る給付の支

は、平成二十三年三月一日から第九十六条に規定する厚生労働大臣が定める日までの間に六十五歳に達する者であつて次の各号のいずれにも該当するものに係る国共済法第七十六条の規定による退職共済年金を受ける権利については、その権利を有する者の国共済法第四十一条第一項の請求がない場合であつても、必要があると認めるときは、同項の決定を行うことがで

2 が定める区域に住所を有すること。
二 平成二十三年三月十一日前に国共済法附則
第十二条の三の規定による退職共済年金その
他の政令で定める給付を受ける権利に係る決
定を受けたこと。

正する法律(平成八年法律第八十二号)附則第三十二条第二項に規定する存続組合又は同法附則第四十八条第一項に規定する指定基金について準用する。

（国共済法の退職共済年金の決定の特例）
第二十六条 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号。以下この条から第三十二条までにおいて「国共済法」という。)第二十一条第一項に規定する国家公務員共済組合連合会推定する。

第三十五条 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害により行方不明となつた者の生死が三月間分からない場合又はその者の死亡が三月以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期が分からぬ場合には、旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法(昭和二十五年法律第一百五十六号)の死亡に係る給付の支給に関する規定の適用については、同日ごく、その者は、死亡したものと

十五条の二第一項第二号の措置が採られるべきものをいう。以下のこの条から第三十条までにおいて同じ。)が受けた食事療養(国共済法第五十四条第一項第一号に規定する食事療養をいう。以下この条及び第二十九条から第三十一条までにおいて同じ。)について国共済法第五十五条の

三第一項の規定により当該被災国共済組合員に対して支給する入院時食事療養費の額は、同条第二項の規定にかかわらず、当該食事療養について同項の厚生労働大臣が定める基準によりされる算定の例により算定した費用の額(その額が現に当該食事療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に食事療養に要した費用の額)に相当する金額とする。

(国共済法の入院時生活療養費の額の特例)

国共済組合員が受けた生活療養(国共済法第五十四条第二項第二号に規定する生活療養をいう。以下この条から第三十一条までにおいて同じ。)について国共済法第五十五条の四第一項の規定により当該被災国共済組合員に対して支給する入院時生活療養費の額は、同条第二項の規定にかかわらず、当該生活療養について同項の厚生労働大臣が定める基準によりされる算定の例により算定した費用の額(その額が現に当該生活療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に生活療養に要した費用の額)に相当する金額とする。

(国共済法の保険外併用療養費の額の特例)

第二十九条 国共済組合が、特例対象期間に被災した費用の額を超えるときは、当該現に食事療養組合員が受けた評価療養(国共済法第五十四条第二項第三号に規定する評価療養をいう。次項及び第三十一条において同じ。)又は選定療養(国共済法第五十五条第二項第四号に規定する選定療養をいう。次項及び第三十一条において同じ。)(これらの療養のうち食事療養が含まれているものに限る。)について国共済法第五十五条の五第一項の規定により当該被災國共済組合員に対して支給する保険外併用療養費の額は、同条第二項の規定にかかわらず、同項第一号に規定する金額及び当該食事療養について国共済法第五十五条の三第二項の厚生労働大臣が定める基準によりされる算定の例により算定した費用の額(その額が現に当該食事療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に食事療

（食事療養及び生活療養を除く。）について算定した費用の額及び当該食事療養又は生活療養について算定した費用の額を基準として、国共済組合が定める金額とする。

前項の費用の額の算定に関しては、療養の給付を受けるべき場合には国共済法第五十五条第六項の療養に要する費用の額の算定、入院時食事療養費の支給を受けるべき場合には第二十七条の費用の額の算定（第五十条に規定する厚生労働大臣が定める日）の翌日以降に受けた食事療養については、国共済法第五十五条の三第二項の金額の算定）、入院時生活療養費の支給を受けるべき場合には第二十八条の費用の額の算定（第五十条に規定する厚生労働大臣が定める日）の翌日以降に受けた生活療養については、国共済法第五十五条の四第二項の金額の算定）、保険外併用療養費の支給を受けるべき場合には国

養(食事療養が含まれている療養に限る。)について国共済法第五十七条第一項の規定により当該被災国共済被扶養者に係る国共済組合の組合員(国共済法第五十九条第二項の規定の適用を受ける被災国共済被扶養者を含む。次項において「国共済組合の組合員等」という。)に対して支給する家族療養費の額は、国共済法第五十七条第二項の規定にかかるわらず、当該療養(食事療養を除く。)について算定した費用の額に相当する金額及び当該食事療養について算定した費用の額に相当する金額の合算額とする。

国共済組合が、特例対象期間に被災国共済被扶養者が受けた療養(生活療養が含まれている療養に限る。)について国共済法第五十七条第一項の規定により当該被災国共済被扶養者に係る国共済組合の組合員等に対して支給する家族療養費の額は、同条第二項の規定にかかるわらず、

この場合において、国共済法第五十七条第八項の規定は、適用しない。

(国共済法の死亡に係る給付の支給に関する規定の適用の特例)

第三十二条 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害により行方不明となつた者の生死が三月間分からない場合はその者の死亡が三月以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期が分からぬ場合には、国共済法の死亡に係る給付の支給に関する規定の適用については、同日に、その者は、死亡したものと推定する。

(国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の死亡に係る給付の支給に関する規定の適用の特例)

第三十三条 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害により行方不明となつた者の生死が三月間分からない場合はその者の死亡が三月以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期が分からぬ場合には、国共済法の死亡に係る給付の支給に関する規定の適用については、同日に、その者は、死亡したものと推定する。

養に要した費用の額)に相当する金額の合算額とする。

2 国共済組合が、特例対象期間に被災国共済組合員が受けた評価療養又は選定療養(これらの療養のうち生活療養が含まれているものに限る。)について国共済法第五十五条の五第一項の規定により当該被災国共済組合員に対して支給する保険外併用療養費の額は、同条第二項の規定にかかわらず、同項第一号に規定する金額及び当該生活療養について国共済法第五十五条の四第二項の厚生労働大臣が定める基準によりされる算定の例により算定した費用の額(その額が現に当該生活療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に生活療養に要した費用の額)に相当する金額の合算額とする。

(国共済法の療養費の額の特例)

第三十条 国共済組合が、平成二十三年三月十一日から平成二十四年二月二十九日までの間に被災国共済組合員が受けた療養について国共済法第五十六条第一項又は第二項の規定により当該被災国共済組合員に対して支給する療養費の額は、同条第三項の規定にかかわらず、当該療養

養（食事療養が）

含まれている療養に限る。)により当五十七条第一項の規定により当扶養者に係る国共済組合の組合五十九条第一項の規定の適用を受ける。扶養者を含む。次項において組合員等」という。)に對して支費の額は、国共済法第五十七条第一項にかかるらず、当該療養(食事療養)に相当する額に算定した費用を支給する。金額の合算額とする。

、特例対象期間に被災国共済被療養(生活療養が含まれている)について国共済法第五十七条第一項に規定する扶養者に係る扶養員等に対して支給する家族療合員等の規定にかかるらず、

この場合において、国共済法第五十七条第八項の規定は、適用しない。

(国共済法の死亡に係る給付の支給に関する規定の適用の特例)

第三十二条 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害により行方不明となつた者の生死が三月間分からない場合はその者の死亡が三月以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期が分からぬ場合には、国共済法の死亡に係る給付の支給に関する規定の適用については、同日に、その者は、死亡したものと推定する。

(国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の死亡に係る給付の支給に関する規定の適用の特例)

第三十三条 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害により行方不明となつた者の生死が三月間分からない場合はその者の死亡が三月以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期が分からぬ場合には、国共済法の死亡に係る給付の支給に関する規定の適用については、同日に、その者は、死亡したものと推定する。

共済法第五十五条の五第二項第一号の費用の額の算定(前項に規定する療養に食事療養又は生活療養が含まれるときは、前条の費用の額の算定(第五十条に規定する厚生労働大臣が定める日の翌日以後に受けた食事療養又は生活療養については、国共済法第五十五条の三第二項又は第五十五条の四第一項の金額の算定)の例による。ただし、その額は、現に療養に要した費用の額を超えることができない。

(国共済法の家族療養費の額の特例)

第三十一条 国共済組合が、特例対象期間に被災国共済被扶養者(国共済組合の組合員であつて、東日本大震災による被害を受けたことにより国共済法第五十七条第一項又は第五十九条第一項の規定による家族療養費の支給について国共済法第五十七条の二第一項の措置が採るべきものの被扶養者及び国共済法第五十九条第二項の規定の適用を受ける者であつて、東日本大震災による被害を受けたことにより同項の規定による家族療養費の支給について国共済法第五十七条の二第一項の措置が採られるべきもの)が受けた療

この場合におい

亡に係る給付の支給に関する規定の適正化を図ることとする。この規定は、國共濟法第五十七条规定の適用範囲である。

二十三年三月十一日に発生した沖地震による災害により行方不明者の生死が三月間分からぬ場合又が三月以内に明らかとなり、かくの場合は、国共濟法第五十七条规定の適用範囲である。

この規定は、國共濟法第五十七条规定の適用範囲である。

明となつた者の生死が三月間分からぬ場合又はその者の死亡が三月以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期が分からぬ場合には、國家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第二百二十九号）の死亡に係る給付の支給に関する規定の適用については、同じく、その者は、死亡したものと推定する。

(株式会社日本政策投資銀行法の寺列)

勘定における普通保険等再保険事業に係る平成二十三年度の再保険金の支払財源の不足に充てるため、同年度において、同勘定における特別会計法第百七十八条第一項第一号の規定による積立金を同勘定の歳入に繰り入れることができ

が設置する学校等（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校、同法第百二十四条に規定する専修学校及び同法第百三十四条第一項に規定する各種学校をいう。以下この項、第四十二条第一項及び第百二条において同じ。）で、平成二十三年三月十一日において

4 第一項の規定により標準給与が改定された私
学共済加入者又は私学共済加入者であつた者で
あつて、平成二十三年三月十一日において現に
準用国共済法第六十六条第一項に規定する傷病
手当金（以下この項において単に「傷病手当金」
という。）の支給を受けている者若しくは受ける

（二三〇）○反給の優先権を有する者から其の受取る

(一) 一般会計から漁船再保險及び漁業共済保険特別会計の漁船普通保険勘定及び漁業共済保険勘定への繰入れの特例

(株式会社日本政策投資銀行の特例)
第三十六条 東日本大震災による被害に対処するため、株式会社日本政策投資銀行が行う危機対応業務(株式会社日本政策金融公庫法(平成十九年法律第五十七号)第二条第五号に規定する業務をいう。)。五百三十三条に従つて同じ。)の内閣官房

災による被害を受けたことにより、当該学校等に勤務する私学共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者(準用国共済法(私学共済法第二十五条において読み替えて準用する国家公務員共済組合法)をいう。以下この条から第四条

とにより傷病手当金の支給を受ける者について同条の規定を適用する場合においては、平成二十四年二月二十九日までの分として支給されるものに限り、同条第一項中「標準給与」とあるのは、「東日本大震災に付随するための特別の材

再保險金及び漁業共済保険勘定における漁業共済保険事業・漁業災害補償法(昭和三十九年法律第百五十八号)第二条に規定する漁業共済保険事業をいう。)に係る保険金の支払財源の不足に充てるため、特別会計法第百七十七条第一項及び第二項の規定にかかわらず、予算で定めるところにより、一般会計から同特別会計の漁船普通保険勘定及び漁業共済保険勘定にそれぞれ繰り入れることができる。

める」とあるのは「危機対応業務の円滑な実施のためには必要があると認める」と、同法附則第二条の三第一項及び第二条の四第一項中「平成二十四年三月三十一日」とあるのは「平成二十七年三月三十一日」と、同法附則第二条の五第一項中「平成二十四年七月一日」とあるのは平成二十七年七月一日」として、これらの規定を適用する。
(適用)

学共済法第二十一条第一項に規定する給与をいふ。以下この条及び第四十二条第一項第二号において同じ。)の額が当該私学共済加入者のその月の標準給与(私学共済法第二十二条に規定する標準給与をいう。以下この条において同じ。)の基礎となつた給与月額に比べて著しく低下した場合において、必要があると認めるときは、その月に受けた給与の額を給与月額として、その著しく低下した月から、標準給与を改定する

改定後の標準給与のいずれか高い標準給与」とする。

第一項の規定により標準給与が改定された私学共済加入者又は私学共済加入者であつた者であつて、平成二十三年三月一日において現に準用国共済法第六十七条第一項に規定する出産手当金の支給を受けている者又は受けるべき者について同条の規定を適用する場合においては、同項中「標準給与」とあるのは、「東日本大

2 政府は前項の規定による繰入金について
は、後日、漁船再保険及び漁業共済保険特別会

第三十七条 第二十七条から第三十一条までの規定は、平成二十三年三月十一日から適用する。

2 事業団は、前項の規定により標準給与が改定
ことができる。

震災は文部省の特別の財政援助及び助成に関する法律(平成二十三年法律第号)第

（漁船再保険及び漁業共済保険特別会計の漁船普通保険勘定における積立金の歳入への繰入れ）

五号。以下この条及び第四十条から第四十二条までにおいて「私学共済法」という。第十四条第一項に規定する学校法人等及び私学共済法附則第十項の規定により学校法人とみなされる者をいう。第四十二条及び第一百二条において同じ。)

月額として、その著しく上昇した月から、標準給与を改定することができる。用する。

学共済加入者であつて、平成二十三年三月十二日において現に準用国共済法第六十八条に規定する休業手当金（以下この項において単に「休業手当金」という。）の支給を受けている者若しくは受けるべき者又は東日本大震災による被害を

受けたことにより休業手当金の支給を受ける者について同条の規定を適用する場合においては、平成二十四年二月二十九日までの分として

支給されるものに限り、同条中「標準給与」とあらわすのは、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成二十三年法律第

(国共済法の退職共済年金の決定の特例に関する規定の準用)

第三十九条 第二十六条第一項の規定は、事業団が準用国共済法第四十一条第一項の規定により行う準用国共済法第七十六条の規定による退職共済年金を受ける権利に係る決定について準用する。

7 第一項の規定により標準給与が改定された私学共済加入者又はその被扶養者が東日本大震災により死亡したことにより準用国共済法第七十条に規定する弔慰金又は家族弔慰金(平成二十四年二月二十九日までの間に給付事由が生じたものに限る。)の支給を受けた者について同条の規定を適用する場合においては、同条中「標準給与」とあるのは、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成二十三年法律第

第四十条 第二十七条から第三十条までの規定は事業団が準用国共済法第五十五条の二第一項、第五十五条の四第一項、第五十五条の五第一項並びに第五十六条第一項及び第二項の規定により被災私学共済加入者(私学共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者(準用国共済法第五十五条の二第二号の措置が採られるべきものを含む。))であつて、東日本大震災による被害を受けたことにより療養の給付について準用国共済法第五十五条の二第二項第二号の措置が採られるべきものをいう。以下この条において同じ。)が受けた療養について該当該被災私学共済加入者に対して支給する入院時食事療養費の額、入院時生活療養費の額、保険外併用療養費の額及び療養費の額について、第三十一条の規定は事業団が準用国共済法第五十七条第一項の規定並びに同条第七項において準用する国家公務員共済組合法第五十六条第一項及び第二項の規定により被災私学共済被扶養者(私学共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者(準用国共済法第五十五条の二第二号の措置が採られるべきものを含む。))であつて、東日本大震災による被害を受けたことにより準用国共済法第五十七条第一項又は第五十九条第一項の規定による家族療養費の支給について準用国共済法第五十七条の二第一項の措置が採られるべきものの被扶養者及び準用国共済法第五十九条第二項の規定によ

る適用を受ける者であつて、東日本大震災による被害を受けたことにより同項の規定による家族療養費の支給について準用国共済法第五十七条の二第一項の措置が採られるべきものを行う。以下この条において同じ。)が受けた療養について該当該被災私学共済被扶養者を含む。)に對して支給する家族療養費の額について準用する。

(国共済法の死亡に係る給付の支給に関する規定の特例に関する規定の準用)

第四十二条 事業団は、次の各号のいずれにも該当する学校法人等から申請があつた場合において、必要があると認めるときは、私学共済法第二十八条第一項の規定にかかるらず、当該学校法人等が第二号に該当するに至つた月から当該学校法人等が同号に該当しなくなるに至つた月の前月(その月が平成二十四年三月以後であるときは、同年二月)までの各月に納付すべき掛金(第一号に規定する学校等に勤務する私学共済加入者が負担すべき掛金及び当該私学共済加入者を使用する学校法人等が負担すべき当該私学共済加入者に係る掛金に限る。)を免除することができる。

至つたときは、その旨を事業団に届け出なければならない。

第四十三条 第三十八条及び前条の規定は平成二十三年三月一日から、第四十条の規定は同月十一日から適用する。

第七章 厚生労働省関係

(保健所の災害復旧に関する補助)

第四十四条 国は、特定被災地方公共団体である県、指定都市(地方自治法第二百五十二条の十八第五条において同じ。)又は中核市(同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市をいう。)に於ける災害復旧に要する費用について、予算の範囲内において、その三分の一を補助する。

(火葬場の災害復旧に関する補助)

第四十五条 国は、特定被災地方公共団体である市町村又は当該市町村が加入する一部事務組合(地方自治法第二百八十四条第一項に規定する一部事務組合をいう。)に對し、東日本大震災により著しい被害を受けたその設置する火葬場(墓地埋葬等に関する法律(昭和二十三年法律第四十八号)第二条第七項に規定する火葬場をいう。)の災害復旧に要する費用について、予算の範囲内において、その三分の一を補助する。

(医療機関の災害復旧に関する補助)

第四十六条 国は、次項各号に掲げる医療機関の開設者に対し、東日本大震災により著しい被害を受けたその開設する医療機関の災害復旧に要する費用(同項第二号に掲げる医療機関については、政令で定める施設の災害復旧に要する費用)について、他の法令の規定にかかるらず、予算の範囲内において、その一部を補助する。

2 前項の規定により、各号に掲げる医療機関の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合とする。

8 第一項の規定により標準給与が改定された私学共済加入者であつて、東日本大震災による被害を受けたことにより準用国共済法第七十一条に規定する災害見舞金(平成二十四年二月二十九日までの間に給付事由が生じたものに限る。)の支給を受ける者について同条の規定を適用する場合においては、同条中「標準給与」とあるのは、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成二十三年法律第

二号)第三十八条第一項の規定による改定が行われた場合には、同条第一項の規定による改定が行われた場合には、同条第一項の規定によ

る改定前の標準給与と同条第二項の規定による改定後の標準給与のいずれか高い標準給与」とする規定の準用)

二 東日本大震災による被害を受けたことにより、前号に規定する学校等に勤務する私学共済加入者に対する給付に著しい支障が生じていること。

2 前項の規定により掛金を免除された学校法人等は、平成二十四年二月までの間ににおいて、当該学校法人等が同項第二号に該当しなくなるに

一 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第三十一条に規定する公的医療機関

三分の二

二 その他政令で定める医療機関

二分の一

(と畜場の災害復旧に関する補助)

第四十七条 国は、特定被災地方公共団体である市町村に対し、東日本大震災により著しい被害を受けたその設置すると畜場(と畜場法(昭和二十八年法律第百二十四号)第三条第二項に規定すると畜場をいう。)の災害復旧に要する費用について、予算の範囲内において、その三分の二を補助する。

(社会福祉施設等の災害復旧に関する補助)

第四十八条 国は、都道府県が、次に掲げる施設又は事業所であつて東日本大震災により著しい被害を受けたものを設置した特定被災地方公共団体である市町村(指定都市及び中核市を除く。)の当該施設又は事業所の災害復旧に要する費用につき補助する。

第四十九条 国は、都道府県が、次に掲げる施設又は事業所であつて東日本大震災により著しい被害を受けたものを設置した特定被災地方公共団体である市町村(指定都市及び中核市を除く。)の当該施設又は事業所の災害復旧に要する費用につき補助する場合には、当該都道府県に対し、予算の範囲内において、当該補助に要する費用(当該都道府県が六分の五を超える率による補助をする場合には、その超える部分の補助に要する費用を除いた費用)の五分の四を補助する。

第五十条 老人福祉法(昭和三十八年法律第二百三十三条)第五条の二第五項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う事業所、同条第六項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う事業所、同法第十五条第二項の規定により設置された老人デイサービスセンター、老人短期入所施設及び老人介護支援センター、同条第五項の規定により設置された地域包括支援センタ

二 障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十九条)第七十九条第二項の規定により市町村が設置した障害福祉サービス(同法第五条第二項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業により設置された老人デイサービスセンター、老人短期入所施設及び老人介護支援センター、老人短期入所施設及び老人介護支援センタ

定する児童デイサービス、同条第八項に規定する短期入所、同条第十項に規定する共同生活介護又は同条第十六項に規定する共同生活介護の事業の用に供する施設

活介護又は同条第十六項に規定する共同生活介護に限る。)の事業の用に供する施設

三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第二条第二項第七号の授産施設

(指定都市及び中核市を除く。)の当該介護老人保健施設の災害復旧に要する費用につき補助する。

2 国は、都道府県が、介護老人保健施設(以下この条において「介護老人保健施設」という。)であつて東日本大震災により著しい被害を受けたものを設置した特定被災地方公共団体である市町村(指定都市及び中核市を除く。)の当該介護老人保健施設の災害復旧に要する費用につき補助する。

3 国は、都道府県又は指定都市若しくは中核市が、その区域(都道府県にあつては、当該都道府県の区域内にある指定都市の区域及び中核市の区域を除く。)内に設置されている次に掲げる施設又は事業所であつて東日本大震災により著しい被害を受けたものを設置した都道府県及び市町村以外の者の当該施設又は事業所の災害復旧に要する費用につき六分の五を下らない率により補助する場合には、政令で定めるところにより、当該都道府県又は指定都市若しくは中核市に対し、予算の範囲内において、当該補助に要する費用(当該都道府県又は指定都市若しくは中核市が二分の一を超える率による補助をする場合には、その超える部分の補助に要する費用を除いた費用)の五分の四を補助する。

4 国は、都道府県又は指定都市若しくは中核市が、その区域(都道府県にあつては、当該都道府県の区域内にある指定都市の区域及び中核市の区域を除く。)内に設置されている介護老人保健施設であつて東日本大震災により著しい被害を受けたものを設置した都道府県及び市町村以外の者の当該介護老人保健施設の災害復旧に要する費用につき補助する場合には、政令で定めることにより、当該都道府県又は指定都市若しくは中核市に対し、予算の範囲内において、その二分の一を補助する。

4 (健康保険の標準報酬月額の改定の特例)

5 第四十九条 健保保険者等(全国健康保険協会(第六十一条から第六十五条までにおいて「協会」という。)が管掌する健康保険にあつては厚生労働大臣、健康保険組合が管掌する健康保険にあつては当該健康保険組合をいう。次項及び第五十七条において同じ。)は、平成二十三年三月一日において特定被災区域に所在していた適用事業所(健康保険法大正十一年法律第七十号)第三条第三項に規定する適用事業所をいう。以下

援センター、同条第五項の規定により設置された軽費老人ホーム並びに介護保険法第百十五条の四十五第三項の規定により設置された身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第二十八条第三項の規定により設置された身体障害者社会参加支援施設

二 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第二十八条第三項の規定により設置された身体障害者社会参加支援施設

百八十三条第四項の規定により都道府県及び市町村以外の者が設置した障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム又は障害福祉サービス(同法第五条第五項に規定する療養介護、同条第六項に規定する生活介護、同条第七項に規定する児童デイサービス、同条第八項に規定する短期入所、同条第十項に規定する共同生活介護、同条第十三項に規定する自立訓練、同条第十四項に規定する就労移行支援、同条第十五項に規定する就労継続支援又は同条第十六項に規定する共同生活援助に限る。)の事業の用に供する施設

3 条第六項に規定する認知症対応型老人共同生活介護事業を行う事業所、同法第十五条の二第五項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う事業所、同

により著しい被害を受けたものの災害復旧に要する費用について、予算の範囲内において、その三分の二を補助する。

1 老人福祉法第五条の二第五項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う事業所、同

活援助事業を行う事業所、同法第十五条の規定により設置された老人デイサービスセン

2 老人短期入所施設、軽費老人ホーム及び老人介護支援センター並びに介護保険法第百五十五条の四十五第三項の規定により設置された地域包括支援セン

タ、老人短期入所施設、軽費老人ホーム及び老人介護支援センター並びに介護保険法第百五十五条の四十五第三項の規定により設置された地域包括支援セン

3 条第六項に規定する認知症対応型老人共同生活介護事業を行う事業所、同法第十五条の二第五項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う事業所、同

活援助事業を行う事業所、同法第十五条の規定により設置された老人デイサービスセン

4 老人福祉法第五条の二第五項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う事業所、同法第十五条の二第五項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う事業所、同

活援助事業を行う事業所、同法第十五条の規定により設置された老人デイサービスセン

5 条第六項に規定する認知症対応型老人共同生活介護事業を行う事業所、同法第十五条の二第五項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う事業所、同

活援助事業を行う事業所、同法第十五条の規定により設置された老人デイサービスセン

6 条第六項に規定する認知症対応型老人共同生活介護事業を行う事業所、同法第十五条の二第五項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う事業所、同

活援助事業を行う事業所、同法第十五条の規定により設置された老人デイサービスセン

7 条第六項に規定する認知症対応型老人共同生活介護事業を行う事業所、同法第十五条の二第五項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う事業所、同

活援助事業を行う事業所、同法第十五条の規定により設置された老人デイサービスセン

8 条第六項に規定する認知症対応型老人共同生活介護事業を行う事業所、同法第十五条の二第五項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う事業所、同

活援助事業を行う事業所、同法第十五条の規定により設置された老人デイサービスセン

9 条第六項に規定する認知症対応型老人共同生活介護事業を行う事業所、同法第十五条の二第五項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う事業所、同

活援助事業を行う事業所、同法第十五条の規定により設置された老人デイサービスセン

10 条第六項に規定する認知症対応型老人共同生活介護事業を行う事業所、同法第十五条の二第五項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う事業所、同

活援助事業を行う事業所、同法第十五条の規定により設置された老人デイサービスセン

11 条第六項に規定する認知症対応型老人共同生活介護事業を行う事業所、同法第十五条の二第五項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う事業所、同

活援助事業を行う事業所、同法第十五条の規定により設置された老人デイサービスセン

12 条第六項に規定する認知症対応型老人共同生活介護事業を行う事業所、同法第十五条の二第五項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う事業所、同

活援助事業を行う事業所、同法第十五条の規定により設置された老人デイサービスセン

13 条第六項に規定する認知症対応型老人共同生活介護事業を行う事業所、同法第十五条の二第五項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う事業所、同

活援助事業を行う事業所、同法第十五条の規定により設置された老人デイサービスセン

14 条第六項に規定する認知症対応型老人共同生活介護事業を行う事業所、同法第十五条の二第五項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う事業所、同

活援助事業を行う事業所、同法第十五条の規定により設置された老人デイサービスセン

15 条第六項に規定する認知症対応型老人共同生活介護事業を行う事業所、同法第十五条の二第五項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う事業所、同

活援助事業を行う事業所、同法第十五条の規定により設置された老人デイサービスセン

16 条第六項に規定する認知症対応型老人共同生活介護事業を行う事業所、同法第十五条の二第五項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う事業所、同

活援助事業を行う事業所、同法第十五条の規定により設置された老人デイサービスセン

この項及び第五十七条において同じ。)の事業が東日本大震災による被害を受けたことにより、当該適用事業所に使用される健康保険の被保険者(同法第三条第二項に規定する日雇特例被保險者(次条、第五十四条から第五十六条まで及び第五十八条において「日雇特例被保險者」という。)、同法第三条第四項に規定する任意継続被保険者及び同法附則第三条第一項に規定する特例退職被保険者を除く。以下この条において同じ。)の同月から平成二十四年二月までのいずれかの月に受けた報酬(同法第三条第五項に規定する報酬をいう。以下この条及び第五十七条において同じ。)の額が、その者のその月の健康保険の標準報酬月額の基礎となつた報酬月額に比べて、著しく低下した場合において、必要があると認めるときは、その月に受けた報酬の額を報酬月額として、その著しく低下した月から、健康保険の標準報酬月額を改定することができる。

2 健康保険者等は、前項の規定により健康保険の標準報酬月額が改定された健康保険の被保険者の当該改定が行われた月の翌月から平成二十四年二月までのいずれかの月に受けた報酬の額が、その者のその月の健康保険の標準報酬月額と同一の月に受けた報酬(同法第三条第五項に規定する報酬をいう。以下この条及び第五十七条において同じ。)の額が、その者のその月の健康保険の標準報酬月額に比べて、著しく低下した場合において、必要があると認めるときは、その月に受けた報酬の額を報酬月額として、その著しく低下した月から、健康保険の標準報酬月額を改定することができる。

3 健康保険法第四十三条第二項の規定は、前二項の規定により改定された健康保険の標準報酬月額について準用する。

4 第一項の規定により健康保険の標準報酬月額が改定された健康保険の被保険者又は被保険者であつた者(次項において「改定健保被保險者」という。)であつて、平成二十三年三月十一日において現に傷病手当金(健康保険法第九十九条第一項に規定する傷病手当金をいう。以下この項において同じ。)の支給を受けている者若しくは受けるべき者又は東日本大震災による被害を受けたことにより傷病手当金の支給を受ける者について同条の規定を適用する場合において、同法第三条第二項に規定する改定前の標準報酬月額(同条第二項の規定による改定後の標準報酬月額のいずれか高い標準報酬月額)と、「をいう。」と百二条において同じ」とあるのは「をいう」とす

5 改定健保被保險者であつて、平成二十三年三月十一日において現に健康保険法第一百二条に規定する出産手当金の支給を受けている者又は受けるべき者について同条の規定を適用する場合においては、同条中「標準報酬月額」とあるのは、「標準報酬月額(東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成二十三年法律第号)第四十九条第一項の規定による改定前の標準報酬月額(同条第二項の規定による改定が行われた場合には、同条第一項に規定する改定前の標準報酬月額と同一の月に受けた報酬(同法第三条第五項に規定する報酬をいう。以下この条及び第五十七条において同じ。)が受けた食事療養(健康保険法第六十三条第二項第一号に規定する食事療養をいう。以下この条、第五十二条から第五十四条まで及び第五十六条において同じ。)につき健康保険法第八十五条第一項の規定により当該被災健保被保險者に対する支給する入院時食事療養費の額は、同条第二項の規定にかかるべく、当該食事療養につき同項の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該食事療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に食事療養に要した費用の額)とする。

(健康保険の入院時生活療養費の額の特例)
第五十一条 健保被保險者が、特例対象期間に被災健保被保險者が受けた生活療養(健康保険法第六十三条第二項第二号に規定する生活療養をいう。以下この条から第五十四条まで及び第五十六条において同じ。)につき同法第八十五条の二第二項の規定による改定後の標準報酬月額のいずれか高い標準報酬月額の三十分の一に相当する額(その額に、五円未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとし、五円以上十円未満の端数があるときはこれを十円に切り上げるものとする。)をいう。」とする。

(健康保険の入院時食事療養費の額の特例)

第五十条 健保被保險者(健康保険法第四条に規定する保険者をいう。次条から第五十四条まで、第五十六条及び第五十八条において同じ。)が、平成二十三年三月二十九日までの間において特定被災区域における災害救助法第二条に規定する救助の実施状況

は受けるべき者又は東日本大震災による被害を受けたことにより傷病手当金の支給を受ける者について同条の規定を適用する場合においては、平成二十四年二月二十九日までの分として支給されるものに限り、同条第一項中「標準報酬月額」とあるのは「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成二十三年法律第号)第四十九条第一項の規定による改定前の標準報酬月額と同一の月に受けた報酬(同法第三条第五項に規定する報酬をいう。以下この条及び第五十七条において同じ。)の額が現に当該食事療養に要した費用の額(その額が現に当該食事療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に食事療養に要した費用の額)とす

る。

5 改定健保被保險者であつて、平成二十三年三月十一日において現に健康保険法第一百二条に規定する出産手当金の支給を受けている者又は受けるべき者について同条の規定を適用する場合においては、同条中「標準報酬月額」とあるのは、「標準報酬月額(東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成二十三年法律第号)第四十九条第一項の規定による改定前の標準報酬月額(同条第二項の規定による改定が行われた場合には、同条第一項に規定する改定前の標準報酬月額と同一の月に受けた報酬(同法第三条第五項に規定する報酬をいう。以下この条及び第五十七条において同じ。)が受けた食事療養(健康保険法第六十三条第二項第一号に規定する食事療養をいう。以下この条、第五十二条から第五十四条まで及び第五十六条において同じ。)につき健康保険法第八十五条第一項の規定により当該被災健保被保險者に対する支給する入院時食事療養費の額は、同条第二項の規定にかかるべく、当該食事療養につき同項の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該食事療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に食事療養に要した費用の額)とする。

(健康保険の入院時生活療養費の額の特例)
第五十二条 健保被保險者が、平成二十三年三月十一日から平成二十四年二月二十九日までの間に被災健保被保險者が受けた療養(健康保険法第六十八条第一項の規定により当該被災健保被保險者に対する支給する入院時生活療養費の額は、同条第二項の規定にかかるべく、当該生活療養につき算定した費用の額(その額が現に当該生活療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に生活療養に要した費用の額)とする。

(健康保険の療養費の額の特例)
第五十三条 健保被保險者が、平成二十三年三月十一日から平成二十四年二月二十九日までの間に被災健保被保險者が受けた療養(健康保険法第六十八条第一項の規定により当該被災健保被保險者に対する支給する入院時生活療養費の額は、同条第二項の規定にかかるべく、当該生活療養につき算定した費用の額(その額が現に当該生活療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に生活療養に要した費用の額)とする。

2 前項の費用の額の算定については、療養の給付を受けるべき場合においては健康保険法第七十六条第二項の費用の額の算定、入院時食事療養及び当該食事療養又は生活療養につき算定した費用の額を基準として、健保被保險者が定める

大臣が定める日の翌日以降に受けた食事療養について、同法第八十五条第二項の額の算定）、入院時生活療養費の支給を受けるべき場合においては第五十二条の費用の額の算定（第五十条に規定する厚生労働大臣が定める日の翌日以後に受けた生活療養について）、同法第八十五条の二第二項の額の算定）、保険外併用療養費の支給を受けるべき場合においては同法第八十六条第二項第一号の費用の額の算定（前項に規定する療養に食事療養又は生活療養が含まれるときは、前条の費用の額の算定（第五十条に規定する厚生労働大臣が定める日の翌日以後に受けた食事療養又は生活療養については、同法第八十五条第二項又は第八十五条の二第二項の額の算定）の例による。ただし、その額は、現に疗養に要した費用の額を超えることができない。

3 前二項に規定する療養についての費用の額の算定に
関しては、保険医療機関等(健康保険法第六百十
条第一項の規定により該被災健保被扶養者に係る健
康保険の被保険者に対する支給する家族療養費の額
は、同法第二項の規定にかかわらず、当該療養が^{養に限る}。)につき健康保険法第六百十条第一項の規
定により該被災健保被扶養者に係る健康保険の被
保険の被保険者に対する支給する家族療養費の額
は、同法第二項の規定にかかわらず、当該療養が^{養に限る}。)につき算定した費用の額及び該被災健
保被扶養者に係る健康保険の被保険者に対する支給
する家族療養費の額とし、当該療養が^{養に限る}。)につ
き算定した費用の額の合算額とする。

4 第六百三十三条第三項各号に掲げる病院若しくは診
療所又は薬局をいう。以下この項において同じ。)から療養(評価療養及び選定療養を除く。)を受ける場合にあつては同法第七十六条第二項の規定を、保険医療機関等から評価療養又は選
定療養を受ける場合にあつては同法第八十六条第二項第一号の規定を、第一項に規定する食事療
養についての費用の額の算定に關しては第五十条の規
定を、前項に規定する生活療養についての費用の額の算定に關しては第五十五条の規定を、それぞれ準用する。
(健康保険の日雇特例被保険者に係る特例)
第五十五条 被災日雇特例被保険者(日雇特例被
保険者であつて、東日本大震災による被害を受けたことにより療養の給付について健康保険法
第一百四十九条において準用する同法第七十五条の二第一項第二号の措置が採られるべきものと
いう。以下この条、次条及び第五十八条において
同じ。)又は被災健保被扶養者を有する日雇特
例被保険者に係る健康保険の保険給付について
は、同法第一百四十九条の規定にかかわらず、次
の表の上欄に掲げる規定は、それぞれ同表の下
欄に掲げる被災日雇特例被保険者又は被災健保
被扶養者を有する日雇特例被保険者に係る事項
について準用する。

3 前二項に規定する療養についての費用の額の算定に當り、其金額を幾回も(三回)以上

養者が受けた療養(生活療養が含まれている療養に限る)につき健康保険法第百十条第一項の規定により当該被災健保被扶養者による健康保険の被保険者に対する支給する家族療養費の額は、同条第二項の規定にかかわらず、当該療養(生活療養を除く。)につき算定した費用の額及び当該生活療養につき算定した費用の額の合算額とする。

(健康保険の特別療養費の額の特例)

			第五十条
			第五十一条
			第五十二条
			第五十三条
前条	疗養	保險	入院
家族			

被扶養者を有

食事療養費の額の特例
生活療養費の額の特例
併用療養費の額の特例
貰の額の特例
療養費の額の特例

<p>第五十条</p> <p>(健康保険の特別療養費の額の特例)</p> <p>第五十六条 健保保険者が、特例対象期間に被災日雇特例被保険者又は被災健保被扶養者が健康保険法第六十三条第三項第一号又は第二号に掲げる病院若しくは診療所又は薬局から受けた療養(食事療養が含まれる療養に限る。)につき同法第四十五条第一項の規定により被災日雇特例被保険者又は被災健保被扶養者に係る日雇特例被保険者に対する支給する特別療養費の額は、同条第二項の規定にかかるず、当該療養(食事療養を除く。)につき算定した費用の額及び当該食事療養につき算定した費用の額の合算額とする。</p> <p>第二項 健保保険者が、特例対象期間に被災日雇特例被保険者又は被災健保被扶養者が健康保険法第六十三条第三項第一号又は第二号に掲げる病院若しくは診療所又は薬局から受けた療養(生活療養が含まれる療養に限る。)につき同法第四十五条第一項の規定により被災日雇特例被保険者又は被災健保被扶養者に係る日雇特例被保険者に対する支給する特別療養費の額は、同条第二項の規定にかかるらず、当該療養(生活療養を除く。)につき算定した費用の額及び当該生活療養につき算定した費用の額の合算額とする。</p> <p>第三項 前二項に規定する療養についての費用の額の算定については、第五十四条第三項の規定を準用する。</p> <p>第四項 第五十三条の規定は、健康保険法第百四十五条第六項において準用する同法第百三十二条の規定により被災日雇特例被保険者又は被災健保</p>	<p>第五十一条</p> <p>入院時食事療養費の額の特例</p> <p>第五十二条</p> <p>入院時生活療養費の額の特例</p> <p>第五十三条</p> <p>保険外併用療養費の額の特例</p>	<p>第五十四条</p> <p>家庭療養費の額の特例</p> <p>第五十五条</p> <p>療養費の額の特例</p>
<p>第五十六条</p> <p>被扶養者を有する日雇特例被保険者に係る特別療養費を支給する場合について準用する。</p> <p>第五十七条 健保保険者等は、次の各号のいずれにも該当する適用事業所の事業主から申請があつた場合において、必要があると認めるときは、当該適用事業所が第二号に該当するに至つた月から当該適用事業所が同号に該当しなくなるに至つた月の前月(その月が平成二十四年三月以後であるときは、同年二月)までの期間に納付すべき健康保険の保険料(健康保険法第六十一条第一項及び第一百六十二条の規定により健康保険の被保険者及び当該被保険者を使用する事業主が負担すべき保険料をいう。)の額を免除することができる。</p> <p>一 平成二十三年三月十一日において特定被災区域に所在していたこと。</p> <p>二 当該適用事業所の事業が東日本大震災による被害を受けたことにより、当該適用事業所に使用される健康保険の被保険者に対する報酬の支払に著しい支障が生じてていること。</p> <p>三 前二項の規定は、健康保険法附則第二条第三項に規定する調整保険料の額について準用す</p>	<p>第五十一条</p> <p>被扶養者を有する日雇特例被保険者に係る特別療養費を支給する場合について準用する。</p> <p>第五十二条</p> <p>被扶養者を有する日雇特例被保険者に係る特別療養費を支給する場合について準用する。</p> <p>第五十三条</p> <p>被扶養者を有する日雇特例被保険者に係る特別療養費を支給する場合について準用する。</p>	<p>第五十四条</p> <p>被扶養者を有する日雇特例被保険者に係る特別療養費を支給する場合について準用する。</p> <p>第五十五条</p> <p>被扶養者を有する日雇特例被保険者に係る特別療養費を支給する場合について準用する。</p>

民健康保険法第三十六条第二項第二号に規定する生活療養をいう。以下この条から第七十二条までにおいて同じ。)につき同法第五十二条の二項の規定により当該被災国保被保險者に対して支給する入院時生活療養費の額は、同条第二項の規定にかかわらず、当該生活療養につき厚生労働大臣の定める基準の例により算定した費用の額(その額が現に当該生活療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に生活療養に要した費用の額)とする。

(国民健康保険の療養費の額の特例)

第七十条 国民健康保険の保険者が、平成二十三年三月十一日から平成二十四年二月二十九日までの間に被災国保被保險者が受けた療養につき国民健康保険法第五十四条第一項若しくは第二項又は第五十四条の三第三項若しくは第四項の規定により当該被災国保被保險者に対して支給する療養費の額は、同法第五十四条第三項(同法第五十四条の三第五項において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、当該療養(食事療養及び生活療養を除く。)につき算定した費用の額及び当該食事療養又は生活療養につき算定した費用の額を基準として、国民健康保険の保険者が定める額とする。

2 前項の費用の額の算定については、療養の給付を受けるべき場合においては国民健康保険法第四十五条第二項の規定を、入院時食事療養費の支給を受けるべき場合においては第六十七条の規定第五十条に規定する厚生労働大臣が定める日の翌日以降に受けた食事療養については、同法第五十二条第二項の規定を、入院時生活療養費の支給を受けるべき場合においては第六十八条の規定第五十条に規定する厚生労働大臣が定める日の翌日以降に受けた生活療養について、同法第五十二条の二第二項の規定を、保険外併用療養費の支給を受けるべき場合においては同法第五十三条第二項第一号の規定(前項に規定する療養に食事療養又は生活療養が含まれるときは、前条の規定(第五十条に規定する厚生労働大臣が定める日の翌日以降に受けた食事療養又は生活療養については、同法第五十二条第二項又は第五十二条の二第二項の規定)を、それぞれ準用する。ただし、その額及び当該生活療養につき健康保険法第五条の二第二項の規定による厚生労働大臣の定める基準の例により算定した費用の額(その額が現に当該被災国保被保險者に対して支給する保険外併用療養費の額は、同条第二項の規定にかかわらず、同項第一号に規定する額及び当該生活療養につき健康保険法第八十五条の二第二項の規定により当該被災国保被保險者に対する算定した費用の額を超えるときは、当該現に生活療養に要した費用の額)とする。

(国民健康保険の保険外併用療養費の額の特例)

第六十九条 国民健康保険の保険者が、特例対象期間に被災国保被保險者が受けた評価療養(国民健康保険法第三十六条第二項第三号に規定する評価療養をいう。次項において同じ。)又は選定療養をいう。次項において同じ。)(これらの療養のうち食事療養が含まれているものに限る。)につき同法第五十三条第一項の規定により当該被災国保被保險者に対して支給する保険外併用療養費の額は、同条第二項の規定にかかるべきものに限る。)に規定する厚生労働大臣の定める基準の例により算定した費用の額が現に当該被災国保被保險者に対して支給する保険外併用療養費の額を超えるときは、当該現に生活療養に要した費用の額を超過した費用の額とする。

2 前項の費用の額の算定については、療養の給付を受けるべき場合においては国民健康保険法第四十五条第二項の規定を、入院時食事療養費の支給を受けるべき場合においては第六十七条の規定第五十条に規定する厚生労働大臣が定める日の翌日以降に受けた食事療養については、同法第五十二条第二項の規定を、入院時生活療養費の支給を受けるべき場合においては第六十八条の規定第五十条に規定する厚生労働大臣が定める日の翌日以降に受けた生活療養について、同法第五十二条の二第二項の規定を、保険外併用療養費の額が現に当該被災国保被保險者に対して支給する保険外併用療養費の額を超えるときは、当該現に生活療養に要した費用の額を超過した費用の額とする。

二 当該食事療養につき健康保険法第八十五条第二項の規定による厚生労働大臣が定める基準の例により算定した費用の額(その額が現に当該食事療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に食事療養に要した費用の額を超過した費用の額)とする。

(国民健康保険における国の負担等の特例)

第七十二条 東日本大震災に際し国民健康保険法第四十四条第一項第二号及び第六十七条から前条までの規定(以下この項において「一部負担金免除等規定」という。)が適用される場合においては、被災国保被保險者に係る同法第七十条第一項第一号に規定する療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに同号に規定する入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費及び特別療養費の支給に要する費用の額は、一部負担金免除等規定の適用がないとしたならばこれらの保険給付に要することとなる費用の額(次項において「免除前給付費用額」という。)に相当する額とする。

2 前項の場合において、国は、国民健康保険法第四十四条第一項第二号の措置を採る国民健康保険の保険者に対し、予算の範囲内において、当該被災国保被保險者に係る療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費若しくは特別療養費の支給に要する費用の額から免除前給付費用額を控除した額を補助する。

(後期高齢者医療の入院時食事療養費の額の特例)

六条第二項の規定による厚生労働大臣の定めにより、被保険者証が交付されているなれば保険外併用療養費の支給を受けることができる場合に被災後期高齢者医療被保險者(後期高

2 国民健康保険の保険者が、特例対象期間に被災国保被保險者が受けた評価療養又は選定療養(これららの療養のうち生活療養が含まれているものに限る。)につき国民健康保険法第五十三条第一項の規定により当該被災国保被保險者に対する算定した費用の額が現に当該被災国保被保險者に対して支給する保険外併用療養費の額は、同条第二項の規定にかかるべきものに限る。)に規定する厚生労働大臣の定めにより算定した費用の額(その額が現に当該被災国保被保險者に対して支給する保険外併用療養費の額を超えるときは、当該現に生活療養に要した費用の額)とする。

(国民健康保険の特別療養費の額の特例)

第七十一条 国民健康保険の保険者が、特例対象期間に被災国保被保險者が受けた特別療養費に係る療養(食事療養が含まれている療養に限る。)につき国民健康保険法第五十四条の三第一項の規定により当該被災国保被保險者に対する算定した費用の額は、同条第二項の規定にかかるべきものに限る。)に規定する厚生労働大臣が定めた費用の額(その額が現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額)とする。

二 当該生活療養につき健康保険法第八十五条の二第二項の規定による厚生労働大臣が定めた費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額を超過した費用の額とする。

(国民健康保険における国の負担等の特例)

第七十二条 東日本大震災に際し国民健康保険法第四十四条第一項第二号及び第六十七条から前条までの規定(以下この項において「一部負担金免除等規定」という。)が適用される場合においては、被災国保被保險者に係る同法第七十条第一項第一号に規定する療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに同号に規定する入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費及び特別療養費の支給に要する費用の額は、一部負担金免除等規定の適用がないとしたならばこれらの保険給付に要することとなる費用の額(次項において「免除前給付費用額」という。)に相当する額とする。

2 前項の場合において、国は、国民健康保険法第四十四条第一項第二号の措置を採る国民健康保険の保険者に対し、予算の範囲内において、当該被災国保被保險者に係る療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費若しくは特別療養費の支給に要する費用の額から免除前給付費用額を控除した額を補助する。

(後期高齢者医療の入院時食事療養費の額の特例)

六条第二項の規定による厚生労働大臣の定めにより、被保険者証が交付されているなれば保険外併用療養費の支給を受けることができる場合に被災後期高齢者医療被保險者(後期高

齢者医療の被保険者であつて、東日本大震災による被害を受けたことにより療養の給付について高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)第六十九条第一項第二号の措置が採られるべきものをいう。以下この条から第七十八条までにおいて同じ。)が受けた食事療養(同法第六十四条第二項第一号に規定する者医療被保険者に対する支給する入院時食事療食事療養をいう。以下この条及び第七十五条から第七十七条までにおいて同じ。)につき同法第六十四条第一項の規定により当該被災後期高齢者医療被保険者に対する支給する入院時食事療養費の額は、同条第二項の規定にかかわらず、当該食事療養につき同項の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該食事療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に食事療養に要した費用の額)とする。

(後期高齢者医療の入院時生活療養費の額の特例)

第七十四条 後期高齢者医療広域連合が、特例対象期間に被災後期高齢者医療被保険者が受けた生活療養(高齢者の医療の確保に関する法律第六十四条第二項第二号に規定する生活療養をいう。以下この条から第七十七条までにおいて同じ。)につき同法第七十五条第一項の規定により当該被災後期高齢者医療被保険者に対する支給する入院時生活療養費の額は、同条第二項の規定により算定した費用の額(その額が現に当該生活療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に生活療養に要した費用の額)とする。

(後期高齢者医療の保険外併用療養費の額の特例)

第七十五条 後期高齢者医療広域連合が、特例対象期間に被災後期高齢者医療被保険者が受けた評価療養(高齢者の医療の確保に関する法律第六十四条第二項第三号に規定する評価療養をいう。次項において同じ。)又は選定療養(同法第

二項第四号に規定する選定療養をいう。次項において同じ。)これららの療養のうち食事療養が含まれているものに限る。)につき同法第七十六条第一項の規定により当該被災後期高齢者医療被保險者に対する支給する保険外併用療養費の額は、同条第二項の規定にかかるらず、同項第一号に規定した費用の額及び当該食事療養につき同法第七十四条第二項の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該食事療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に食事療養に要した費用の額)の合算額とする。

2 第七十六條 後期高齢者医療広域連合が、特例対象期間間に被災後期高齢者医療被保險者が受けた評価療養又は選定療養(これらの療養のうち生活療養が含まれているものに限る。)につき高齢者の医療の確保に係る法律第七十六条第一項の規定により当該被災後期高齢者医療被保險者に対して支給する保険外併用療養費の額は、同条第二項の規定にかかるらず、同項第一号に規定する額及び当該生活療養につき同法第七十五条第二項の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該生活療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に生活療養に要した費用の額)の合算額とする。

(後期高齢者医療の療養費の額の特例)

第七十七条 後期高齢者医療広域連合が、平成二十三年三月十一日から平成二十四年二月二十九日までの間に被災後期高齢者医療被保險者が受けた療養につき高齢者の医療の確保に関する法律第七十七条第一項若しくは第二項又は第八十二条第三項若しくは第四項の規定により当該被災後期高齢者医療被保險者に対して支給する療養費の額は、同法第七十七条第三項(同法第八十二条第五項において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、当該療養(食事療養及び生活療養を除く。)につき算定した費用の額及び当該食事療養又は生活療養につき算定した費用の額を基準として、後期高齢者医療広域連合が定

2 前項の費用の額の算定については、療養の給付を受けるべき場合においては高齢者の医療の確保に関する法律第七十一条第一項の療養の給付に要する費用の額の算定に関する基準により算定するものとし、入院時食事療養費の支給を受けるべき場合には第七十三条の規定（第五十条に規定する厚生労働大臣が定める日の翌日以降に受けた食事療養については、同法第七十四条第二項の規定）を、入院時生活療養費の支給を受けるべき場合には第七十四条の規定（第五十条に規定する厚生労働大臣が定める日の翌日以降に受けた生活療養については、同法第七十五条第二項の規定）を、併用療養費の支給を受けるべき場合には第七十六条第二項第一号の規定（前項に規定する療養に食事療養又は生活療養が含まれるときは、前条の規定（第五十条に規定する厚生労働大臣が定める日の翌日以降に受けた食事療養又は生活療養については、同法第七十五条第二項の規定）を、それぞれ準用する。ただし、その額は、現に療養に要した費用の額を超えることができない。

（後期高齢者医療の特別療養費の額の特例）

第七十七条 後期高齢者医療広域連合が、特例対象期間に被災後期高齢者医療被保険者が受けた特別療養費に係る療養（食事療養が含まれている療養に限る。）につき高齢者の医療の確保に関する法律第八十二条第一項の規定により当該被災後期高齢者医療被保険者に對して支給する特別療養費の額は、同条第二項の規定にかかわらず、第一号に規定する額及び第二号に規定する額の合算額とする。

一 当該療養（食事療養を除く。）につき、被保険者が交付されているならば療養の給付を受けることができる場合は高齢者の医療の確保に関する法律第七十一条第一項の療養の給付に要する費用の額の算定に関する基準によ

二、当該食事療養につき高齢者の医療の確保に関する法律第七十四条第二項の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該生活療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額）

二、当該食事療養につき高齢者の医療の確保に関する法律第七十四条第二項の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該食事療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に食事療養に要した費用の額）

二、後期高齢者医療広域連合が、特例対象期間に被災後期高齢者医療被保険者が受けた特別療養費に係る療養（生活療養が含まれている療養に限る。）につき高齢者の医療の確保に関する法律第八十二条第一項の規定により当該被災後期高齢者医療被保険者に対する支給する特別療養費の額は、同条第二項の規定にかかわらず、第一号に規定する額及び第二号に規定する額の合算額とする。

一、当該療養（生活療養を除く。）につき、被保險者証が交付されているならば療養の給付を受けることができる場合は高齢者の医療の確保に関する法律第七十一条第一項の療養の給付に要する費用の額の算定に関する基準により、被保險者証が交付されているならば保険外併用療養費の支給を受けることができる場合は同法第七十六条第二項第一号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額）

二、当該生活療養につき高齢者の医療の確保に関する法律第七十五条第二項の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該生活療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に生活療養に要した費用の額）

(の額)

(後期高齢者医療における国の負担等の特例)

第七十八条 東日本大震災に際し高齢者の医療の確保に関する法律第六十九条第一項第二号及び

第七十三条から前条までの規定(以下この項において「一部負担金免除等規定」という)が適用される場合においては、被災後期高齢者医療被保険者に係る同法第九十三条第一項に規定する

おいて「一部負担金免除等規定」という)が適用される場合においては、被災後期高齢者医療被保険者に係る同法第九十三条第一項に規定する

おいて「一部負担金免除等規定」という)が適用される場合においては、被災後期高齢者医療被保険者に係る同法第九十三条第一項に規定する

おいて「一部負担金免除等規定」という)が適用

される場合においては、被災後期高齢者医療被保険者に係る同法第九十三条第一項に規定する

おいて「一部負担金免除等規定」という)が適用

第八十条

平成二十三年三月十一日に発生した東

北地方太平洋沖地震による災害により行方不明

となつた者の生死が三月間分からない場合又は

その者の死亡が三月以内に明らかとなり、か

つ、その死亡の時期が分からない場合には、中

小企業退職金共済法(昭和三十四年法律第百六

十号)の死亡に係る退職金の支給に関する規定

の適用については、同日に、その者は、死亡し

たものと推定する。

(労働保険の保険料の免除の特例)

第八十一条 政府は、次の各号のいずれにも該当

する労働保険の適用事業(労働者災害補償保険

法第三条第一項の適用事業又は雇用保険法(昭

和四十九年法律第百十六号)第五条第一項の適

用事業をいう。以下この条において同じ)の事

業主(労働者災害補償保険法第三十五条第一項

第一号の規定により同法第三条第二項の適用事

業の事業主とみなされた団体を除く。以下この

条において同じ)から申請があつた場合において

て、必要があると認めるとときは、労働保険の保

険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律

第八十四号)以下この条及び第八十四条において

「徴収法」という。)第十五条第一項及び第二項

並びに第十九条第三項の規定にかかるわらず、徴

収法第十二条第一項に規定する一般保険料の

額のうち当該労働保険の適用事業が第二号に

該当するに至つた月から当該労働保険の適用

事業が同号に該当しなくなるに至つた月の前

月(その月が平成二十四年三月以後であるとき

は、同年二月)までの期間(以下この項におい

て「免除対象期間」という。)に当該労働保険の

適用事業の事業主がその事業に使用する全て

の労働者に支払う賃金の総額(その額に千円未

満の端数があるときは、その端数は、切り捨て

る。)に徴収法第十二条第一項に規定する一般保

険料に係る保険料率を乗じて得た額に相当する

部分、徴収法第十三条に規定する第一種特別加

入保険料の額のうち免除対象期間に係る部分と

して厚生労働省令で定める額を免

除する規定の適用の特例)

条の二第一項に規定する第三種特別加入保険料の額のうち免除対象期間に係る部分として厚生労働省令で定める額を免除することができる。

一 平成二十三年三月十一日において特定被災区域に住所を有していたこと。

二 当該第二種特別加入者が東日本大震災による被害を受けたことにより、第二種特別加入者の適用事業にあつては、当該適用事業が同

区域に所在したこと(事業の期間が予定さ

れていたこと)。

三 第二項の規定により労働保険料の額を免除さ

れた労働保険の適用事業の事業主は、平成二十

四年二月までの間ににおいて、当該適用事業が同

二 当該労働保険の適用事業が東日本大震災による被害を受けたことにより、当該労働保険の適用事業の事業主の事務所が特定被災区域に所在してい

たこと)。

二 当該労働保険の適用事業が東日本大震災による被害を受けたことにより、当該労働保険の適用事業の事業主に届け出なければならない

が生じていること。

一 平成二十四年二月までの間ににおいて、当該第二種特別加入保険料の額を免除された第二種特別加入者の団体は、平

成二十四年二月までの間ににおいて、当該第二種特別加入保険料の額の免除に係る第二種特別加入

保険料を除く。第三項において「労働保険料」とい

う)の支払が困難であると認められる事情が生じていること。

二 政府は、徴収法第十四条第一項に規定する第

二種特別加入者(以下この条において「第二種特

別加入者」という。)が次の各号のいずれにも該

当し、かつ、当該第二種特別加入者の団体(労

働者災害補償保険法第三十五条第一項の規定に

より当該第二種特別加入者に關して労働者災害

補償保険の適用を受けることにつき承認を受けた団体をいう。第四項において「第二種特別加

入者(団体)」といふ。)から申請があつた場合に

て、必要があると認めるとときは、徴収法第

二十二條第一項に規定する特定被災区域内に所在する事業所に雇用され

ていた労働者に限る。)であつて、当該事業所の

事業が東日本大震災の被害を受けたため離職を

余儀なくされたもの(同法第二十二条第二項に

規定する受給資格者以外の受給資格者のうち同

法第十三條第三項に規定する特定理由離職者

格者に限る。)についての同法附則第五条の規定

の適用については、同条第二項中「六十日」とあ

るのは「百二十日」と、「三十日」とあるのは「九

十日」と、同条第三項中「前項」とあるのは「東日

本大震災に對処するための特別の財政援助及び

助成に関する法律(平成二十三年法律第

号)第八十二条第一項の規定により読み替えて

することができる。

一 平成二十三年三月十一日において特定被災区域に住所を有していたこと。

二 当該第二種特別加入者が東日本大震災による被害を受けたことにより、第二種特別加入者の適用事業にあつては、当該適用事業が同

区域に所在したこと(事業の期間が予定さ

れていたこと)。

三 第二項の規定により労働保険料の額を免除さ

れた労働保険の適用事業の事業主は、平成二十

四年二月までの間ににおいて、当該適用事業が同

二 当該労働保険の適用事業が東日本大震災による被害を受けたことにより、当該労働保険の適用事業の事業主に届け出なければならない

が生じていること。

一 平成二十四年二月までの間ににおいて、当該第二種特別加入保険料の額を免除された第二種特別加入者の団体は、平

成二十四年二月までの間ににおいて、当該第二種特別加入保険料の額の免除に係る第二種特別加入

保険料を除く。第三項において「労働保険料」とい

う)の支払が困難であると認められる事情が生じていること。

二 政府は、徴収法第十四条第一項に規定する第

二種特別加入者(以下この条において「第二種特

別加入者」という。)が次の各号のいずれにも該

当し、かつ、当該第二種特別加入者の団体(労

働者災害補償保険法第三十五条第一項の規定に

より当該第二種特別加入者に關して労働者災害

補償保険の適用を受けることにつき承認を受けた団体をいう。第四項において「第二種特別加

入者(団体)」といふ。)から申請があつた場合に

て、必要があると認めるとときは、徴収法第

二十二條第一項に規定する特定被災区域内に所在する事業所に雇用され

ていた労働者に限る。)であつて、当該事業所の

事業が東日本大震災の被害を受けたため離職を

余儀なくされたもの(同法第二十二条第二項に

規定する受給資格者以外の受給資格者のうち同

法第十三條第三項に規定する特定理由離職者

格者に限る。)についての同法附則第五条の規定

の適用については、同条第二項中「六十日」とあ

るのは「百二十日」と、「三十日」とあるのは「九

十日」と、同条第三項中「前項」とあるのは「東日

本大震災に對処するための特別の財政援助及び

助成に関する法律(平成二十三年法律第

号)第八十二条第一項の規定により読み替えて

2 雇用保険法第二十二条第二項に規定する受給資格者(平成二十三年三月十一日において特定被災区域内に所在する事業所に雇用されていた労働者に限る)であつて、当該事業所の事業が東日本大震災の被害を受けたため離職を余儀なくされたもののうち、公共職業安定所長が厚生労働省令で定める基準に照らして当該受給資格者の知識、技能、職業経験その他の実情を勘案して再就職のための支援を計画的に行う必要があると認めたものについては、第四項の規定による期間内の失業している日(失業していることについての認定を受けた日に限る)について、同条第一項に規定する所定給付日数(当該受給資格者が同法第二十条第一項及び第二項の規定による期間内に基本手当の支給を受けた日数が当該所定給付日数に満たない場合は、その支給を受けた日数。次項において同じ。)を超えて、基本手当を支給することができる。

3 前項の場合において、所定給付日数を超えて基本手当を支給する日数は、六十日を限度とするものとする。

4 第二項の規定による基本手当の支給を受ける受給資格者の受給期間は、雇用保険法第二十条第一項及び第二項の規定にかかわらず、これらの規定による期間に前項に規定する日数を加えた期間とする。

5 第二項の規定が適用される場合における雇用保険法第二十八条、第二十九条、第三十二条、第三十三条及び第七十九条の二の規定の適用にかかる場合は、同法第二十八条第一項中「広域延長給付」を「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成二十三年法律第号)第八十二条第二項の規定による基本手当の支給(以下「特例延長給付」という。)を受けている受給資格者については、当該特例延長給付が終わった後でなければ広域延長給

付」と、「行わず」とあるのは「行わず、広域延長給付を受けている受給資格者については、当該広域延長給付が終わつた後でなければ全国延長給付及び訓練延長給付は行わず」と、同条第二項中「広域延長給付又は」とあるのは「特例延長給付、広域延長給付又は」と、「広域延長給付が行われること」とあるのは「特例延長給付又は広域延長給付が行われること」と、「広域延長給付が行われる間」とあるのは「これらの延長給付が行われる間」と、「行わない」とあるのは「行わず、広域延長給付を受けている受給資格者について特例延長給付が行われることとなつたときは、特例延長給付が行われる間、その者について広域延長給付は行わない」と、同法第二十九条第一項及び第三十二条第一項中「又は全国延長給付」とあるのは「特例延長給付、広域延長給付」とあるのは「全国延長給付又は特例延長給付」と、同法第七十九条の二中、「第五十八条第一項」とあるのは「第五十八条第一項及び東日本大震災に對処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第八十二条第二項」とす

(石綿による健康被害の救済に関する法律の死亡に係る給付の支給に関する規定の適用の特例)

第八十三条 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害により行方不明となつた者の生死が三月間分からない場合はその者の死亡が三月以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期が分からない場合には、石綿による健康被害の救済に関する法律(平成十八年法律第四号)の死亡に係る給付の支給に関する規定の適用については、同日中に、その者は死亡したものと推定する。(石綿による健康被害の救済のため支給される給付等に充てる一般拠出金の免除の特例)

第八十四条 厚生労働大臣は、次の各号のいずれにも該当する事業の事業主(石綿による健康被

害の救済に関する法律第三十五条第一項に規定する労災保険適用事業主に限る。以下この条において同じ。)から申請があつた場合において、必要があると認めるときは、同法第三十八条第一項において準用する徴収法第十九条第三項の規定にかかわらず、平成二十一年度の一般拠出金(石綿による健康被害の救済に関する法律第三十七条第一項に規定する一般拠出金をいう。以下この条において同じ。)の額を免除することができる。

一 当該事業の行われる場所が平成二十三年三月十一日において特定被災区域内に所在していること(事業の期間が予定される事業にあつては、当該事業の事業主の事務所が特定被災区域内に所在していたこと)。

二 当該事業が東日本大震災による被害を受けたことにより、当該事業に使用される労働者に対する賃金の支払に著しい支障が生じていることその他の一般拠出金の支払が困難であると認められる事情が生じていること。

(障害児施設給付費の支給に要する費用に係る国の負担の特例)

第八十五条 東日本大震災による被害を受けた施設給付決定保護者(児童福祉法(昭和二十二年法律百六十四号)第二十四条の三第六項に規定する施設給付決定保護者をいう。以下この条及び次条において同じ。)が受けける同法第二十四条の二第一項に規定する障害児施設給付費(以下この条及び次条において「障害児施設給付費」という。)の支給について同法第二十四条の五の規定が適用される場合(特定被災地方公共団体その他東日本大震災による被害の状況その他の事情をしんじて厚生労働大臣が定める都道府県、指定都市又は同法第五十九条の四第一項に規定する児童相談所設置市(以下この条及び次条において「都道府県等」という。)において、平成二十三年三月十一日から平成二十四年二月二十九日までの間ににおいて特定被災区域内における災害救助法第二条に規定する救助の実施状況そ

の他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める日までの間(第八十七条において「国庫負担特例適用期間」という。)に児童福祉法第十四条の五の規定が適用される場合であつて、同条の規定により読み替えられた同法第二十四条の二第二項の当該都道府県等が定めた割合が百分の百であるときに限る。)においては、同法第五十三条の規定により当該施設給付決定保護者に係る障害児施設給付費の支給に要する費用に對して国が負担する額は、同法第二十四条の五の規定の適用がないとしたならば国が負担することとなる。

二 前項の場合において、国は、都道府県等に対し、予算の範囲内において、児童福祉法第二十四条の五の規定が適用された施設給付決定保護者に係る障害児施設給付費の額から同条の規定の適用がないとしたならば当該施設給付決定保護者に係る障害児施設給付費の支給に要する費用の額となる額を控除した額を補助する。

(指定知的障害児施設等における食費及び居住費に関する補助)

第八十六条 都道府県等は、特例対象期間に当該都道府県等の被災施設給付決定保護者施設給付決定保護者であつて、東日本大震災による被害を受けたことにより障害児施設給付費の支給に要する費用の額を補助する。

第八十七条 都道府県等の被災施設給付決定保護者が、同法第二十四条の二第二項の当該都道府県等が定めた割合が百分の百であるものに限る。)を以て児童福祉法第二十四条の五の規定が適用される場合(特定被災地方公共団体その他東日本大震災による被害の状況その他の事情をしんじて厚生労働大臣が定める都道府県、指定都市又は同法第五十九条の四第一項に規定する児童相談所設置市(以下この条及び次条において「都道府県等」という。)において、平成二十三年三月十一日から平成二十四年二月二十九日までの間ににおいて特定被災区域内における災害救助法第二条に規定する救助の実施状況そ

の障害児施設等における食事の提供及び居住に
要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大
臣が定める費用の額から当該被災施設給付決定
保護者に対し支給する同法第二十四条の七第一
項に規定する特定人所障害児食費等給付費の額
(当該特定人所障害児食費等給付費が支給され
ない場合には、零とする)を控除した額を支給
する。

2 前項の場合において、国は、市町村に対し、予算の範囲内において、障害者自立支援法第三十一条の規定が適用された支給決定障害者等に係る介護給付費等の額から同条の規定の適用がないとしたならば当該支給決定障害者等に係る介護給付費等の額となる額を控除した額を補助する。

第十四条並びに第二十九条第五項から第七項まで及び第九項の規定は、第一項の規定による支給について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。
（介護給付及び予防給付に要する費用に係る国の負担等の特例）

第八十九条 東日本大震災による被害を受けた介護保険の被保険者が受ける介護給付（介護保険

者に係る介護給付及び予防給付に要する費用の額から免除前給付費用額を控除した額を補助する。

（介護保険施設等における食費及び居住費等に関する補助）

第九十条 市町村は、特例対象期間に当該市町村の被災介護保険被保険者（介護保険の被保険者であつて、東日本大震災による被害を受けたこ

国は、都道府県等に於し、予算の範囲内において、前項の規定による支給に要する費用の額に相当する額を補助する。

費に関する補助)

法第十八条第一号に規定する介護給付をいう。以下この条及び次条において同じ。又は予防給付(同法第十八条第一号に規定する予防給付をいう。以下この条及び次条において同じ。)について同法第五十条又は第六十条の規定が適用さ

とにより介護給付又は予防給付について介護保険法第五十条又は第六十条の規定が適用されたもの（これらの規定により読み替えられた同法第五十条各号に定める規定又は同法第六十条各号に定める規定）による当該市町村が定めた割合

児童福祉法第二十四条の三第八項から第十項まで、第三十四条の八、第五十七条の二第一項及び第五十七条の五の規定は、第一項の規定による支給について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。
(介護給付費等の支給に要する費用に係る国の負担等の特例)

であつて、東日本大震災による被災を受けたことにより介護給付費等の支給について障害者自立支援法第三十一条の規定が適用されたもの（同条の規定により読み替えた同法第二十九条第三項の当該市町村が定めた割合が百分の百であるものに限る）のうち、同法第三十四条第一項に規定する特定入所サービスに係る支給

いう。(以下この条及び次条において同じ。)について同法第五十条又は第六十条の規定が適用される場合(特定被災地方公共団体(市町村に限る。)その他東日本大震災による被害の状況その他の事情をしん酌して厚生労働大臣が定める市町村(特別区を含む。)以下この条から第九十二条までにおいて同じ。)において、平成二十三年三月三十日までに

第五十条各号に定める規定又は同法第六十条各号に定める規定により当該市町村が定めた割合が百分の百であるものに限る。」をいう。以下この条及び次条において同じ。が、同法第五十一
条の三第一項に規定する特定介護サービスを受けたときは、当該被災介護保険被保険者に対し、当該特定介護サービスを行う同法第八条第

第十九条 東日本大震災による被災を受けた支給決定障害者等(障害者自立支援法第五条第十七項第二号に規定する支給決定障害者等をいいう。以下この条及び次条において同じ。)が受けうる同法第十九条第一項に規定する介護給付費等

決定を受けたものに限る。以下この項において「同じ。」が、同法第五条第十一項に規定する施設入所支援を受けたときは、当該被災支給決定障害者等に対し、当該施設入所支援を行う同法第三十四条第一項に規定する指定障害者支援施設

三月十一日から平成二十四年二月二十九日までの間において特定被災区域における災害救助法を勘案して厚生労働大臣が定める日までの間に規定する救助の実施状況その他の事情を勘査して厚生労働大臣が定める日までの間に介護保険法第五十条又は第六十条の規定が適用

二十二項に規定する介護保険施設 同法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者 又は同法第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービス事業者における食事の提供に要した費用及び居住又は滞在に要した費用に

(1) 同法第三十一条の規定が適用される場合(特定被災地方公共団体(市町村に限る。)その他東日本大震災による被害の状況その他の事情をしん酌して厚生労働大臣が定める市町村(特別区を含む。)について、同種負担割合(月間同一回支

等における食事の提供及び居住に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額から当該被災支給決定障害者等に対し支用の額について、当該指定障害者支援施設を要した費用について、当該指定障害者支援施設

されると場合において、これらの規定は、いわゆる同法第五十条各号に定める規定又は
同法第六十条各号に定める規定により当該市町村が定めた割合が百分の百であるときに限る。)においては、同法第二百二十二条第一項、第二百三

（二）同法第五十一条の三第二項第一号に規定する食費の基準費用額及び同項第二号に規定する居住費の基準費用額の合計額から当該被災介護保険被保険者に対し同条第一項の規定により支給する特定入所者介護サービス費の額（当該三、二千一百六十円を越える場合は一千五百円を減額して算定する場合を除く）

額(当該特定障害者特別給付費が支給されない場合に、零とする。)及び同法第三十五条第一項に規定する特例特定障害者特別給付費の額(当該特例特定障害者特別給付費が支給されない場合に、零とする。)を控除した額を支給す

四条第一項及び第二百三十五条第一項に規定する
介護給付及び予防給付に要する費用の額のうち
当該介護保険の被保険者に係る介護給付及び予
防給付に要する費用の額は、同法第五十条又は
第六十条の規定の適用がないとしたならば、各費

合には、零とする。)又は同法第五十一条の四第一項の規定により支給する特例特定入所者介護サービス費の額(当該特例特定入所者介護サービス費が支給されない場合には、零とする。)を空余した額を支給する。

障害者等に係る介護給付費等の支給に要する費用に対しても国及び都道府県が負担する額は、同法第三十一条の規定の適用がないとしたならば国及び都道府県が負担することとなる額に相当する額とする。

2 国は、市町村に対し、予算の範囲内において、前項の規定による支給に要する費用の額に相当する額を補助する。

2 紛失等の給付及び予防給付に要することとなる費用の額（次項において「免除前給付費用額」という。）に相当する額とする。
前項の場合において、国は、市町村に対し、予算の範囲内において、当該介護保険の被保険

2 国は、市町村に対し、予算の範囲内において、前項の規定による支給に要する費用の額に相当する額を補助する。

<p>項、第七項及び第九項の規定は、第一項の規定による支給について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。</p> <p>(特定介護予防サービス事業者における食費及び滞在費に関する補助)</p> <p>第九十一条 市町村は、特例対象期間に当該市町村の被災介護保険被保険者が、介護保険法第六十一条の三第一項に規定する特定介護予防サービスを受けたときは、当該被災介護保険被保険者に対し、当該特定介護予防サービスを行う同法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス事業者における食事の提供に要した費用及び滞在に要した費用について、同法第六十一条の三第二項第一号に規定する食費の基準費用額及び同項第二号に規定する滞在費の基準費用額の合計額から当該被災介護保険被保険者に対する同条第一項の規定により支給する特定入所者介護予防サービス費の額(当該特定入所者介護予防サービス費が支給されない場合には、零とする)又は同法第六十一条の四第一項の規定により支給する特例特定入所者介護予防サービス費(当該特例特定入所者介護予防サービス費が支給されない場合には、零とする)を控除した額を支給する。</p>
<p>2 国は、市町村に対し、予算の範囲内において、前項の規定による支給に要する費用の額に相当する額を補助する。</p> <p>3 介護保険法第二十二条第一項、第二十五条、第二十六条並びに第五十一条の三第四項、第五项、第七項及び第九項の規定は、第一項の規定による支給について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定めて、前項の規定による支給に要する費用の額に相当する額を補助する。</p> <p>3 介護保険法第二十二条第一項、第二十五条、第二十六条並びに第五十一条の三第四項、第五项、第七項及び第九項の規定は、第一項の規定による支給について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定め</p>
<p>(戦傷病者戦没者遺族等援護法の死亡に係る援護に関する規定の適用の特例)</p> <p>第九十二条 市町村は、特例対象期間に当該市町村の介護保険法施行法(平成九年法律第二百二十四号)第十三条规定する要介護旧措置入所者が、同項に規定する特定介護老人福祉施設における食費及び居住費に関する補助)</p> <p>第九十二条 市町村は、特例対象期間に当該市町村の介護保険法施行法(平成九年法律第二百二十四号)第十三条规定する要介護旧措置入所者が、同項に規定する特定介護老人福祉施設における食費及び居住費に関する補助)</p> <p>第九十三条 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害により行方不明となつた者の生死が三月間分からない場合はその者の死亡が三月以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期が分からない場合には、戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和二十七年法律第二百二十七号)の死亡に係る援護に関する規定の適用については、同日に、その者は、死亡したものと推定する。</p> <p>(厚生年金保険の標準報酬月額の改定の特例)</p>
<p>第九十四条 厚生労働大臣は、平成二十三年三月十一日において特定被災区域に所在した厚生年金保険の適用事業所(同日において特定被災区域に住所又は主たる事務所若しくは仮住所を有していた厚生年金保険法(昭和二十九年法律第二百五号)第六条第一項第三号に規定する船舶所有者(次条第一項第一号において単に「船舶所有者」という。)に係る同法第六条第一項第三号第五項第一号に規定する食費の特定基準費用額及び同項第二号に規定する居住費の特定基準費用額の合計額から当該要介護旧措置入所者に對し介護保険法第五十一条の三第一項の規定により支給する特定入所者介護サービス費の額(当該特定入所者介護サービス費が支給されない場合には、零とする。)を控除した額を支給する。</p> <p>2 国は、市町村に対し、予算の範囲内において、前項の規定による支給に要する費用の額に相当する額を補助する。</p> <p>3 介護保険法第二十二条第一項、第二十五条、第二十六条並びに第五十一条の三第四項、第五项、第七項及び第九項の規定は、第一項の規定による支給について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定め</p> <p>第九十五条 厚生労働大臣は、次の各号のいずれにも該当する厚生年金保険の適用事業所が第一項に該当するに至つた月から当該適用事業所主から申請があつた場合において、必要があると認めるときは、厚生年金保険法第八十二条第一項の規定にかかるらず、当該適用事業所が第二号に該当するに至つた月から当該適用事業所が同号に該当しなくなるに至つた月の前月(その月が平成二十四年三月以後であるときは、同年二月)までの期間に納付すべき厚生年金保険の標準報酬月額の基礎となつた報酬月額に比べて、著しく低下した場合において、必要があると認めるときは、その月に受けた報酬の額を報酬月額として、その著しく低下した月から、厚生年金保険の標準報酬月額を改定することができる。</p> <p>2 厚生労働大臣は、前項の規定により厚生年金保険の標準報酬月額が改定された厚生年金保険の被保険者の当該改定が行われた月の翌月から平成二十四年二月までのいずれかの月に受けた報酬の額が、その者のその月の厚生年金保険の標準報酬月額の基礎となつた報酬月額に比べて、著しく上昇した場合において、必要があると認めるときは、その月に受けた報酬の額を報酬月額として、その著しく上昇した月から、厚生年金保険の標準報酬月額を改定することができる。</p> <p>3 厚生年金保険法第二十三条第二項の規定は、前項の規定により改定された厚生年金保険の標準報酬月額について準用する。</p> <p>2 前項の規定により厚生年金保険の保険料の額を免除された厚生年金保険の適用事業所の事業主は、平成二十四年二月までの間ににおいて、当該適用事業所が同項第二号に該当しなくなるに至つたときは、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。</p> <p>3 第一項の規定により厚生年金保険の保険料の額を免除された厚生年金保険の被保険者が厚生年基金(以下この項において「基金」という。)の加入員である場合においては、掛金(厚生年</p>

金保険法第百三十八条第一項に規定する掛金をいう。以下この項において同じ。)又は徴収金(同法第一百四十条第一項の規定による徴収金をいう。以下この項において同じ。)の額の免除及び当該掛金又は徴収金の額を免除した基金の加入員の費用の負担に関し必要な事項については、同法の規定にかかわらず、政令で特別の定めをすることができる。

(老齢厚生年金の裁定の特例)

第九十六条 厚生労働大臣は、平成二十三年三月一日から第一号に規定する厚生労働大臣が定める区域における災害の復旧の状況を勘査して厚生労働大臣が定める日までの間に六十五歳に達する者であつて次の各号のいずれにも該当するものに係る厚生年金法第四十二条の規定による老齢厚生年金を受ける権利については、その権利を有する者の同法第三十三条の請求がない場合であつても、必要があると認めるときは、同条の裁定を行うことができる。

一 特定被災区域のうち交通、郵便その他の事情を勘査して厚生労働大臣が定める区域に住所を有すること。

二 平成二十三年三月十一日前に厚生年金保険法附則第八条の規定による老齢厚生年金その他の政令で定める給付を受ける権利に係る裁定を受けたこと。

(国民年金法の死亡に係る給付の支給に関する規定の適用の特例)

第九十九条 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害により行方不明となつた者の生死が三月間分からない場合又はその者の死亡が三月以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期が分からぬ場合には、国民年金法の死亡に係る給付の支給に関する規定の適用については、同日に、その者は、死亡したものと推定する。

二 平成二十三年三月十一日前に厚生年金保険法附則第八条の規定による老齢厚生年金その他の政令で定める給付を受ける権利に係る裁定を受けたこと。

(確定給付企業年金法の遺族給付金の支給に関する規定の適用の特例)

第一百条 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害により行方不明となつた者の生死が三月間分からない場合又はその者の死亡が三月以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期が分からぬ場合には、厚生年金保険法の死亡に係る給付の支給に関する規定の適用については、同日に、その者は、死亡したものと推定する。

(老齢基礎年金の裁定の特例)

第九十八条 厚生労働大臣は、平成二十三年三月一日から第九十六条に規定する厚生労働大臣が

定める日までの間に六十五歳に達する者であつて次の各号のいずれにも該当するものに係る国民年金法昭和三十四年法律第百四十一号第二十六条の規定による老齢基礎年金を受ける権利については、その権利を有する者の同法第十六条の請求がない場合であつても、必要があると認めるとときは、同条の裁定を行うことができる。

(平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律により適用される児童手当法の拠出金の免除の特例)

第一百一条 平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律(平成二十二年法律第十九号)第二十条第一項の規定により適用される児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)第二十条第一項に規定する一般事業主のうち次の各号に掲げる者については、同条第二項の規定にかかるらず、当該各号に定める期間に納付すべき同条第一項に規定する拠出金の額(第二号に掲げる者については、第四十二条第一項第一号に規定する学校等に勤務する私学共済加入者の標準給与及び標準賞与に係る拠出金の額とする)を免除するものとする。

二 前項の資金に係る都道府県が行う災害弔慰金の支給等に関する法律第十一条第一項の貸付け及び国が行う同法第十二条第一項の貸付けについての同法第十一条第二項及び第十二条第二項の規定の適用については、同法第十一条第二項中「十一年」とあるのは「十四年」と、同法第十二条第二項中「十二年」とあるのは「十五年」と、「年一・五パーセント(政令で定めるところにより保証人を立てる場合にあつては、年零パーセント)」と、同法第十三条第一項中「受けたため」とあるのは「受けたことその他の政令で定める事由により」とする。

三 第五百七十七条第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)の規定による申請の受理及び処分並びに同条第二項(同条第三項において準用する場合を含む。)の規定による届出の受理

四 第六十六条第一項の規定による申請の受理及び処分並びに同条第二項の規定による届出の受理

五 第九十四条第一項及び第二項(これらの規定を同条第四項において準用する場合を含む。)の規定による標準報酬月額の改定

六 第九十五条第一項の規定による申請の受理

第九十七条 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害により行方不明となつた者の生死が三月間分からない場合は、その者の死亡が三月以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期が分からぬ場合には、厚生年金保険法の死亡に係る給付の支給に関する規定の適用については、同日に、その者は、死亡したものと推定する。

(厚生年金保険法の死亡に係る給付の支給に関する規定の適用の特例)

第一百条 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害により行方不明となつた者の生死が三月間分からない場合又はその者の死亡が三月以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期が分からぬ場合には、確定給付企業年金法(平成二十一年法律第五十号)の遺族給付金の支給に関する規定の適用については、同日に、その者は、死亡したものと推定する。

(灾害弔慰金の支給等に関する法律の特例)

第一百三条 災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和四十八年法律第八十二号)第十条第一項の災害援護資金であつて、東日本大震災により著しい被害を受けた者で政令で定めるものが東日本大震災の後政令で定める日までに貸付けを受け

るものについての同条第三項及び第四項並びに

同法第十三条第一項の規定の適用については、

同法第十条第三項中「十年」とあるのは「十三年」と、同条第四項中「年三パーセント」とあるのは

「年一・五パーセント(政令で定めるところによ

り保証人を立てる場合にあつては、年零パーセ

ント)」と、同法第十三条第一項中「受けたため」とあるのは「受けたことその他の政令で定める事

由により」とする。

二 前項の資金に係る都道府県が行う災害弔慰金

の支給等に関する法律第十一条第一項の貸付け

及び国が行う同法第十二条第一項の貸付けにつ

いての同法第十一条第二項及び第十二条第二項

の規定の適用については、同法第十一条第二項

中「十一年」とあるのは「十四年」と、同法第十二

条第二項中「十二年」とあるのは「十五年」と、

「年一・五パーセント(政令で定めるところによ

り保証人を立てる場合にあつては、年零パーセ

ント)」と、同法第十三条第一項中「受けたため」とあるのは「受けたことその他の政令で定める事

由により」とする。

三 第五百七十七条第一項(同条第三項において準

用する場合を含む。)の規定による申請の受理

及び処分並びに同条第二項(同条第三項にお

いて準用する場合を含む。)の規定による届出

の受理

四 第六十六条第一項の規定による申請の受理

及び処分並びに同条第二項の規定による届出

の受理

五 第九十四条第一項及び第二項(これらの規

定を同条第四項において準用する場合を含

む。)の規定による標準報酬月額の改定

六 第九十五条第一項の規定による申請の受理

及び処分並びに同条第二項の規定による届出

の受理

前項の場合は、日本年金機構法(平成十九年法律第百九号)第二十七条第二項第四号中

「ホ 厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法

律(平成二十一年法律第三十七号)第十三条第一項に規定する権限に係る事務、同法第十七条

第一項に規定する事務及び同法第十八条第一項に規定する収納に係る事務

「ホ 厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給

あるのは、
律(平成二十一年法律第三十七号)第十三章第一項に規定する権限に係る事務、同
第一項に規定する事務及び同法第十八条第一項に規定する収納に係る事務

へ 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成二十二年四月一日施行)

号) 第百四条第一項に規定する権限に係る事務

る法

十七条

とする。

法律第

專主手金采箋去第[三]四第三頃、第四頃、

第六項及び第七項の規定は、第一項各号に掲げ
五百六条 銀亮市場法(昭和四十六年法律第三
五号)第七十二条第一項の規定は、特定被災

る厚生労働大臣の権限について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

方公共団体である市町村の区域に所在する中央卸売市場（同法第二条第三項に規定する中央卸売市場をいう。）の東日本大震災による被害を

第一項各号に掲げる厚生労働大臣の権限は、
けた施設の災害復旧に要する費用について准

厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生

局長に委任することができる。
項中「中央卸売市場整備計画」に基づき中央卸

5 前項の規定により地方厚生局長に委任された市場の施設の改良、造成又は取得」とあるの

権限は、厚生労働省令で定めるところにより、中央卸売市場の施設の災害復旧」と、重要

地方厚生支局長に委任することができる。

(適用) 施設の災害復旧」と、「十分の四以内」とある

は三分の一」と読み替えるものとする。
（厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共
組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共
同組合法等を廃止する等の法律の死亡に係
給付の支給に関する規定の適用の特例）
第百七条 平成二十三年三月十一日に発生した
北地方太平洋沖地震による災害により行方不
となつた者の生死が三月間分からない場合又
その者の死亡が三月以内に明らかとなり、
百三十三条の規定は同月十一日から適用する。
第六十六条、第八十一条、第八十四条、第
九十四条、第九十五条及び第二百二条の規定は平
成二十三年三月一日から、第五十条から第五十
六条まで、第六十一条から第六十五条まで、第
六十七条から第七十一条まで、第七十三条から
第七十七条まで、第八十二条、第八十六条、第
八十八条、第九十条から第九十二条まで及び第
百五十五条第四十九条、第五十七条、第五十九
条、第六十六条、第八十一条、第八十四条、第

(御壳市場法による災害復旧の特例) 第八章 農林水産省関係

第一類第一号 災害対策特別委員会議録第十号 平成二十三年四月三十日

廃生全金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の死亡に係る給付の支給に関する規定の適用の特例) 第百七条 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害により行方不明となつた者の生死が三月間分からぬ場合又はその者の死亡が三月以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期が分からぬ場合には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合

5 前項の場合において追納すべき額は、当該追納に係る期間の各月の保険料の額とする。

4 第二項の規定により追納が行われたときは、追納が行われた日に、追納に係る月の保険料が納付されたものとみなす。

特例免除期間（第一項の規定により農業者年金の保険料を納付することを要しないものとさ

（百九条）中小漁業融資保証法昭和二十七年法律第三百四十六号）第六十九条第一項又は第二項の保険関係であつて、東日本大震災により著しい被害を受けた者で政令で定めるものの借入れに係る債務の保証又は特定債務（同法第四条第一項第二号に規定する特定債務をいう。）の保証（東日本大震災の後政令で定める日までに行われたものに限る。）に係るものについての同法第六十九条第六項の一定の率は、同条第七項及び同法第七十六条から第七十七条までの規定によ

制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律(平成十三年法律第一百一号)及び同法附則において準用する同法附則第十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法附則第二条第一項第一号に規定する廃止前農林共済法の死亡に係る給付の支給に関する規定の適用については、同日に、その者は、死亡したものと推定する。

(農業者年金の保険料の免除等の特例)

第百八条 独立行政法人農業者年金基金は、農業者年金の被保険者から申出があつた場合において、当該被保険者の従事する農業が東日本大震災による被害を受けたことにより、保険料を納付することが困難であると認めるときは、独立行政法人農業者年金基金法(平成十四年法律第一百二十七号)第四十六条第一項の規定にかかわらず、当該被保険者が保険料を納付することが困難であると認めるに至つた月から当該被保険者が保険料を納付することが困難であると認められなくなるに至つた月の前月までの期間に係る保険料につき、既に納付されたもの及び同法第四十七条第一項の規定により前納されたものを除き、これを納付することを要しないものとすることができる。

農業者年金の被保険者又は被保険者であつた者農業者老齢年金及び特例附加年金に係る受給権者を除く。)は、前項の規定により納付することを要しないものとされた保険料の全部又は一部につき追納をすることができる。この場合

れた期間(前項の規定により納付されたもののみなされる保険料に係る被保険者期間を除く。)は、独立行政法人農業者年金基金法等三十一項第一項各号及び第二項(同法附則第三条第四項において読み替えて準用する場合を含む。)並びに附則第三条第一項第一号の規定の保険料納付済期間等に算入する。この場合における同法第三十一条第一項第一号の規定の適用については、同号中「合算した期間」とあるのは、「合算した期間に特例免除期間(東日本大震災に対するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成二十三年法律第号)第八百八条第五項)に規定する特例免除期間をいう。」を加えた期間」とする。

6 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害により行方不明となつた者の生死が三月間分からない場合又はその者の死亡が三月以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期が分からない場合には、独立行政法人農業者年金基金法及び同法附則第六条第三項の規定によりなおその効力を有するものとさわがれた農業者年金基金法の一部を改正する法律(平成十三年法律第三十九号)附則第十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとさわがれた同法による改正前の農業者年金基金法(昭和四十五年法律第七十八号)の死亡一時金の支給に関する規定の適用については、同日に、その者は、死亡したものと推定する。

かかわらず、百分の九十とする。

2 中小漁業融資保証法第七十八条第一項の保険関係であつて、東日本大震災により著しい被害を受けた者で前項の政令で定めるものの借入れに係る同条第一項に規定する貸付け等(東日本大震災の後前項の政令で定める日までに行われたものに限る。)に係るものについての同条第三項の規定の適用については、同項中「百分の七十(前条に規定する資金に係る保険関係にあつては、百分の八十)」とあるのは、「百分の九十」とする。

(農業改良資金融通法の特例)

第百十条 農業改良資金融通法(昭和三十二年法律第二百二号)第二条に規定する農業改良資金であつて、東日本大震災により著しい被害を受けた者で政令で定めるものが東日本大震災の後政令で定める日までに貸付けを受けるものについての同法第四条(同法第八条第二項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、

同法第四条中「十年」とあるのは、「十三年」と、「十二年」とあるのは、「十五年」と、「三年」とあるのは、「六年」と、「五年」とあるのは、「八年」とする。

2 前項の資金に係る株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫が行う農業改良資金融通法第三条第一項第二号の貸付け及び政府が第九条第二項の規定の適用については、同法第八条第一項及び八条第一項中「十三年」とあるのは、「十六年」と、「六年」とあるのは、「九年」とあるのは、「十五年」とあるのは、「十八年」とする。

(農業近代化資金融通法の特例)

第百十一条 農業近代化資金融通法(昭和三十六年法律第二百三号)第二条第二項に規定する融資機関が行う東日本大震災により著しい被害を受けた者で政令で定めるものに対する貸付け(東日本大震災の後政令で定める日までに行われるものに限る。)についての同法の規定の適用については、同条第三項第二号中「二十年」とあるのは、「二十三年」と、同項第三号中「三年」とあるのは、「六年」と、同法第三条第二項中「二十二年」とあるのは、「二十五年」とする。

(農業近代化資金融通法の特例)

第百十二条 農業近代化資金融通法(昭和三十六年法律第二百三号)第二条第二項に規定する融資機関が行う東日本大震災により著しい被害を受けた者で政令で定めるものに対する貸付け(東日本大震災の後政令で定める日までに行われるものに限る。)についての同法の規定の適用については、同条第三項第二号中「二十年」とあるのは、「二十三年」と、同項第三号中「三年」とあるのは、「六年」と、同法第三条第二項中「二十二年」とあるのは、「二十五年」とする。

2 るのは「二十三年」と、同項第三号中「七年」とあるのは「十年」と、同法第三条第二項中「二十二年」とあるのは「二十五年度」とする。

2 第百十二条 農業信用保証法(昭和三十六年法律第二百四号)第五十九条第一項又は第二項に規定する特定債務をいう。の保証(東日本大震災の後政令で定める日までに行われたものに限る。)に係るものについての同条第三項の規定の適用については、同項中「百分の七十(前条に規定する資金に係る債務の保証又は特定債務(同法第八条第二項第二号に規定する特定債務をいう。)の保証(東日本大震災の後政令で定める日までに行われたものに限る。)に係るものについての同法第六条及び第六十一条第一項の規定の適用については、これらの規定中「百分の七十」とあるのは、「百分の九十」とする。

2 第百十二条 農業信用保証法第六十六条第一項の規定の適用については、同法第六条第二項及び第三項の規定の適用については、同条第二項中「三十年」とあるのは「十三年」と、同条第三項中「三十年」とあるのは「六年」とする。

(沿岸漁業改善資金助成法の特例)

第百十五条 沿岸漁業改善資金助成法(昭和五十四年法律第二百四号)第二条第二項に規定する経営等改善資金、同条第三項に規定する生活改善資金及び同条第四項に規定する青年漁業者等養成確保資金であつて、東日本大震災により著しい被害を受けた者で政令で定めるものが東日本大震災の後政令で定める日までに貸付けを受けるものについての同法第五条第二項及び第三項の規定の適用については、同法第五条第二項及び第三項の規定の適用については、同条第二項中「三十年」とあるのは「十三年」と、同条第三項中「三十年」とあるのは「六年」とする。

2 第百十五条 沿岸漁業改善資金助成法(昭和五十四年法律第二百四号)第二条第二項に規定する経営等改善資金、同条第三項に規定する生活改善資金及び同条第四項に規定する青年漁業者等養成確保資金であつて、東日本大震災により著しい被害を受けた者で政令で定める日までに貸付けを受けるものについての同法第五条第二項及び第三項の規定の適用については、同法第五条第二項及び第三項の規定の適用については、同条第二項中「三十年」とあるのは「十三年」と、同条第三項中「三十年」とあるのは「六年」とする。

(沿岸漁業改善資金助成法の特例)

第百十五条 沿岸漁業改善資金助成法(昭和五十四年法律第二百四号)第二条第二項に規定する経営等改善資金、同条第三項に規定する生活改善資金及び同条第四項に規定する青年漁業者等養成確保資金であつて、東日本大震災により著しい被害を受けた者で政令で定める日までに貸付けを受けるものについての同法第五条第二項及び第三項の規定の適用については、同法第五条第二項及び第三項の規定の適用については、同条第二項中「三十年」とあるのは「十三年」と、同条第三項中「三十年」とあるのは「六年」とする。

2 年」とする。

2 第百十七条 農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)附則第八項に規定する資金であつて、東日本大震災により著しい被害を受けた者で政令で定める日までに貸付けを受けるものについての同法附則第十二項の規定の適用については、同項中「二十五年」とあるのは「二十八年」とする。

(農業経営基盤強化促進法の特例)

第百十七条 農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)附則第八項に規定する資金であつて、東日本大震災により著しい被害を受けた者で政令で定める日までに貸付けを受けるものについての同法附則第十二項の規定の適用については、同項中「二十五年」とあるのは「二十八年」と、「十年」とあるのは「十三年」とする。

2 第百十七条 農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)附則第八項に規定する資金であつて、東日本大震災により著しい被害を受けた者で政令で定める日までに貸付けを受けるものについての同法附則第十二項の規定の適用については、同項中「二十五年」とあるのは「二十八年」と、「十年」とあるのは「十三年」とする。

(農業経営基盤強化促進法の特例)

第百十七条 農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)附則第八項に規定する資金であつて、東日本大震災により著しい被害を受けた者で政令で定める日までに貸付けを受けるものについての同法附則第十二項の規定の適用については、同項中「二十五年」とあるのは「二十八年」と、「十年」とあるのは「十三年」とする。

<p>ての同法第七条第二項及び第三項の規定の適用については、同条第二項中「十二年」とあるのは「十五年」と、同条第三項中「五年」とあるのは「八年」とする。</p> <p>2 青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法第二十条に規定する資金であつて、東日本大震災により著しい被害を受けた者で政令で定めるものが東日本大震災の後政令で定める日までに貸付けを受けるものにあつて、東日本大震災により著しい被害を受けた者で政令で定めるものが東日本大震災の後前項の政令で定める日までに貸付けを受けるものについての同条の規定の適用については、同条中「五年」とあるのは、「八年」とする。</p>
<p>3 青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法第二十一条に規定する資金であつて、東日本大震災により著しい被害を受けた者で政令で定めるものが東日本大震災の後第 一項の政令で定める日までに貸付けを受けるものについての同条の規定の適用については、同条中「十五年」とあるのは、「十八年」とする。</p> <p>（林業労働力の確保の促進に関する法律の特例）</p> <p>第二百十九条 林業労働力の確保の促進に関する法律(平成八年法律第四十五号)第七条に規定する資金であつて、東日本大震災により著しい被害を受けた者で政令で定めるものが東日本大震災の後政令で定める日までに貸付けを受けるものについての同条の規定の適用については、同条中「十二年」とあるのは、「十五年」と、「五年」とあるのは「八年」とする。</p>
<p>2 株式会社日本政策金融公庫法附則第三十四条第一項に規定する資金であつて、東日本大震災により著しい被害を受けた者で政令で定めるものが東日本大震災の後政令で定める日までに貸付けを受けるものについての同条の規定の適用については、同条中「十五年」とあるのは、「八年」と、「五年」とあるのは「八年」とする。</p> <p>（持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律の特例）</p> <p>第二百二十条 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律(平成十一年法律第百十号)第六条に規定する資金であつて、東日本大震災により著しい被害を受けた者で政令で定めるものが東日本大震災の後政令で定める日までに貸付けを受けるものについては、同条中「十二年」とあるのは、「十五年」と、「三年」とあるのは「六年」とする。</p>
<p>（中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律の特例）</p> <p>第二百二十二条 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律(平成二十一年法律第三十八号)第十一項に規定する資金であつて、東日本大震災により著しい被害を受けた者で政令で定めるものが東日本大震災の後政令で定める日までに貸付けを受けるものについては、同条中「十二年」とあるのは、「十五年」と、「三年」とあるのは「六年」とする。</p> <p>2 農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律(平成二十二年法律第六号)第十二条に規定する資金であつて、東日本大震災により著しい被害を受けた者で政令で定めるものが東日本大震災の後政令で定める日までに貸付けを受けるものについては、同条中「十二年」とあるのは、「十五年」と、「三年」とあるのは「六年」とする。</p>
<p>3 農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律(平成二十二年法律第六号)第九条に規定する資金であつて、東日本大震災により著しい被害を受けた者で政令で定めるものが東日本大震災の後政令で定める日までに貸付けを受けるものについては、同条中「十二年」とあるのは、「十五年」とする。</p> <p>（地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律の特例）</p> <p>第二百二十六条 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律(平成二十二年法律第六十七号)第九条に規定する資金であつて、東日本大震災により著しい被害を受けた者で政令で定めるものが東日本大震災の後政令で定める日までに貸付けを受けるものについては、同条中「十二年」とあるのは、「十五年」とする。</p>

年」とあるのは「十五年」と、「五年」とあるのは「八年」とする。

2 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律第十条第一項に規定する資金であつて、東日本大震災により著しい被害を受けた者で政令で定めるものが東日本大震災の後政令で定める日までに貸付けを受けるものについての同項及び同条第三項の規定の適用については、同条第二項中「十二年」とあるのは「十五年」と、

3 同条第三項中「五年」とあるのは「八年」とする。
地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等又は也或の農木水産物の利用促進に

業の創立等及び地盤の開拓の両利の併用に付随する法律第十一條第二項に規定する資金で、あつて、東日本大震災により著しい被害を受けた者で政令で定めるのが東日本大震災の後政令で定める日までに貸付けを受けるものについての同項及び同条第三項の規定の適用については、同条第二項中「十二年」とあるのは「十五年」と、同条第三項中「五年」とあるのは「八年」とす。

(適用)
第一百二十七条 第百八条第一項から第五項までの規定は平成二十三年三月一日から、第百九条から前条までの規定は同月十一日から適用する。

第九章 経済産業省関係 （中小企業信用保険法の特例）

中
小
說

年法律第二百六十四条(第三条第一項に規定する普通保険(以下この条において「普通保険」という。)、同法第三条の「第一項に規定する無担保保険(以下この条において「無担保保険」という。)又は同法第三条の三第一項に規定する特別小口保険(以下この条において「特別小口保険」という。)の保険関係であつて、東日本大震災復興緊急保証(政令で定める日までに行われた次の各号に掲げる者の事業(第三号に掲げる者にあつては、その直接又は間接の構成員たる第一号又は第二号に掲げる者の事業)の再建その他

一 特定被災区域内に事業所を有する中小企業者(中小企業信用保険法第二条第一項に規定する中小企業者をいう。以下この条において同じ。)であつて、東日本大震災により著しい被害を受けたもので政令で定めるもの

（小規模企業者等設備導入資金助成法の特例）
第百二十九条 政令で定める都道府県は、小規模企業者等設備導入資金助成法（昭和三十一年法律第二百五十五号）第三条第一項に規定する小規模

2 機構は、前項の業務のほか、独立行政法人中小企業基盤整備機構法(平成十四年法律第百四十七号)第十五条规定の業務の遂行に支障のない範囲内で、委託を受けて、特定事業者の事業活動の活性化のための基盤を整備するため、次に掲げる業務を行うことができる。

の経営の安定に必要な資金に係る同法第三条第第一項、第三条の二第一項又は第三条の三第一項に規定する債務の保証をいう。以下この条において同じ。」を受けた当該各号に掲げる者に係るものについての同法第三条第一項、第三条の二第一項及び第三項並びに第三条の三第一項及び第二項の規定の適用については、同法第三条第

者であつて、東日本大震災により特定被災区域内に事業所を有する取引の相手方たる事業者との取引の数量の減少その他経済産業大臣が定める事由が生じているためその経営の安定に支障が生じていてことについてその住所地を管轄する市町村長又は特別区長の認定を受けたもの

三 中小企業等協同組合その他の主として中小規模の事業者を直接又は間接の構成員とする団体であつて、その直接又は間接の構成員の

企業者等設備導入資金貸付事業に係る貸付金で
あつて、東日本大震災により著しい被害を受け
た者が平成二十三年三月十一日以後に受ける同
法第二条第五項に規定する設備資金貸付事業に
係る資金の貸付け又は同条第六項に規定する設
備貸与事業に係る設備の譲渡し若しくは貸付け
若しくはプログラム使用権の提供に係るものに
ついては、同法第五条第一項の規定にかかわら
ず、その償還期間を十年を超えない範囲内で政
令で定める期間とすることができる。

3 普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保

ム使用権の提供に係る対価の支払期間について

係るものについての中小企業信用保険法第三条
第二項、第三条の二第二項(同法第三条の三第

（独立行政法人）中小企業基盤整備機構の行う工事などを行うことができる。

の規定の適用については、同法第三条第一項中「百分の七十」とあり、同法第三条の二第一項中「百の八十」、これら、文部省令「百分の七十」

第一百三十一条 独立行政法人 中小企業基盤整備機構
(以下この条から第百三十二条までにおいて「機
構」という。)は、特定被災区或そつ也又令で定
められた事務を執行する。

の七十(無担保保険、特別小口保険、流動資産担保保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険、新事業開拓保険、事業

める地域（以下この条から第百三十二条までに
おいて「特定地域」という。）における特定事業者
（東日本大震災により著しい被害を受けた事業

4 再生保険及び特定社債保険にあつては、「百分の八十」とあるのは、「百分の九十」とする。
普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保

者をいう。以下この条から第百三十二条までにおいて同じ。)の事業活動の活性化のための基盤を整備するため、特定地域において、工場、事

陰関係であつて、東日本大震災復興緊急保証に係るものについての保険料の額は、中小企業信用保険法第四条の規定にかかわらず、保険金額

業場又は工場若しくは事業場の利用者の利便に供する施設の整備並びにこれらの賃貸その他の管理及び譲渡の業務を行う。

に年百分の二以内において政令で定める率を乗じて得た額とする。

2 機構は前項の業務のほか独立行政法人中小企業基盤整備機構法(平成十四年法律第百四十七号)第十五条第一項の業務の遂行に支障の

第二百一十九条 政令で定める者道府県は、小規模企業者等設備導入資金助成法（昭和三十一年法律第百十五号）第三条第一項に規定する小規模

ない範囲内で、委託を受けて牛乳等の製業活動の活性化のための基盤を整備するため、次に掲げる業務を行うことができる。

第一類第一号	災害対策特別委員会議録第十号	特定地域における工場又は事業場の整備並びに当該工場又は当該事業場の賃貸その他の管理及び譲渡
（適用）		一 前項の規定により機構が行う工場又は事業場の整備と併せて整備されるべき公共の用に供する施設及び当該工場又は当該事業場の利用者の利便に供する施設の整備並びに当該施設の賃貸その他の管理及び譲渡
		二 前号の業務に関する技術的援助
		（独立行政法人中小企業基盤整備機構法の特例）

（独立行政法人中小企業基盤整備機構法の特例）	第三百三十四条 第百二十八条及び第三百二十九条の規定は、平成二十三年三月十一日から適用する。
（特定用途港湾施設の災害復旧事業に係る資金の貸付け）	第百三十五条 港湾法（昭和二十五年法律第二百八十八号）第五十五条の七第一項の規定により仙台塩釜港における特定用途港湾施設の建設又は改良に係る資金につき港湾管理者から貸付けを受けた者が管理する当該貸付けに係る特定用途港湾施設のうち政令で定める施設であつて東日本大震災による被害を受けたものの災害復旧事業に係る資金につき港湾管理者から貸付けを改めた施設である（同法第九条第一項に規定する災害復旧工事に要する費用に充てる資金を無利子で貸し付ける場合において、その貸付けの条件が次項の規定によるほか第四項の政令で定める基準に適合しているときは、その貸付金を充てるため、その貸付金額の範囲内で政令で定める金額を無利子で当該特定県に貸し付けることができる。）
（空港の災害復旧工事の費用の負担の特例）	第三百三十六条 国土交通大臣がその設置し、及び管理する空港法（昭和三十一年法律第八十号）第四条第一項第五号に掲げる空港であつて特定被災地方公共団体である県（次条において「特定県」という。）に存するものにおいて、同法第六条第一項に規定する滑走路等又は同項に規定する空港用地であつて東日本大震災による被害を受けたものの同法第九条第一項に規定する災害対応業務の円滑な実施のために行われる出資については、株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）附則第一条の二第二項中「平成二十三年度末」とあるのは「平成二十六年度末」として、同項の規定を適用する。（株式会社商工組合中央金庫法の特例）
（指定空港機能施設事業者の災害復旧工事に係る資金の貸付け）	第三百三十七条 国は、特定県が、当該特定県に存する空港法第四条第一項第五号に掲げる空港において航空旅客の取扱施設を管理する事業を行う同法第十五条第三項に規定する指定空港機能施設事業者で国土交通大臣が政令で定める基準に適合すると認める者に対し、東日本大震災による被害を受けた当該航空旅客の取扱施設（当該空港を利用する者の利便に資するものとして政令で定める施設であつて、当該指定空港機能施設事業者が管理するものを含む。）の同法第九条第一項に規定する災害復旧工事に要する費用に充てる資金を無利子で貸し付ける場合において、その貸付けの条件が次項の規定によるほか第四項の政令で定める基準に適合しているときは、その貸付金を充てるため、その貸付金額の範囲内で政令で定める金額を無利子で当該特定県に貸し付けることができる。

（空港の災害復旧工事の費用の負担の特例）	第三百三十七条 国は、特定県が、当該特定県に存する空港法第四条第一項第五号に掲げる空港において航空旅客の取扱施設を管理する事業を行う同法第十五条第三項に規定する指定空港機能施設事業者で国土交通大臣が政令で定める基準に適合すると認める者に対し、東日本大震災による被害を受けた当該航空旅客の取扱施設（当該空港を利用する者の利便に資するものとして政令で定める施設であつて、当該指定空港機能施設事業者が管理するものを含む。）の同法第九条第一項に規定する災害復旧工事に要する費用に充てる資金を無利子で貸し付ける場合において、その貸付けの条件が次項の規定によるほか第四項の政令で定める基準に適合しているときは、その貸付金を充てるため、その貸付金額の範囲内で政令で定める金額を無利子で当該特定県に貸し付けることができる。
（空港の災害復旧工事の費用の負担の特例）	第三百三十八条 独立行政法人住宅金融支援機構（平成七年法律第八十二号）第十三条第一項に規定す
（空港の災害復旧工事の費用の負担の特例）	（空港の災害復旧工事の費用の負担の特例）
（空港の災害復旧工事の費用の負担の特例）	（空港の災害復旧工事の費用の負担の特例）

（空港の災害復旧工事の費用の負担の特例）	第三百三十九条 国は、特定被災地方公共団体である市町村に対し、東日本大震災により特に必要な施設事業者（同法第二十二条の規定にかかる施設事業者）が管理するもの（以下この条において「処理費総額」という。）が、平成二十三年度における当該市町村の標準税率（公公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第二条第四項に規定する標準税率）を超過する場合に応じ、それぞれ当該各号に定める額を補助する。
（空港の災害復旧工事の費用の負担の特例）	第一 東日本大震災により特に必要となつた廃棄物の処理を行うために要する費用の総額（以下この条において「処理費総額」という。）が、平成二十三年度における当該市町村の標準税率（公公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第二条第四項に規定する標準税率）を超過する場合に応じ、それぞれ当該各号に定める額を補助する。
（空港の災害復旧工事の費用の負担の特例）	第二 特定県は、前項の国の貸付けに係る貸付けをしようとする場合においては、政令で定めるところにより、その貸付けを受ける者が、その貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用したとき、その他貸付けの条件に違反したときに、当該貸付けを受ける者から加算金を徴収することができる旨をその貸付けの条件に定めるものとする。
（空港の災害復旧工事の費用の負担の特例）	第三 特定県は、前項の規定により貸付けの条件に定めたところにより加算金を徴収したときは、その徴収した加算金の全部又は一部に相当する金額を、政令で定めるところにより、国に納付するものとする。

（空港の災害復旧工事の費用の負担の特例）	（空港の災害復旧工事の費用の負担の特例）
----------------------	----------------------

超える部分の額の百分の九十に相当する額（公害健康被害の補償等に関する規定の死亡に係る給付の支給に関する規定の適用の特例）

第一百四十条 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害により行方不明となつた者の生死が三月間分からぬ場合又はその者の死亡が三月以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期が分からぬ場合には、公害健康被害の補償等に関する規定の適用の特例）

年法律第百十一号の死亡に係る給付の支給に関する規定の適用については、同日に、その者は、死亡したものと推定する。

第十二章 防衛省関係

（防衛省の職員の給与等に関する法律の適用の特例）

第一百四十二条 第十四条の規定により国家公務員退職手当法の規定の適用について平成二十三年三月十一日に死亡したものと推定された防衛省の職員の給与等に関する規定の適用については、同日に、当該職員は、死亡したものと推定する。

（自衛官に対する入院時食事療養費等の額についての特例）

第一百四十三条 防衛省の職員の給与等に関する法律第二十二条第一項の規定の適用を受ける者であつて、東日本大震災による被害を受けた者として防衛省令で定めるものに係る入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費及び療養費の額の特例については、国家公務員共済組合法による組合員に対する特例に関する規定の適用については、同二十七条から第三十条までの規定の例により、防衛省令で定める。

2 前項の規定は、平成二十三年三月十一日から適用する。

第十三章 雜則

（原子力発電所事故による災害への対処）

第一百四十三条 国は、東日本大震災による被害の

迅速な回復のため必要があると認めるときは、地方公共団体等が講ずる措置であつて、原子力事業者（同法第二条第三項に規定する原子力事業者をいう。次項において同じ。）が賠償する責

めに任すべき損害に係るものについても、この法律の規定に基づく補助金の交付その他の財政援助を行うことができる。

2 前項の規定は、国が当該原子力事業者に対して、同項の財政援助に係る額に相当する額の限度において求償することを妨げるものではない。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第十四条 この法律の公布の日又は介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第

二 附則第十五条 この法律の公布の日又は総合特別区域法（平成二十三年法律第 号）の公布の日のいずれか遅い日

（経過措置）

第二条 障害者自立支援法附則第二十二条第一項に規定する特定旧法受給者（同法第五条第十七項第一号に規定する支給決定障害者等であるものを除く。）は、この法律の施行の日から障害者自立支援法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の前日までの間に限り、第八十七条及び第八十八条第一項の規定の適用については、同法第五条第十七項第二号に規定する支給決定障

害者等とみなす。

（小規模企業共済法の一部改正）

第三条 小規模企業共済法（昭和四十年法律第百二号）の一部を次のように改正する。

第十六条の二及び第十六条の三第一項中「第

十五条第二項第七号」を「第十五条第一項第八号」に改める。

（印紙税法の一部改正）

第四条 印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

別表第三の文書名の欄中並びに第十二号から第十四号までを「第十二号、第十四号並びに第十五号」に改め、「範囲」に掲げる業務の下に「（同項第七号に掲げる業務を除く。）」を、「同

条第一項第五号」の下に「及びハ」を加える。

（独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部改正）

第五条 独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部を次のようにより改正する。

第十五条第一項中第十六号を第十七号とし、第十三号から第十五号までを「号ずつ繰り下げ、第十二号の次に次の一号を加える。

十三 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十一年法律第二百三十条第一項の

規定期による特定の地域における工場又は事業場の整備等を行うこと。

第十五条第二項中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 委託を受けて、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十一年法律第二百三十条第二項の規定による特定の地域における工場又は事業場の整備、技術的援助等を行うこと。

八 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十一年法律第二百三十条第二項の規定による特定の地域における工場又は事業場の整備、技術的援助等を行うこと。

九 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十一年法律第二百三十条第二項の規定による特定の地域における工場又は事業場の整備、技術的援助等を行うこと。

十 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十一年法律第二百三十条第二項の規定による特定の地域における工場又は事業場の整備、技術的援助等を行うこと。

十一 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十一年法律第二百三十条第二項の規定による特定の地域における工場又は事業場の整備、技術的援助等を行うこと。

十二 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十一年法律第二百三十条第二項の規定による特定の地域における工場又は事業場の整備、技術的援助等を行うこと。

十三 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十一年法律第二百三十条第二項の規定による特定の地域における工場又は事業場の整備、技術的援助等を行うこと。

十四 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十一年法律第二百三十条第二項の規定による特定の地域における工場又は事業場の整備、技術的援助等を行うこと。

十五 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十一年法律第二百三十条第二項の規定による特定の地域における工場又は事業場の整備、技術的援助等を行うこと。

十六 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十一年法律第二百三十条第二項の規定による特定の地域における工場又は事業場の整備、技術的援助等を行うこと。

十七 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十一年法律第二百三十条第二項の規定による特定の地域における工場又は事業場の整備、技術的援助等を行うこと。

十八 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十一年法律第二百三十条第二項の規定による特定の地域における工場又は事業場の整備、技術的援助等を行うこと。

十九 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十一年法律第二百三十条第二項の規定による特定の地域における工場又は事業場の整備、技術的援助等を行うこと。

二十 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十一年法律第二百三十条第二項の規定による特定の地域における工場又は事業場の整備、技術的援助等を行うこと。

二十一 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十一年法律第二百三十条第二項の規定による特定の地域における工場又は事業場の整備、技術的援助等を行うこと。

二十二 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十一年法律第二百三十条第二項の規定による特定の地域における工場又は事業場の整備、技術的援助等を行うこと。

二十三 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十一年法律第二百三十条第二項の規定による特定の地域における工場又は事業場の整備、技術的援助等を行うこと。

二十四 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十一年法律第二百三十条第二項の規定による特定の地域における工場又は事業場の整備、技術的援助等を行うこと。

二十五 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十一年法律第二百三十条第二項の規定による特定の地域における工場又は事業場の整備、技術的援助等を行うこと。

第十八条第一項第一号中「及び第十二号」を「から第十三号まで」に、「同項第十五号」を「同項第十六号」に、「及び第六号」を「第六号及び第七号」に改め、同項第四号中「第十五条第一項第十号」を「同項第十六号」に改め、同項第三号中「第十号」を「同項第十六号」に改め、同項第三号中「第十一号」を「同項第十六号」に改め、同項第四号中「第十五号」を「第十五号」に改め、「範囲」に掲げる業務の下に「（同項第七号に掲げる業務を除く。）」を、「同

条第一項第五号」の下に「及びハ」を加える。

（独立行政法人住宅金融支援機構法の一部改正）

第六条 独立行政法人住宅金融支援機構法（平成二十三年法律第二百三十九号）の一部を次のように改正する。

一 附則第十四条の表第十八条第一項第一号の項中「第十二号」を「第十三号まで」に改め、同表第一項第一項の項中「第十四号」を「第十五号」に改める。

二 附則第十五条第一項第一項の項中「第十四号」を「第十五号」に改め、「範囲」に掲げる業務の下に「（同項第七号に掲げる業務を除く。）」を、「同

条第一項第五号」の下に「及びハ」を加える。

三 附則第十六条の二の一部を次のように改正する。

四 附則第十七条第一項第八号中「第十五号」の下に「又は東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第二百三十九号）の一部を次のように改正する。

五 附則第十七条第一項第一項第一号中「第七十七号」を「第十五号第二項第八号」に改め、同条第一項第一項第一号中「第十五号第一項第十三号及び第十四号」を「第十五号第一項第十四号及び第十五号」に改める。

六 附則第十七条第一項第一項第一号中「第七十七号」を「第十五号第二項第八号」に改め、同条第一項第一項第一号中「第十五号第一項第十三号及び第十四号」を「第十五号第一項第十四号及び第十五号」に改める。

七 附則第十七条第一項第一項第一号中「第七十七号」を「第十五号第二項第八号」に改め、同条第一項第一項第一号中「第十五号第一項第十三号及び第十四号」を「第十五号第一項第十四号及び第十五号」に改める。

八 附則第十七条第一項第一項第一号中「第七十七号」を「第十五号第二項第八号」に改め、同条第一項第一項第一号中「第十五号第一項第十三号及び第十四号」を「第十五号第一項第十四号及び第十五号」に改める。

九 附則第十七条第一項第一項第一号中「第七十七号」を「第十五号第二項第八号」に改め、同条第一項第一項第一号中「第十五号第一項第十三号及び第十四号」を「第十五号第一項第十四号及び第十五号」に改める。

十 附則第十七条第一項第一項第一号中「第七十七号」を「第十五号第二項第八号」に改め、同条第一項第一項第一号中「第十五号第一項第十三号及び第十四号」を「第十五号第一項第十四号及び第十五号」に改める。

十一 附則第十七条第一項第一項第一号中「第七十七号」を「第十五号第二項第八号」に改め、同条第一項第一項第一号中「第十五号第一項第十三号及び第十四号」を「第十五号第一項第十四号及び第十五号」に改める。

十二 附則第十七条第一項第一項第一号中「第七十七号」を「第十五号第二項第八号」に改め、同条第一項第一項第一号中「第十五号第一項第十三号及び第十四号」を「第十五号第一項第十四号及び第十五号」に改める。

十三 附則第十七条第一項第一項第一号中「第七十七号」を「第十五号第二項第八号」に改め、同条第一項第一項第一号中「第十五号第一項第十三号及び第十四号」を「第十五号第一項第十四号及び第十五号」に改める。

十四 附則第十七条第一項第一項第一号中「第七十七号」を「第十五号第二項第八号」に改め、同条第一項第一項第一号中「第十五号第一項第十三号及び第十四号」を「第十五号第一項第十四号及び第十五号」に改める。

十五 附則第十七条第一項第一項第一号中「第七十七号」を「第十五号第二項第八号」に改め、同条第一項第一項第一号中「第十五号第一項第十三号及び第十四号」を「第十五号第一項第十四号及び第十五号」に改める。

十六 附則第十七条第一項第一項第一号中「第七十七号」を「第十五号第二項第八号」に改め、同条第一項第一項第一号中「第十五号第一項第十三号及び第十四号」を「第十五号第一項第十四号及び第十五号」に改める。

十七 附則第十七条第一項第一項第一号中「第七十七号」を「第十五号第二項第八号」に改め、同条第一項第一項第一号中「第十五号第一項第十三号及び第十四号」を「第十五号第一項第十四号及び第十五号」に改める。

十八 附則第十七条第一項第一項第一号中「第七十七号」を「第十五号第二項第八号」に改め、同条第一項第一項第一号中「第十五号第一項第十三号及び第十四号」を「第十五号第一項第十四号及び第十五号」に改める。

十九 附則第十七条第一項第一項第一号中「第七十七号」を「第十五号第二項第八号」に改め、同条第一項第一項第一号中「第十五号第一項第十三号及び第十四号」を「第十五号第一項第十四号及び第十五号」に改める。

二十 附則第十七条第一項第一項第一号中「第七十七号」を「第十五号第二項第八号」に改め、同条第一項第一項第一号中「第十五号第一項第十三号及び第十四号」を「第十五号第一項第十四号及び第十五号」に改める。

二十一 附則第十七条第一項第一項第一号中「第七十七号」を「第十五号第二項第八号」に改め、同条第一項第一項第一号中「第十五号第一項第十三号及び第十四号」を「第十五号第一項第十四号及び第十五号」に改める。

二十二 附則第十七条第一項第一項第一号中「第七十七号」を「第十五号第二項第八号」に改め、同条第一項第一項第一号中「第十五号第一項第十三号及び第十四号」を「第十五号第一項第十四号及び第十五号」に改める。

二十三 附則第十七条第一項第一項第一号中「第七十七号」を「第十五号第二項第八号」に改め、同条第一項第一項第一号中「第十五号第一項第十三号及び第十四号」を「第十五号第一項第十四号及び第十五号」に改める。

二十四 附則第十七条第一項第一項第一号中「第七十七号」を「第十五号第二項第八号」に改め、同条第一項第一項第一号中「第十五号第一項第十三号及び第十四号」を「第十五号第一項第十四号及び第十五号」に改める。

二十五 附則第十七条第一項第一項第一号中「第七十七号」を「第十五号第二項第八号」に改め、同条第一項第一項第一号中「第十五号第一項第十三号及び第十四号」を「第十五号第一項第十四号及び第十五号」に改める。

二十六 附則第十七条第一項第一項第一号中「第七十七号」を「第十五号第二項第八号」に改め、同条第一項第一項第一号中「第十五号第一項第十三号及び第十四号」を「第十五号第一項第十四号及び第十五号」に改める。

二十七 附則第十七条第一項第一項第一号中「第七十七号」を「第十五号第二項第八号」に改め、同条第一項第一項第一号中「第十五号第一項第十三号及び第十四号」を「第十五号第一項第十四号及び第十五号」に改める。

二十八 附則第十七条第一項第一項第一号中「第七十七号」を「第十五号第二項第八号」に改め、同条第一項第一項第一号中「第十五号第一項第十三号及び第十四号」を「第十五号第一項第十四号及び第十五号」に改める。

二十九 附則第十七条第一項第一項第一号中「第七十七号」を「第十五号第二項第八号」に改め、同条第一項第一項第一号中「第十五号第一項第十三号及び第十四号」を「第十五号第一項第十四号及び第十五号」に改める。

政改革の推進に関する法律(平成十八年法律第
四十七号)の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「平成二十四年四月一日」を
「平成二十七年四月一日」に改める。

(株式会社商工組合中央金庫法の一部改正)

第八条 株式会社商工組合中央金庫法の一部を次
のように改正する。

附則第二条第一項中「平成二十四年四月一日」
を「平成二十七年四月一日」に改める。

(株式会社日本政策投資銀行法の一部改正)

第九条 株式会社日本政策投資銀行法の一部を次
のように改正する。

附則第二条第一項中「平成二十四年四月一日」
を「平成二十七年四月一日」に改める。

(中小企業者及び中堅事業者等に対する資金供
給の円滑化を図るために改正する法律の一部改正)

第十一条 中小企業者及び中堅事業者等に対する資
金供給の円滑化を図るために改正する法律の一部改正

中央金庫法等の一部を改正する法律(平成二十
一年法律第五十四号)の一部を次のように改正
する。

附則第三条第一項中「平成二十三年度末」を
「平成二十六年度末」に改め、「附則第一条の二
第二項の規定」の下に「(東日本大震災に対処す
るための特別の財政援助及び助成に関する法律
(平成二十三年法律第二号)第百三十三条に
おいて読み替えて適用する場合を含む。)」を加
える。

(株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正す
る法律の一一部改正)

第十二条 株式会社日本政策投資銀行法の一部を
改正する法律(平成二十一年法律第六十七号)の
一部を次のように改正する。

附則第二条第一項中「平成二十三年度末」を
「平成二十六年度末」に改め、「附則第一条の二
第二項の規定」の下に「(東日本大震災に対処す
るための特別の財政援助及び助成に関する法律
(平成二十三年法律第二号)第百三十三条に
おいて読み替えて適用する場合を含む。)」を加
える。

(株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正す
る法律の一一部改正)

第十三条 この法律の施行の日が地域の自主性及
び自立性を高めるための改革の推進を図るた
めの関係法律の整備に関する法律(平成二十三
年法律第二号)の施行の日前である場合は、前条
のうち、障がい者制度改革推進本部等
における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見
直すまでの間ににおいて障害者等の地域生活を支
援するための関係法律の整備に関する法律附則
第一项第三号の改正規定中「第七十三条」とある
のは「第七十四条」と、同法附則に三条を加える
のは「第七十四条」とあるのは「第七十五条」と
と、「第七十五条」とあるのは「第七十六条」とす
る。

2 前項の場合において、地域の自主性及び自立
性を高めるための改革の推進を図るために関係
法律の整備に関する法律附則第四十四条のうち
障がい者制度改革推進本部等における検討を踏
まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間にお
いて障害者等の地域生活を支援するための関係
法律の整備に関する法律附則第七十三条を削る
改正規定中「削る」とあるのは、「削り、附
経過措置)

則第七十四条を附則第七十三条とし、附則第十五條を附則第七十四条とし、附則第七十六条

を附則第七十五条规定とする」とする。
〔介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の一部改正〕

第十四条 介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

附則第四十九条の次に次の二条を加える
(東日本大震災に対処するための特別の財政

援助及び助成に関する法律の一部改正 第四十九条の二 東日本大震災に対処するため

の特別の財政援助及び助成に関する法律(平成二十三年法律第号)の一部を次のよ

うに改正する。

四十五第二項」を「第一百十五条の四十六第二項」に改め、同条第二項「第八条第三二五

「項目」を「第八条第二十七項」に改め、同条第三項」を「第八条第二十七項」に改め、同条第三

項第一号中「第一百十五条の四十五第三項」を「第一百十五条の四十六第三項」に改め、同条第

五項第一号中「第一百十五条の四十五第二項」を
「第一百十五条の四十六第二項」に改める。

(総合特別区域法の一部改正)
第十五条 総合特別区域法の一部を次のように改

正する。
附則第六条を次のよう改める。

(印紙税法の一部改正)

第六条 白紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

別表第三の文書名の欄中 第十四号並びに第十五号」を「並びに第十四号から第十六号

「まで」に改める。
附則第九条を次のように改める。

（独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一 部改正）

第九条 独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第二百四十七号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中第十七号を第十八号とし、第十四号から第十六号までを一号ずつ繰り下げる。第十三号の次に次の一号を加える。

十四 総合特別区域法(平成二十三年法律
第 号)第三十条及び第五十八条の規定による貸付けを行うこと。

第十七条第二項中「第十五条第一項第十四号及び第十五号」を「第十五条第一項第十五号及び第十六号」に、「同条第一項第十六号」を「同条第一項第十七号」に改める。

第十八条第一項第一号中「第十三号」を「第十四号」に、「同項第十六号」を「同項第十七号」に改め、同項第二号中「同項第十六号」を「同項第十七号」に改め、同項第三号中「第十五条第一項第十六号」を「第十五条第一項第十七号」に改め、同項第四号中「第十五条第一項第十七号」に改め、同項第十四号を「第十五条第一項第十五号」に、同項第十五号を「同項第十六号」に改め、「同項第十六号」を「同項第十七号」に改め、同項第五号中「第十五条第一項第十五号」を「第十五条第一項第十六号」に、「同項第十六号」を「同項第十七号」に改める。

第二十二条第一項中「第十五号」を「第十六号」に改める。

附則第十四条の表第十八条第一項第一号の項中「第十三号」を「第十四号」に改め、同表第二十二条第一項の項中「第十五号」を「第十六号」に改める。

(調整規定)

十六条 この法律の施行の日が総合特別区域法の施行の日以後である場合には、附則第四条のうち印紙税法別表第三の改正規定中「から第十四号」とあるのは「から第十五号」と、「第十四号」と並びに第十五号」とあるのは、第十三号、第十五号並びに第十六号」とし、附則第五条のうち次の表の上欄に掲げる独立行政法人中小企業基盤整備機構法の改正規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とす

2 前項の場合において、前条の規定は、適用しない。

理由

東日本大震災に対処するため、地方公共団体等に対する特別の財政援助及び社会保険の加入者等についての負担の軽減、農林漁業者、中小企業者等に対する金融上の支援等の特別の助成に関する措置を実施する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成二十三年五月二十二日印刷

平成二十三年五月十三日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

D